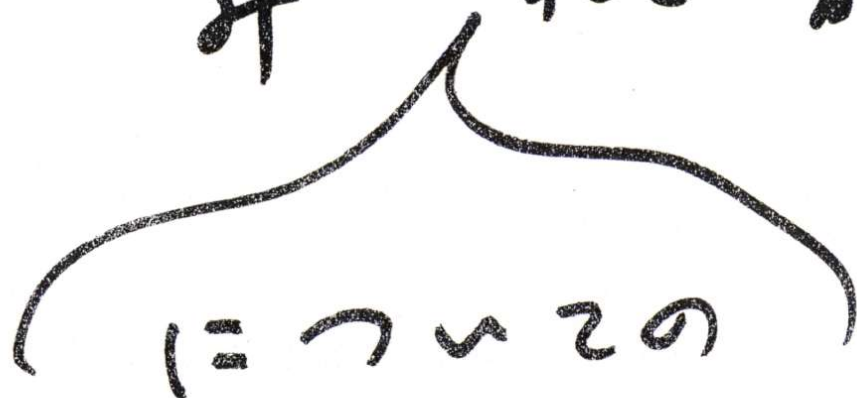


<続>

松下

昇

批評集



のこつに

と篇

～'88.11～

松下 目升へについて(の) 批評集 Y 篇 (注釈) 構成

- | | | | | |
|----|-----------------|---------------------------------|-----------------------------------|-----------|
| 1 | 松下 昇 | 「山本元すゝめとやくそく」 | (エンビツとクレヨン書き) | 43年6月 |
| 2 | 菅谷規矩雄 | 「詩的情況論序章」 | ユリイカ | 70年3月 |
| 3 | 滝沢克己 | 「神戸大学教養部湯浅光朝」教授会メンバーあて書簡(万年筆書き) | (RADIX 2号70年6月) | 70年3月 |
| 4 | 折原 浩 | 「神戸大学教養部各位への抗議ならびに要請」(万年筆書き) | (「人間の復権を求めて」71年中央公論社) | 70年3月 |
| 5 | 菅谷規矩雄 | 「斜面にへばりつく猿でないなら、人間として直立せよ!」 | (ボールペン書き) | 70年3月 |
| 6 | 菅谷規矩雄 | 「ハ松下V処分粉砕総決起集会への発言」 | (「自己組織への序」菅谷規矩雄表現集 前記編集委員会 73年2月) | 70年8月 |
| 7 | 中井隆久 | 「オレの墓碑銘は「拒否」」 | (同前) | 70年8月 |
| 8 | 菅谷規矩雄 | 「求釈明書」 | 朝日ジャーナル | 71年2月 |
| 9 | 北川 透 | 「ハ水平線V」 | (ボールペン書き) | 71年5月 |
| 10 | 鉄(コラム署名) | 「ハ表現運動Vと自立誌」 | 茫々乎通信4号ガリ刷り | 71年6月 |
| 11 | 菅谷規矩雄 | 「松下処分にかんする人事院審理への発言」 | 日本読書新聞 | 71年7月 |
| 12 | 南山大学仮装被告」仮装処分者団 | 「宣言」 | 解放学校通信 ガリ刷り | 71年7月 |
| 13 | 亀矢東西 | 「夜夜腿断から昼昼肛炎」 | 南山大学新聞 | 71年12月 |
| 14 | 北川 透 | 「ハ証言Vの根拠」 | (ガリ刷り原本のコピーを併合して掲載) ガリ刷り | 72年11月 |
| 15 | 池田浩士 | 「支配者の「総括」を超えるものを」 | あんかるわ 32号 | 72年11月 |
| 16 | 菅谷規矩雄 | 「天沢退二郎II序説」 | 情況 | 73年8月 |
| 17 | 松下昇公判調書出版会H・M・S | 「ハV裁判あるいはハV闘争の現情況について」 | 「詩的60年代」イザラ書房74年9月 | 73年8月 |
| 18 | 菅沢邦明 | 「ドイツ語の本・書評」 | 上記出版会のパンフ | 75年2月 |
| 19 | 宮内 康 | 「日録」 | 指 309号 | 75年2月 |
| 20 | 山本 聖 | 「永続する大学闘争」 | 日本読書新聞 | 77年6月 |
| 21 | 野原 燐 | 「ハあやとりVへの註」 | ハ門司大里教会V月報20号82年12月 | 82年6月 |
| 22 | 竹中とき | 絵 | 市9号(手書きコピー) | 85年1月 |
| 23 | 竹中まい | 絵 | (エンビツ書き) | 86年4月 |
| 24 | 竹中みな | 絵 | (エンビツ書き) | 86年4月 |
| 25 | 北川 透 | 「社会的存在としての詩とはなにか」(瀬尾育生との対談) | (エンビツ書き) | 87年8月 |
| 26 | 由木しげる | 「特集」60年代詩をめぐってのアンケートについて」 | 「北川透 全対話」 風琳堂 | 87年8月 |
| 27 | T(氏名非公開) | 「ハXデー問題Vの発端をなす行為」 | オーバー・フェンス11号 | 87年10月 |
| 28 | 北川 透 | 「修羅シユシユシユ、菅谷規矩雄との一交渉史一面」 | 岡山大学学友会事務室 | 87年11月22日 |
| 29 | 友田清司 | 「松下昇批評集をめぐる討論集会に寄せて」 | 現代詩文庫「菅谷規矩雄詩集」 思潮社 | 87年11月 |
| 30 | 野原 燐 | 「狭くない共同性とはなにか?」 | ワープロ表現 | 88年2月 |
| | | | ワープロ表現 | 88年7月 |

批評集γ篇に収録した時期（一九八七年十月）について欠落していたものを1〜25に、その後発表されたものを26〜30に収録した。1は、少年時の松下から現在の松下への批評として収録した。この他に補充すべき批評も多くありうるし、とくに八一年四月一日の「恋涯」同人と芹沢俊介氏による△松下▽を批評する座談会記録の存在も確認している（△白夜通信111▽に全文が全面的批判と共に掲載されている。）が、参加者ゝ掲載者への提起との関連からも、ここでは存在を言及するにとどめておく。（ただし、反批評の予告である、時の楔通信第△4▽号の「評論家による△処刑▽」は参照していただきたい。）

また、27は、一人でβ篇の印刷作業中の△松下▽を、長年にわたる△大学▽の諸悪の根源と見なし、酔った勢いで△暴力▽を加えようとした体育サークルの学生の行為（ただし、かれが△松下▽のある媒介的行為のために足をすべらせ、振り上げた会議用机と壁に挟まれて、気絶したのが真相であるが）を、現状況における象徴的な△批評▽として取り上げた。関連資料は配布可能。

最も比重をおいて言及すべきかも知れないのは、批評集とりわけγ篇の系列に関して一九八八年一月から持続的に、さまざまの場所で開かれた、批評集をめぐる討論集会の経過および、各批評への反批評の内容であるが、これは今後も持続していく（α、β、γ、ゝ系批評に交差する）反批評作業のn次の展開に参加しつつ確認ゝ創出していただきたい。それらの成果を開示する方法ゝ形態は不確定であるとはいえ、必ず私たちの表現として生かしつつ、公開していく。

これまでの討論集会の設定の位相についてのみ記すと、第一回は、γ篇の全執筆者ゝ当事者に均一に連絡し、第一回の参加者ないし応答者に対してのみ第二回の連絡をした。（それぞれ、添付する招請状参照）第三回以降は、特に刊行委として企画ゝ招請せず、任意の人ゝ関係性が△招請▽する時||空間で展開している。詳述はしないが、第一回と第二回が包囲するテーマ群ゝ会議の開き方は、第三回以降への方向づけを含めて、現状況の表現領域における最高度の達成であるという確信がある。もちろん、参加者全てに、均一にその感覚が共有されているとはいえないにしても、何かが始まったのだ、という戦慄は、だれもが否定しえないであろう。今後も私たちの試みに注目し、刊行に関連するどのような提起をも遠慮なくとどけていただきたい。

一九八八年十一月

<松下 昇> (についての) 批評集

をめぐる討論集会のご案内

1988年1月9日(土) 午後1時～10時

神戸学生青年センター会議室 阪急六甲駅北側徒歩5分

(tel:078-851-2760)

～103出版～によるファックス刷りパンフのうち

<松下昇>論(数百ページになるため分冊の予定)

マスコミ篇(約100ページ)

は会場で配布(カンパ各1000円程度)しますが、ご希望により
事前におとどけすることもできます。(構成～註の部分のコピーを
同封します。)

なお、遠方からこられる方で宿泊ご希望の方は、ご連絡下さい。
今回の企画の趣旨(別紙)を共有しようとする方々の参加を期待し
ています。

～1987年12月24日～

松下昇批評集刊行委員会(準)

連絡先 神戸市灘区赤松町1-1 松下

(tel:078-821-4984)

(別紙)

今回の企画の趣旨

1. 名付けがたい<>過程から生じている表現～テーマ(I)
の展開にのみ集中するのではなく、<>過程へ引き寄せられる表現
～テーマ(II)に注目し、(I)～(II)を総体として把握する場
を作りたい。
2. 前項の必要性は(I)の主体にとってのみならず、(II)の主
体にとっても不可避の情况的一周をなしているのではないか。もち
ろん、(I)、(II)の主体は区分～対立しているとは限らず、各
主体において複合している本質を持つが、あえて、いま(II)を素
材として対象化する段階にふみこむべき、という～からの<声>を
実現してみるのである。
3. 1988年1月9日に開始する第<0>回は、参加者の提案～
によって持続していくし、表現～テーマにかかわる人や時＝空間へ
巡礼していくであろう。また、討論経過自体を批評集を持続する構
想や、関連する試みに応用していく。

<松下 昇> (についての) 批評集

をめぐる討論集会のご案内

1988年2月11日(木) 午後1時~10時

神戸学生青年センター会議室 阪急六甲駅北側徒歩5分

(tel:078-851-2760)

α を裁判・処分関係の<国家からの批評> (回覧可能) としつつ、
~103出版~によるファックス刷りパンフのうち

β マスコミ篇 (約100ページ)

γ <松下昇> 論 (数百ページになるため四分冊の予定)

をパンフ化しつつあり、それぞれ会場で配布 (カンパ各1000円程度) しますが、1月9日の第<0>回討論経過~主要テーマのレジュメ(*)と共に、ご希望により事前におとどけすることもできます。(γの構成~註の部分のコピーを同封します。)

なお、遠方からこられる方で宿泊ご希望の方は、ご連絡下さい。

(*)に関連する提起(別紙)に応えようとする方々の参加を期待しています。

~1988年2月2日~

松下昇批評集刊行委員会(準)

連絡先 神戸市灘区赤松町1-1 松下

(tel:078-821-4984)

(別紙)

2.11-批評集を媒介する討論集会までに

考えておいてほしいこと

(1) 1.9~1.0の討論の場で、<関心をもった> 未開示のテーマについて

まとめておく。(基本的参加条件)

(2) できれば、

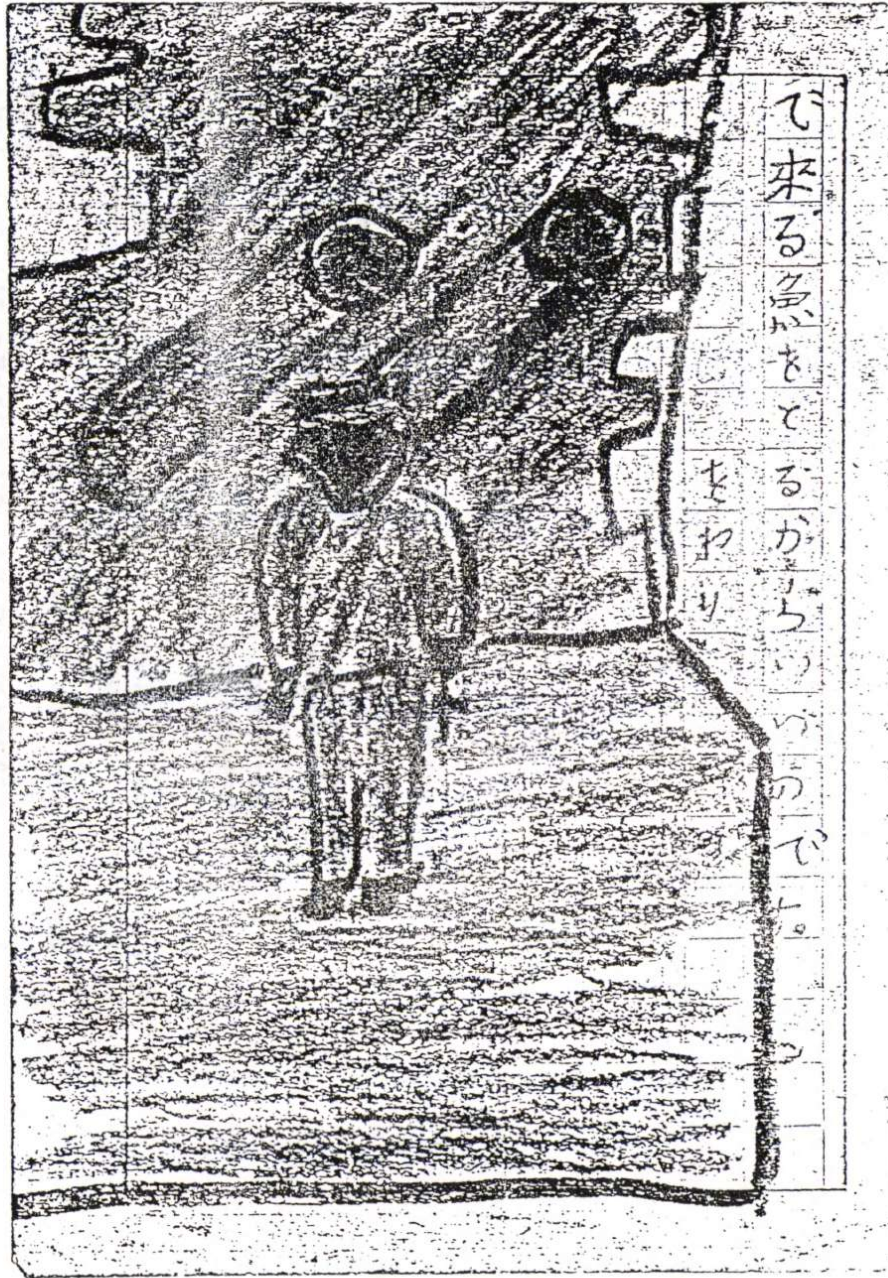
前項のレジュメ等の開示

1.9~1.0に参加しえなかった人~の同行

討論の司会をふくめて、なしうることの提起

(3) 2.11に続く 時=空間の提起を委託されるときのヴィジョン

(この呼びかけの主体は、参加のために出立した関係性を表現論として(も)対象化~止揚しうる主体のみが、かかわりうる企画であると考えている。)



び来る魚もとるがらいついで
 をわり

も	と	な	ら	し	り	ほ	い	い	早	山	二	松
つ	き	お	ふ	ね	ま	い	ち	い	入	本	の	下
け	あ	な	あ	い	ま	大	よ	ち	入	元	と	日
て	ち	せ	お	し	ま	き	り	ち	入	す	や	井
そ	ら	か	し	も	ま	く	が	り	入	ぬ	う	は
の	し	き	に	く	ま	な	ん	の	入	と	そ	ま
先	な	さ	つ	だ	ま	た	の	か	入	や	く	ま
い	ら	い	た	き	ま	ら	た	た	入	う	も	ま
水	大	と	ら	い	ま	き	ら	ら	入	そ	も	ま
丘	ぼ	軍	大	は	ま	ち	ら	ら	入	く	も	ま
さ	う	か	ぼ	は	ま	の	き	ら	入	も	も	ま
え	の	に	う	海	ま	の	き	ら	入	も	も	ま
を	の	の	の	軍	ま	の	き	ら	入	も	も	ま
っ	の	の	の	が	ま	の	き	ら	入	も	も	ま
け	つ	つ	つ	す	ま	の	き	ら	入	も	も	ま
て	な	み	み	き	ま	の	き	ら	入	も	も	ま
と	な	る	る	さ	ま	の	き	ら	入	も	も	ま
と	な	る	る	き	ま	の	き	ら	入	も	も	ま

を克服することが、この四ヶ月間のわたしの課題、すなわち10・29をみずからの現在とすることにほかならない。

裁判闘争とはなにか——自己否定・大学解体・無期限パリストを一体化せしめた絶対的反抗の論理を、国家権力にたいして表現することである。裁判の可能性そのものを証明することである。しかしながらわれわれは、△正常化△授業△に加担しつつあるその度合に応じて、反抗の論理を相対的なものに風化せしめ、われわれの闘争したいをも10・29から遠ざけつつあるのではないだろうか。そこに危機があらわれる。

10・29——都立大は授業再開にその存立のすべてをかけたことを⑤によって表現した。△大学△
⑥△授業△の三段階論が、△大学△のゆいゆいゆいの公理である。それゆえ授業拒否は△私△たちのすべてである。この非ユークリッドの原点は、いまなお不変である。授業拒否の四ヶ月間がなにを△意味△しえたにせよ、しえないにせよ、ひとつの確信はゆらいでいない。われわれは、古典的△大学空間△にたいして、非ユークリッド的時空の原理を展開しつつある。二重に内包された△拒否△を、直接、闘争の前面におしだすまで、わたしは授業拒否を永続せしめるであろう。そのとき解放学校は、ひとつのストライキ実行委員会として存在するであろう。

△
△
△

(一九七〇年三月十六日)

△六甲△へのピラ

※ 斜面にへばりつく猿でないなら、人間として直立せよ
※ △松下△処分粉砕総決起集会への発言

斜面にへばりつく猿でないなら、人間として直立せよ!

神戸大学教養部△教授会△諸氏へ

かつて△神戸△を△脱出△した私にはよく見える。そこでは人も町もすべてが、海へとひきこむ△大衆△のちからにまきこまれまいとして、ひたすら斜面をはいのぼろうとあがいている。——この傾いた空間では△人間△として直立することが、いかにむづかしいことか、あなたがたはすでにこの直立への闘いを放棄してしまっている。なぜなら△人間△が直立するのは怒りによってであるからだ。あなたがたは、ただ卑な侮蔑と憎悪と報復△差別△によって、はいあがるうとしている。すでに傾き、ずりおちつつある△大学△とともに、機動隊にしがみつき、助を乞うて必死にはいあがるうとしている——それはもはや直立する人間の姿というよりは四足獣のさまに酷似している。

だからこそ、あなたがたは、まさに、おのれのあさましさを、かえりみないですむようにと、視野に立ちだかるひとりの直立せる△人間△を△大学△から消去しようとするのだ。けれどもあなたがたがひとりの△人間△△松下昇△を△処分△するならば、あなたがたは一気になだれをおこして海中に没しるのである。あなたがたが、はいつくばるようによじのぼっているのは、人間をまったく逆立ちさせた△権力△のピラミッドの一端にすぎないものであり、その斜面と稜線じたい、あなたがたのニヒリズムとデカダンスがつくりだ

しているものなのである。

あなたがたは△松下昇Vを△処分Vすることも消去することもできない。なぜなら△松下昇Vが表現するのは△私Vの存在でもあるからだ。十年の年月を怒りによってつらぬき直立するたたいは、△われわれVのものである。このみえざる共闘の中で、東京都立△大学Vにおける△私Vの△正常化△拒否△授業放棄の闘争はつづいている。あなたがたは△制度Vの用語以外、どんな人間のことを△私(たち)Vにかえすことができるというのか。

一九七〇年三月

〈松下〉処分粉砕総決起集会への発言

神戸大学評議会は、ひとりの△松下昇Vを△処分Vしようとしている。

各評議員(及びかれらを△代表Vに選びだした教授会構成員たち)は、ひとりの△松下昇Vが十人であり百人であつたら、△処分Vをためらい、あるいは放棄するであろうか。

いや、△処分Vの権限なるものがそもそも△国家△法Vによって与えられたものであり、かつかれらは△大多数Vの△代表Vたるゆえをもつてこの権限を行使するのであるから、△大多数Vが△国家△法Vの存立基盤とされているブルジョア民主国家においては、かれらは△無限Vにこの権限を△私有Vしつづけるであらう。

いうまでもなく国家権力とか支配階級とかは、特定の個人や集団のごとくにして、△私Vたちから遠くはなれたピラミッドの頂上に住みついているわけではない。

△大多数Vの個人が、生活社会のなかで、どこまでもこの△大多数Vの存在という仮象に、みずからの△生活Vを帰属せしめんとすることじたいが、△権力Vの深化であり強化であり、△国家Vの永続化なのである。

神戸大学評議会△各教授会の構成員が、△大学自治△正常化維持Vを名目にして△処分Vを強行しようする根拠は、△研究Vでも△教育Vでもなく、△国家△法Vのなかにしか存在しない。

かれらは△処分Vに加担することで、なにを△表現Vしようとしているのか。

もともと△国家Vに限定されたものであるかれら△国家公務員Vの△生活Vじたいを、あらためて△国家Vの存立基盤のなかへいっそう深入りさせることである。これが大学闘

争の全表現をひたすら庄殺してきたかれらにもたらされる、反作用△反動の結論なのだ。

にもかかわらず、かれらは△国家Vにたいして△大学の自治Vを△無限Vに強調する。この二重性こそ、△私Vたちがどこまでも打倒の対象とすべきもの、大学闘争の真の課題である。

△神戸大学Vというひとつの共同社会が、ひとりの△松下昇Vを△処分Vし排除せんとすることは、△大学Vという共同性を、構成員個人が、みずからの内部に幻想的規範力としてとどめておくことができず、△授業Vという自己への強制力、さらには△処分Vという他者への暴力にまで疎外△現実化せずにはいられない、△反動△反革命Vの過程にあることをしめしている。

この△反革命Vの陣営△△大学Vのただなかへ、△私Vたちがいまつきだしてゆくべき△処分V粉砕闘争は、決して諸△権利Vの主張ではない。△私Vたちの生活と存在を、かれらの△階級性Vの内部に包摂せしめ、許容せしめ、疎外を解消することを要求するものではない。かれらの△階級性Vにたいして、△私Vたちが△表現Vすべき△私Vたちじしんとは、いっさいの△権利Vを拒絶し放棄したときに△私Vたちがなにもでありうるか、という存在の苛酷な階級性であるはずだ。

この苛酷さのうえにたちあるときこそ、△私Vたちは△松下処分V粉砕闘争を、△私Vたちすべての固有の闘争としつつ、同時に真の共闘の戦線をきりひろくものとしうるであろう。この課題にこたえることが、△私Vにとつての△処分V粉砕闘争であり、△授業V拒否永続化の意味であるとおもう。

△六甲空間Vにおける総決起集会が、△私Vたち個々の抵抗拠点にとって、みえざる共闘の戦線を△表現Vするなにかとなることを期待して、△私Vおよび△解放学校Vからの発言をおくりとどけたい。

一九七〇年八月八日

資料一 (神戸大学関係)

四十一名不当逮捕

△松下処分Vを目的とするレッドパージ教授会を、四月八日に教養部教授会は決行した。これに対し神大全共闘は△松下処分V粉砕・学内治安体制粉砕総決起集会への学友の結果を呼びかけ、C目を中心とする四百の学友の決起の下、B棟前の集会、デモを擁護とった。その後、教授会の開かれる会議室前に盛りこみを行ない、教授会の処分決定を粉砕しようとした。これに対し湯浅執行部は興奮機動隊を導入し、松下氏及び四一名(女子六名)の学友を不当逮捕した。

四一名の不当逮捕者を乗せたトラックの前に四百を超える学友が盛り込み、不当逮捕された学友を称賛しようとしたが、湯浅教養部長事務取扱は「退去命令」を出し、完全武装の機動隊が盛り込んでいる学友に楯で襲いかかり、実力排除を行なった。不当逮捕者を乗せたトラックが暴力的に去った後、四百の学友は△松下処分V粉砕・不当逮捕抗議の集会を会議室前のグラウンドで行なった。

△松下処分Vの意味するもの
△松下処分Vは、単に松下氏個人に対するものではなく学内の自治組織に対する弾圧の一端であり、四・八弾圧はその頂点に位置している。70年に入ってからの大学当局の学内治安政策は受動的・個別的なものから攻撃的・総合的なものになっている。活動家のブラックリスト作り、寮・中執・生協に対する弾圧、機動隊導入、学内有事ロックアウト等が三月、四月にかけて集中的に行なわれている。寮に対しては、新入生名簿の公開を拒否することによって新入生者の募集を妨害し、寮を閉鎖することを大学当局は狙っている。中執に関しては「入学手続の際に自治会費中執費なども一緒に事務室で扱う」という文書を新入生に送り、それを凍結することで活動を不可能にしようとしている。一方当局に協力的な自治会に関しては最大限に協力し、それを通して新入生を当局のヘゲモニー下に包摂しようとしている。

(神戸大生協ニュース録より)

神戸大学教養部長事務取扱
湯浅 光朝 様
同教授会皆々 様
机下

九大文学部 滝 沢 克 己

謹啓 まだお目にもかかりませぬのに突然御手紙差上げます失礼お教し下さい。
承りますれば、貴教授会に於かれましては、御同僚の松下昇氏の処分を問題として居られます由、他大学の事、まことに差し出がましくは存じますが、事柄は単に一大学、一学部ではなく、日本の全大学、日本国民の一人一人に非常に深い関係があることですので情越をかへりみず、私見を述べさせて頂いて、湯浅様はじめ皆々様の御意見伺いたく、思い切って筆執りました次第です。 私事
松下さんと以前から親交があったといふわけではございませんが、同氏のお書きになりましたもの(「六甲」・「包圍」)・お話しになった事の写し(昨年の「情況」七月号)など熟読致しましたり、最近お目にかかってゆっくりお話ししたりしましたところから私の受けました印象では、どう

考へても、大学として同氏の「処分」といふやうな事を、軽々しく取り上げるべきではないやうに存じます。
と申しますのは
[一] 行動も言葉も合せて松下さんの表現活動はむろん完璧とはいかなくても、人間のうち誰がそんなことを誇り得ませう——少くとも、人間として、国民の一人としてなかにも大学人として、先づ第一にそれを心にとどめなくてはならない。何か「に深く関はってあること、いはば直接にその「何か」に惹きつけられ、突き動かされて起って来たものだといふことは、疑いを容れません。
[二] そのやうなものとして同氏の表現活動は、政治主義的——こんに最も戒心すべき政治主義的——なアジテーションからは最も遠いものです。もし大学が、「政治的中立性」を犯したといふやうな理由で同氏を処分するや

うなことがあれば、そのことしたい、大学自身の最も危険な政治主義的偏向を証明することになりませう。

(三) このたびの「大学紛争」の根本的な解決——梶原謙夫現在の大学はほんとうに新しい生命が蘇るといふことは松下さんが終始それを追究し、実際に松下さんに起つて来てゐる表現活動の事実基づく処、向かふ処を、私ども各自もまた徹底的に追究すること、そのために相互に扶けあい励ましあふことを通してのみ可能です。この共同の努力は、「教養部」といふものが設置されたとき、おぼろげながらも求められてゐたその本来の意味ではないでせうか。なかにも社会・人文系の教師の責任は、まず第一にその点にあるのではないでせうか。——この点、松下さんは、世間一般の非難に反して、国民として、文学の教師としての責任に最も忠実な方——「社会的責任」の名のもとに「私の」安穩を求めることの最も少い忠実な方と異考せざるを得ません。

〔追記〕

私はかならずしも、松下さんの行動が、人生の真実の現われ出るため、現情況下において可能な唯一のものと考えられているわけではない。このことは、松下さん御自身のだ

だ私の危おむのは、松下さんとして最もエッセンシャルな表現活動の成果である「六甲」（「暴行」15—19号）や「包圍」（同上21—25号）を、ほとんど狂人の作為として受けとらない人々に対してかけられる散発的・ゲリラ的な攻撃が、実際においてどれだけ、氏の深切に望む成果をあげることができるか、という点である。例えばその絶大のエネルギーを、何か他の形で、最も肝要な点にかかわる共同の研究・真剣な討論・平明な表現の追究へと、持続的に集中するすべはないであろうか。そうしてむしろこの持続的・集中的な努力こそ、これまでの「全共闘」運動に——よしそのつどの「情況」の切迫と、いふことがあったにははしても——なお不足していたものではないのか。

しかし、これらすべての事情を考慮に入れても、もし多くの「教官」たちが、みずからの「持ちもの」に囚われることなく、学生たちの「闘争」の奥に秘められていた、いかな次第にその中心に現われて来させた、根底的な問いかけを、虚心にかつまともに受けとめていたら、「学校側」と学生たちとの隔絶は、けつして問答無用の機動隊に厄介をかけるまでには至らなかつたであらう。（今ここで一々立ち入ることはできないが、「無期限パリ・スト」の無理を主張した筆者自身への「追究集会」の経緯からも、このこと的一端は、これを確認することができる。）まして、政治主義的アジェンションとはおおよそその質を異にする松下氏のばあい、「教授会側」の出发点によっては、十分に公開の討論は可能なものと判断せざるを得ない。事はたんに松下氏一個の「性癖」などに関わつてゐるの

四 松下さんはすでにしばしば、教授会各位が同氏の表現活動の実質についてどう考へるか、この肝要な点を、公開の席で、徹底的に討究することを、教授会に要請して居られます。にも拘らず貴教授会は、この当然な要請に對して、何らまともな対応を示して居られないと聞き及びます。もし大学の学問、そのための正しい「秩序」にとつて最も重大なこの点を避けて、やみくもに同氏の処分を強行するといふやうなことがあるとしたらどうでせうか。——同氏が大学から排除することによって、その実は大学自身が生命そのものから排除されることになることは、余りに明らかな事実です。

大略以上が、貴教授会並びに教官各位におかれまして松下さん処分のことにつき、もう一度真剣に御考慮下さいますやう、切にお願ひする理由でございます。

敬具

一九七〇年三月一九日

よりもよく知つておられるところである。むしろそのようなA. H. H. H. V.（「微笑」）なしには、あのように独自の天衣無縫な「表現活動」は起こりえないことであらう。た

ではない。現在岡山大学で処分が決定した教養部教官、坂本、荻原両氏の場合も、本質的にはまったく同じであることは、阿部氏ほか、処分に抗議して授業拒否を続けられておられる好並隆司氏の一文（本号所載）を讀むだけでも明らかであらう。問題は教官のみならず学生を含めて、私たちが、現代の社会・大学の芯に果敢う空洞の危険をどれだけ痛切に——旧来の左翼イデオロギーを超えて切実に——感じとつてゐるかにある。この点にかかわる超克の突きつめた努力なしには、「学生の参加」その他、あらゆる「大学改革」は所詮、いよいよ厚く生命の芯の空洞を隠蔽して、終局的破滅の道を、急ぎ整えることとなるばかりであらう。反対に、この肝要な努力さえ真剣に行なわれるなら、松下氏の行動を新しい眼をもつて見る思惟の自由さ——氏の微笑にこたえるそこばくの微笑——もまた、おのずから私たち各自の胸底に湧出するであらう。

神戸大学評議会・教養部教授会各位に対し、不肖をかえりみず、重ねて考慮をお願いする所以である。

（一九七〇・五・四）

はなく、ひとつながりの構造をなして進行しています。すなわち、この六〇年代を通じて、片や「公」書を流し放し、片や「メトナム特許」にとびつき、やみくもに「高度成長」を上げてきた日本資本主義は、六五年の日韓条約を契機として、韓国・台湾・東南アジアへの帝国主義的進出にのり出し、いまや、日本共済明路線のもとに、その拡大強化をくわだてています。まにに列強した非人間化現象は、すべて、この進出を支える帝国主義的再編の過程に、構造的に組み込まれています。

教育の帝国主義的再編、医療の再編、合理化、強圧、治安体列の強化、……等々。

したがって、わたくしたちがとりくむべき七〇年代の闘いは、けつして元なる「安楽な発展」の闘いではなく、安楽を要として現実に展開している日米帝国主義的侵略体制そのものを、全分岐にわたって打破する闘いであり、この構造総体の全面的打倒を展望しつつ、それを支えている柱の一つ一つを、根元から打倒してゆく闘いでなければなりません。

そのためにわたくしたちは、一個の人間としての原点に據るすえで、教育の帝国主義的再編にたいする自主規制的対応たる加藤近代化・強圧路線と闘い、この個別闘争を徹底させてゆくと同時に、この路線が帝国主義的再編の全構造にリンクされてある事を突き、それぞれ別の闘争を通してこの構造総体の打倒をめざす教育闘争、医療闘争、「公」書闘争、基地闘争、神岡闘争、アジア人民の解放闘争等々との間に、重層的・立体的・構造的な連帯を追求してゆかなければなりません。

資料

わたくしたちは、六〇年代闘争の切り開いた地平をこのようにと

人間の復権を求めて
 人間の復権を求めて
 一九七一年 中矢公論社

られ、その契約的撤退と七〇年代闘争への持続の決意を表明すべく、六・二二集会に決起します。

全季の教職員・学生協会は、この六・二二集会に結集されんことを！

- 六・二二集会実行委員会
- 教員有志
- 助手共闘
- 職員共闘
- 東大教職員六月闘争委員会(工・農)
- 病院反戦
- 精神科医学生連合
- 大津さん不登解雇撤回全学闘争委
- 横新六月スト突
- ガスマスク禁止運動(東大)
- 時計台前集会
- 二時 学内デモ
- 三時 首相官邸・アメリカ大使館へデモ

スローガン

沖真人兵運衛！

安楽特許！

加藤近代化！強圧路線粉砕！

資料16ノ1

神戸大学評議会各位への要請

貴評議会では、松下昇氏の「警戒免除」にかんする教養部教授会

人間の復権を求めて

の提案をこ筆端にすることと思います。

わたくしは、松下氏の一文人として受けまして、また、一昨年来の学闘争のなかで提起された問題を受けとめ、考え、行動してまいりました者といまして、松下昇氏の「処分」問題に無関心ではおれません。

聞き及びますところ、教養部教授会の「処分案」は、つぎの二つの理由から、まったく不当なものだと思われまふ。第一に、松下氏はこの間、学生闘争の提起した問題を真摯に受けとめられ、さればこそ、授業、成績評価など大学教師の自明の義務とされる事柄についても、ご自身の問いつめと思想性にもとづく独自の行動をとられて、身をもって問題をつきつけられたのですが、教養部教授会は、これをまったく顧みられず、既成秩序を前提とし、先だそれと仰るというような「理由」をつけて、松下氏を大学から追放し、その問題提起を葬り去ろうとしておられるのです。このことは、なによりも自由な思想的対決にもとづく自己改革を追求すべき大学の理念に悖ると思われます。第二にこの「処分案」の作成経過をみましても、極秘裡に「審査委員会」を設置し、公開を要求する松下氏を官憲に委ねた上で、密定で決定を下すという、東大特有の欠陥裁判なみあるいはそれ以上の強制的措置がとられております。

評議員各位におかれましては、これらの事情は重くご承知のことと思いますが、もしそれを無視されてこの不当な「処分案」を承認されまますならば、貴評議会も、誤りを感知しながら医学部の「処分案」を承認した東大評議会の繼を踏み、他方、岡山大学に次いで第二の「大学自衛宣言」を発せられることになるのであります。この点を十分お考え下さり、この不当な「処分案」を白紙撤回され、余学あげて松下氏の問題提起を受けとめられますよう、強く要請い

たします。

一九七〇年四月三日

東大教養学部 折原 浩

資料16ノ2

神戸大学教養部各位への抗議ならびに要請

貴教授会は、同僚の松下昇氏にたいして、神戸大学闘争における、氏の本質的問題提起に答へられないまま、氏の「警戒免除」を強硬され、「審査委員会」を設置され、公開を要求する松下氏を官憲に委ねた上で、極秘裡に「免除処分」を決定されました。

松下氏は、この闘争に深くかわわれ、学生闘争の問題提起を真摯に受けとめられ、さればこそ、授業、成績評価など、大学教師の自明の義務とされる事柄についても、ご自身の問いつめと思想性にもとづく独自の行動をとられ、身をもって問題をつきつけられたのだと思えます。それなにして、貴教授会は、いったいどのよう回答されたのでしょうか。松下氏の問題提起を頭を下げず既成秩序を前提とし、ただこれに悖るというような「理由」をつけて、氏を大学から追放し、その問題提起を葬り去ろうとしておられるのです。この意味がおわかりなんでしょうか。お一人お一人、ご自身の胸に手をあてて、闘争され、裁かれるべきなのはいつつおられるか、とお考えになったことがあるのでしょうか。松下氏の問題提起に、まともにお答えになつた方が、一人でもおられるのでしょうか。

松下氏たちの果敢な運動によって映し出された自身の姿におののき、影響に逃げ隠れ、「国家公務員法」、機動隊、……製するに各位の既得権を保障し、各位をして現にかくあらしめている既成秩序にすがりつき、よるえながら強権を奨励されただけではいけないのでしようか。

貴校の「処分案」が評議会議を通り、「合法的に発令」され、貴大学が、岡山大学に次いでみすから、大学自教宣言を発せられるまえに、「ご再考」になり、「処分案」を白紙撤回されて、松下氏の問題提起にとりくまれるよう強く要請いたします。

一九七〇年四月二三日

東大教養学部 折原 浩

資料16ノ3

神戸大学の学生諸君へ

わたくし、松下昇氏の一人人で、氏の果敢かつ根柢的な闘いに触発され、助まされて、はるか東の地で、授業拒否の闘いと自主講義運動をすすめている者です。

そのような者として、今回の「処分案」決定にたいしては、深い憤りと怒りを禁じえず、別記のような「要請」と「抗議ならびに要請」を、それぞれ評議会、教養部教授会あて郵送いたしました。すでに、松下処分紛争闘争にとりくみ、厳しい闘いを闘いぬいてこられた、六甲空間の諸君にたいしては、三月二〇日の朝刊歩加を思い出しながら、心からの運搬を表明したいと思っております。状況が重くなればなるほど、さればよし、と、沈滞かつ果敢に、闘

いを進めて行っていたのだと念願しています。それから、なにかの契機から戦列を離れ、あるいは戦列に立てず、伏目がちに、日を送っておられる諸君、また入学早々大問題に直面して、とどまって、おられる諸君、どうかこの問題を、わがごとくとして受けとめ、伏目がちの、日々に深められた内面性や、新入生としての新鮮な感覚をもって、処分紛争の闘いに決起して下さい。

「人材選別」「労働力商品」生産機構として、諸君に競争を強い、諸君を分断・差別し、諸君の感性と知性を磨滅・風化させる既成秩序の強権が、いま、諸君とともに（現在は戦列に立っていない諸君とも、意味上・本質上ともに）闘っておられる松下氏に、よりおろされようとしているのです。諸君が、この既成秩序に身を委ねるか（あるいは委ねざるか）、それとも、それをここで拒否することによって、感性と知性が生き生きと展開しはじめる機をつかむか——これが、いま、松下氏が身をもってつき出されたこの問題によって、諸君自身に問われているのだと思います。教養科における自己形成のまたないチャンスではないでしょうか。教養科自らの知識を頭につめ込み、単位をそろえる、ことによってはけつして獲得できない（教養）（実践的）自己開化の第一歩ではないでしょうか。

先進的な諸君も、右のような歩み出、または戦列復帰を考えている諸君を、おおらかに、豊かに包み込んでゆけるような、開かれた、運動体の形成をめざして下さい。この感し、ともすれば、闘争部分、と、闘わない部分、の「二極分解」が生じやすい状況で、なおかつ、そのようなリーダーシップを発揮できるということは、よほどの主体形成を前提としなければ不可能なことだと思いますが、

わたくしは、松下氏とともに神大闘争を闘いぬいてこられた諸君が、そのような主体であることを確信しています。では、どうか、ご健闘を！

一九七〇年四月二三日

折原 浩

資料17ノ1

岡山大学評議員各位への抗議ならびに要請

新聞報道によりますと、貴評議会は、教養部講師萩原勝、坂本守宿両氏にたいして、昨年五月の懲戒処分を決定されたこととてあります。

わたくしは、一昨年来の学園闘争のなかで提起された問題を受けとめ、研究・教育のあり方にかんする反省の上から立って、自己改革と大学改革を志向してきた者の一人といたしまして、今回の貴評議会の措置に、大きな疑問を感じないわけにはまいりません。

聞き及びますところ、処分の事由とされている萩原・坂本両氏の授業拒否・試験拒否は、単位認定権・成績評価権などの権力をひそめ充てんするはかならぬそのような権力関係を問題とした学生諸君の運動を圧殺する手段として進行されたこと、またそれが、「正常な」状態においても、学生諸君に聴議を強制し、競争を強い、差別・分断して、真の自己形成を求めざるを得ないことを、西氏が、「教育」とは授業することである」という常態をつきぬけた地平から問題とされ、それらの端的な拒否

と自主講義運動の展開により、身をもって問題をつき出された行為であると想っています。いすれにしても、両氏の行為には、深い確信と本質的な問題提起がこめられていると思えます。これに対しては、その思想的核心を正面から受けとめ、それについてみすからの思想と論理を対置すべきであります。思想的核心の対決を回避し、既成秩序を自明の前提として、ただ両氏の行動の外形だけを見、「国家公務員法」「違反などの」「事由」をつけて「処分」するといふような管理者的発想は、いやしくも、自由な思想的対決にもとづく自己改革を志向すべき研究者・教育者のとるべきものではありません。

ところが、貴評議会は、道徳ながら、この大学の理念よりも、管理者的発想を重んじられ、萩原・坂本両氏の問題提起を無視し、「処分」という強権的措置に訴えられました。そもそもこのこと自体が誤りであり、さらにその上、本質的な論点を提示された坂本氏の「要請要求」にもまったく答えられず、全学をあげての本質的論争の機会とならざる、坂本氏の要求された公開審判すら回避されて、一方的・強権的に「処分」を決定されました。これによって、岡山大学は、今回の学園闘争にかかわる教育への弾圧に先鞭をつつけられ、大学自教宣言、第一号を発せられたこととなります。評議員各位におかれましては、まず、この間の学生諸君ならびに萩原・坂本両氏の問題提起にたいするご自身の姿勢について、根本的な反省を加えられ、不当な「処分」を白紙撤回された上で、あらためて両氏の問題提起を、その核心において受けとめられ、自由な思想的対決にもとづく自己改革をとりあげられ、強く要請いたします。

一九七〇年五月三日

折原 浩

7

エリカ・スウェーデン (Vol. 2-9) 56

およそ何らかの物語に(おわり)というものが仮定しうるとすれば、それらの(おわり)は、具体的にいかなる多様性を示しうるにしろ、仮定された内実としてはすべて、この「さいごの戦い」と同じラストを歩みずにはいられない。ピーターヤルシーらきょうだいたちの、死後隊がいままさにはじまろうとしていて、それはこの上なくゆたかに、永久につづくという宣言こそ、この物語が物語としてたどりつきた(さいご)であり、そのように極限のかたに死後隊がぞくするということ、それは(と)うていわたしの筆で書けないほど(の)ものであることの告白とが、そうした死後隊の不可能性による最終的な百八十度の逆倒としてここで企てられたのである。

しかしながら、私たちは決して「ナルニア国ものがたり」の語りとともにこの百八十度の逆倒に乗せられて終ることはできない。C・S・ルイスの力業もまた、この力強い逆倒によって永遠の静止状態に入る。「さいごの戦い」のラストによって、「ナルニア国ものがたり」の語は永久に私たちからも開放されてしまった。死後隊の不可能性は、この逆倒によって何の傷もつけぬまま、ふたたびバネじかけのように私たちの方へ百八十度、跳ね戻る。

このとき私たちの前に、これら宮沢賢治やルイスの試みがかきたてた美しい霧や苦しい虹の名残りからすかし出されるように、船が一般近づいてくるが見える。結局、春くことの宿命的な条件と不吉なばかりに対応するこれら死後隊の不可能性は、「異師グラックス」という異様でしかも唯一の作品にたどりつかずにはいられないのだらうか。

「おれ」と「エト」(イザウマヨウカク)に収録

「わしは今ここにこうしておる。それ以上のことはわしにもわからぬ。これ以上どうしようもない。わしの舟には舵がない。黄泉の国の底の底あたりを吹く風のまにまに漂っているまでじゃ。」

「わしの屍体を運ぶ小舟が進路をまちがえおった」とグラックスは云う。しかしおよそ驚く行為に身を投じた者の乗る舟は、まっすぐ黄泉路へ向かってくれないのだ。グラックスは死んだが、死んでも死なない。かれの彷徨は死後なき死後であり、かれの不幸は、死後隊の不可能そのものであるゆえに永遠につづきうる唯一の死後隊なのである。

したがって、あらゆる驚く行為は、書きつづけることにおいて成立するために、(死後)のいっさいを何らかのかたちでやりすし、死後なき死後に合体する試みとならざるをえない。その異質な試みのひとつは、死後を死後として語らないこと、死後を死後ならぬものとして先取りすることだ。妹と子子の死によって、おのれのよって立つべき時のオリジンの死に直面した一九二三年以後の宮沢賢治が、行分け時作品において弛緩と放心の極点へと下降したあと、花鳥重話の運作において企てた必死の(死)への接近は、この先取りの企てだったのである。(この項つづく)

註1 この点については拙稿「なぜヘカバネルラの死に遇か」(エリカ・スウェーデン増刊「宮沢賢治研究」)に詳論しておいた。
註2 「文学空間」邦訳書19頁。

詩的情況論序章

菅谷規矩雄

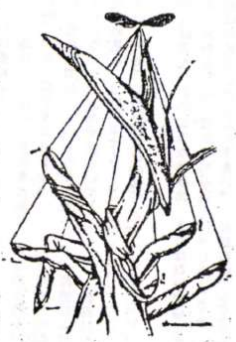
〈凶区〉はいま危機である。さしあたりわたしはそれにかんして主観的な記録と報告をここにまとめておきたい。このクリシス(さけめ)に詩的情況の一面面が象徴的に反映している。とおもわれるかぎりにおいて、〈凶区〉がみずからの危機にどう対処するかは、この序章とはべつ、もうひとつの主題である。

危機のメルクマールは、つぎのような順序で、わたしの主観にまで到達するものとなった——(1)野沢暎は14号の(海の果実)〈二九六〉(1)に作品を発表して、(2)山本道子は24号(ペンキ)はもう隠れたか(第一回のみで、連載予定を中断したまま、誌上から姿を消している。(3)鈴木志郎氏は27号に〈凶区〉同人を止める私の事情(なる文章を寄せて、同人をやめた。しかしこの文は、なぜやめるか、その(事情)をなにもあきらかにしえていない。

これら三つのばあい共通しているのは、〈凶区〉における各人

の(無言)が、なぜ書かないかが、ついにこたえられていないことである。鈴木についても、もんだいのラテ・クス(根)は、同人相互の私的關係にあるわけではないはずだ。かくて第四のメルクマールとして、わたしじんをとらえねばならない。わたしは〈凶区〉におけるじぶんの(無言)を一時的休止とかがえたかった。二、三ヶ月まえまでは、しかし危機の本質は、まさにこの(無言)のなかにふくまれている。それゆえ、(二)でどうしても無言の枝をえぐりだすほかない。書かない、のではない、書けないのだ——なぜ?

書けない苦痛のただなかに、わが詩的情況はすでに一年あまり、ゆきどまっていた。とはいえ、(私)が情況から脱落したと宣告するほどのものは、いまだしめされていない。(書かれたもの)客体に、(無言)・主体を対峙しうる、關係のなかになわたりと確信している。それゆえの危機感である。一九六〇年代は、〈凶区〉にのりせきした無言の内存在に、より本質をひそませている。そこ



にわたしたは、危機を主体化する作業、すなわち、「凶区」の（対自、対他）構造をとらえる振舞をもつはずだ。

メモ I 詩的情况論のプラン

- (1) 凶区の内的構造としての六〇年代、その起点たる6・15の(死)。
- (2) (凶区) — あんかるむ、間人誌とはなにか自立誌とはなにか。
- (3) 詩的情况の転位、天沢運二郎 — 北川透 — 松下昇。
- (4) 表現 — 反乱 — 無言、あるいは(凶区)の政治思想。
- (5) 日常の芸術化 — 凶区日録。
- (6) 情况の主体とはなにか……(詩・無言)。

メモ II 固有テーマの展開プラン

- (1) 一九六四—六六・神戸 — 時間と空間の位相差。
- (2) 6・15の(死)がみひらいている眼……(どこまでも生きる)。
- (3) 亡命 — 抵抗 — 闘争、プレヒト論 — 鳩谷論 — 大学闘争……。
- (4) 国家 — 暴力・性 — 自然、(国家にむかって詩を書くこと)ができるか。
- (5) 未知の(私)にむかう永続闘争。

メモ III 凶区にかんするいくつかの仮説

- (1) 凶区とは凶区日録である。
- (2) 凶区の連続性を内的に支えているのは保守性である。

- (3) 集団としての凶区の共同性は、文学的・思想的ではなく、造形的なものである。
- (4) 凶区はすでに情况の核心をはなれ、脱落した。

メモ IV 凶区間人の現在 — その復讐

- (1) 野沢暎 — 凶区にたいするながい沈黙 (14号)
 - (2) 山本道子 — 凶区からの失踪 (24号)
 - (3) 鈴木志郎廣 — 凶区脱退 (27号)
 - (4) 菅谷規矩雄 — (書くこと)の終極過程 (24号—27号)
 - (5) 天沢運二郎 — アジテーションの終了
 - (6) 渡辺武信 — 執筆の遊学化・6・15の記憶の消失 (27号)
 - (7) 秋元深 — 反思想パッシングの拡散 (26号)
 - (8) 金井英恵子 — 詩から小説への(書くこと)の転向
- (註) これら各項は、無言の域 — 危機のメルクマールを意味するまでであり、同人それぞれの詩的・文学的営為にたいするわたしのトータルな評価とはひとすべつのものである。したがって、藤田治・菅谷規矩雄・高野民雄には、危機のおよぶぬある種の慣常的な存在感が象徴されるということも、凶区への(対自・対他)的全体的なかには、位置づけられるべきことである。

いまわたしはこれらメモを相互に関連させて充分に展開することができない。(詩)とは相反する領域に没頭せざるをえないからである。

この一年あまりの(私)の無言は、情况の根拠もろろす反乱をよむものであった。(大学闘争)から(詩)にむかって告げておき

鈴木志郎廣は詩集(複製問様又は随筆への逃走)の巻末に附したニッセイのなかで、凶区における人間関係について、「私はその詩以外の次元での人間関係を開いて行うとは余りしなかった」と消極的な見解をしめしたあと、つづけてこう記している——

(しかし私としては常に安保条約反対闘争の経験と人間関係の見えない主観的な媒体としていたので、あのときとった態度がどういうものであったかを気にしないではいられなかった。しかし、それを私は表面に押し出すことはしなかったし、今後もしないだろう。なぜなら、それを表面に出したら、私は極めてみじめな状態へ落されてしまうからだ。私は現在自分をどう弁護しようかと、あの闘争の主観的にしかとらえることが出来ず、そのために闘争の途中で脱落してしまっことは確かなのだ。それは私にとって苦痛なのだ。)

鈴木が六〇年安保闘争の経験と(かれの文章でそれによれているのは、右の引用がほとんどゆいゆいである)、凶区における(人間関係)のもんだいとつなげてのべることに、わたしは異感をおぼえる。それは(人間関係)のもんだいたりうるのか? (闘争を主観的にしかとらえることができず、そのために闘争の途中で脱落してしまっこと)の(苦痛)を、わたしは鈴木とひとしくわけておぼえているはずだ。しかしその苦痛のあらわれる場は、けっして(人間関係)ではない。

なぜ途中で脱落したかは、思想的にしかこたえられないもんだいとしてある。鈴木はそこで、もんだいを(経験——人間関係)のワ

たいのは、そのひとことだけである。まったく未知の領域にまで闘争をまきひらけないでいる(私)には、くりかえし聞いおとすれどくる——(書くこと)の解体へつきすすむか、(すでに書かれたもの)に復帰するか。この問いはニッセイである。まどわしてある。それゆえこたえはどちらでもない。にもかかわらず、天沢運二郎から高橋和巳まで、(私)にはそれこたえをだしたようにしきみえない。文学的(正常化)の帰属ではないのか?

大学闘争と詩的情况とは、ふたつのことなる領域などではありはしなかった。ひとたび(大学)において(違反)をこころみるならば、たちどころにあらわになる(ひとつの)表現構造だけがある。(大学闘争は永続する)というスローガンを、(私)は(詩)にむかってもかかげるのである。

ひとつの推測をしておこう——大学闘争において、天沢運二郎はまわったアジテーターのひとりであったとおもわれる。詩的言語の暴力性を主張するかれの思想は、パリのケード的情况にたいして、優位・先行性をあらかじめふくんでいた。そのかぎりでは、それはグワルト的情况をまねびましたアジテーションであった。けれどもグワルト的情况は、同時に(昨春秋)政治思想情況の深部に下降する後退・敗北の局面をあらわにした。ここにおいて、詩的言語の暴力性なる原理は、いっさいの優位・先行性をうしななって情況から大急ぎする——(国家)からかおをそむけて……。

ここからあらためて、わたしはメモIの第一のテーマにかえるひつようを感じる。6・15の(死)がみひらいている眼……すべてはそこへの襲撃か拡散かの過程である。主題をそのように限定するところから、なにがみいだせるか。

クにとぞすことによつて、苦痛を無言の故に転位した。それゆえにかえつて、この妙心は情況をひとたび喪失したうえでの、生活思想に凝固するほかなかつた。その結果、プアプア詩以後、あらためて生活解体の思想に反転せざるをえなくなる。

わたしはみずかの(無言)を、この局面で鈴木的生活解体思想に対位せしめ、検証してみたい。かつてわたしは野沢暎を論じたなかで(凶区5号)、(街頭デモに快楽を見出すとは、あえていえば世界をわがものにするこの快楽にはかならない)と書いた。それにたいして秋元深は、こう反撃をくわえてきた(凶区10号、ヒーローはなぜ死なないのだろう?)。

(菅谷規矩雄の「街頭デモに快楽をみいだす」とは無節操なうまい云釈で、それならば転身も拘束されまい。もし、それがほんとうなら、もっと走り、もっと燃やし、もっとコテンパンな水をぶっかけられればよかつたではないか。そして快楽という言葉が、そのように観念的に用いられてよいのなら、戦争こそ最高の快楽ではないか)

この一節をわたしは批判としてうけとつてはいない。いわれのないひびうだともおもつていない。6・15のわたしは、秋元によつてそのように非難され、そしてそれによつて傷つたか—秋元はみずからとして、存在した。なぜ批判ではなく非難なのか—秋元はみずからを、決して反権力闘争に荷担することのない(生活者)と仮構して、その立場からこれを書いている。だからわたしは、(もっと走り、もっと燃やし、もっとコテンパンな水をぶっかけられ)それ

ことができた。それゆえかれは6・15においてひとたび(死)をみずからの内部に所有したうえで、(死を内部に幽閉された学生たちが、さらに少数者の中の一人の死によつて、自らの内の死を外へ解き放つてしまった)とこころに、かれじしんの闘争もまた完了していることを自覚せざるをえなくなつて、野沢においては、6・15の(死)は内在的に完了しうるものとしてあるし、それとともに(書くこと)もまた完了せざるをえない必然性をおびていた。すくなくとも(凶区)という場においては。

天沢通二郎は凶区27号の(一九六九年 ノンセクション・ベストテン)の項目に(二月十八、十九日(乱))としてしるしている。これはふたつのことを、意味づけているとかがえられる。第一に東大闘争がブラウン管の映像以上のものではないということ。凶区の(ノンセクション・ベストテン)が、いわば日録のまとめであることからすれば、(凶区日録)じたいが、テレビ芸能(たとえば11PMやナイトショーなど)ともはやまったく同一化していることを、ここから読みとることが出来る。

第二に、天沢によつて大学闘争は、かれの60年代ノンセクション・ベストテンの項目としてすでに過去のものではないのか。七〇年代にこだわりつづけるべき、どんな思想主題をつかみだしつづけるのか、この点にかんしてかれは多くを語ろうとしない。むしろ凶区5号においてはまったく無言である。

そのかぎりにおいて、凶区前史を構成する一方の要因としての(暴走)は、かんぜんにはその意味をつかいはなして、凶区の内的構

でも快楽をみいだすと断言し、しかもそのような(観念的な)ことばの用いたたにおいて、(戦争こそ最高の快楽ではない)と言ひければ、非難を無効にすることが出来る。秋元は(世界をわがものにするこの快楽)に、権力意志をみとめることはしれない。そこにかれの反権力思想が非政治化し(反政治化ではない)、したがって生活化せざるをえない限界がある。この思想的無効性がたええれなくなる時、かれのパトスは、空想内で反乱の現実行為をなぞつてみるほかになく—ある種の解離作用にもよつて、ここでもんだいの所在を覚えがよくなるにたどるとども、より深みへはいってゆく、という方向性をあきらかにしつつ、定位のために引用しておくべき第三のものは野沢暎の文章である(凶区批判書)。

(嘗てぼくは得体の知れないあの(もの)の存在を身近かに感じていた。(中略)そして時折それは、ぼくの眼前に(真物)として現われ、行爲の前方に立ちはだかつてくる。こんなとき、きまつてぼくは其の情景に幻惑されて、すっかり陶酔してしまふ。(中略)あるときぼくは国会周辺で、旗をもつてデモ隊を先導していた。ジグザグデモはぼくの後方で激しく揺れ、ぼくの前方にはヘルメットの厚い壁があつた。フラッシュライトは白日のように眩く、そのときぼくはおびた。だしい群衆によつて目撃されていた。そしてぼくは、そのおびた。だしい視線によつて陶酔し、ひととき放心状態のなかを走り続けた)

野沢はこの(陶酔・放心)のなかに6・15の(死)をのみこむ

造から消失した。渡辺武信において、(暴走)すなわち6・15的記憶は、東大闘争にたいしてついにあらたな関係をつくりだすモチ、イフたりえなかつた。

いま凶区に、凶区日録いじょうのなかにありうるか—わたしはここでゆきどまる。ただおのれの(無言)のなかにめぐりこむほかなくなる。(詩の原理あるいは塩谷雄高論)を中断せざるをえず、かつまつた作品を書くことのできないのがわたしの現状であり、わたしの日々は、日録とはまったくべつ領域に存在している。この二重の欠落にもかかわらず、なおわたしにとつて凶区が存在しているとするれば、それは思想的関係をおいてほかにない。しかしまさに思想的関係において、凶区はわたしにたいしてまったく(無言)であるとしたか、かんじられないのだ。(きみはどうするの)という問いかけは、凶区とはべつの地点からくいでくる—しかもそこにひらかれる領域は、(詩)にはかならないのだ。

(この世界で最も幻想性にあふれた領域で、固有のスクローガン、戦術を媒介として問われているのは、おそらく、つばやきからゲバルトをへて闘争、さらには宇宙に至る全ての表現の模範の変革である。とりわけ、表現の階級性の止揚。死語のなだけ、自己と他者に本質的な死をもたらす沈黙への怒り。倒錯した現実へのなしくずし感覚の根拠にある自然さを、どのように陶酔するか。報復と一行の詩。汝の表現論を示せ。汝の原罪性がそこにひっそりと思つているはずだから)(松下昇)

(私)は、この問いかけにこたえなければならぬ。

「目下として読むべき文庫として」

「現代詩年表(66-7) ↓ 読者の60年代(74-9) ↓ 42録

「現代詩年表(82-11) ↓ 詩とメタファ(83-7) ↓ 42録

「現代詩年表(82-11) ↓ 詩とメタファ(83-7) ↓ 42録

「にしろたいんだわ、でも、偉い人
忙しいから、俺我慢するんだもん
ね、パチンコやるの我慢強くなるもん
ね、怒ったら負けるもんね。」
男一匹耐えて流れてどこへ行く、走っ
て転んで流されて、黙って忍んで流され
て、最初に押さえたのたれ死に、どうすり
やいのこの私、夢がないうてのはさび
しいんだもんね。
あまりさびしいから星を見て、ボタボ

オレの墓碑銘は「拒否」

中井隆久

愛国心……無頼漢の最
後のよりどころ
無頼漢の最初の
よりどころ
——ジョンソン
——ピアース

「戸籍調査は？」
「おこたえする義務はないね、それよりあ
んなのナマエは？」

この問答は新米調査がやってくるたび

タナミだを流すんだもんね、でも、この
ごろ星も見えなくなつたんだもんね、星
が見えないという、街の照明のせいだ
とか、空気が汚れているからだとか、ア
ッ本当だとか、くだらない笑にくだらな
いとか、騒いですぐに飽きられちゃうも
んね、星が可愛くも思えなくなつて力
いっぱい輝いても、結局はそれだけのこ
としかできないんだもんね。
でも、もういいんだもんね、だいじぶ
んだわき。ホンジヤもう一度読み直して

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

に富んでね。だから、もうこの国家とい
う振替のウソパチは結構だといって
るのだ。オレは国家には怨念しか持た
ぬ。おつきあひする気はないね。オレの
欲しいのはこの地球の土と空気だけだ。
「あ、わかんないわ
かない、議員といよ
のは名ばかりで、問
いで聞かれて黙け
て、いつもぼんやり
子の番、空かつんば
わかんない。

——監獄坊 孫田平吉

選挙のことをちよつと喋っておこら
か。話は二つある。一つは、投票とい
ものを、オレはやらぬのだ。幾年前ま
で、オレは今よりナイーブだったから、
主権者の権利の行使とやらで投票所へ
コンコ出かけたたりしていたが、オレが
この町で町内会にはいるのを拒んだら、投
票できなくなつた。入場券がなくなつ
たからね。

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

足を運ぶ面倒がなくていいからねえとま
たつ返す。
そんなこんなで、オレはとうとう投票
というものを、すっかりやらぬことにし
たのだ。ダイギンセイミンシュニキ
とやら、クザクラエ。オレは死ぬるま
で、コンクリンザイやらぬつもりだ。
そのコンクリンザイの選挙を、一つだけや
つたというのが、今二つ話だ。オレは市
住町は、去年市議会のリコールをキャ
ト。ドロボウ議員なんでものが出たり
のおままりのあれだ。市長まで職を提出
すおまけのついたりリコールだった。

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

私のこと

一九二六年島根生れ、日本の支配体制の
教育体系の外に学び、体制への委託もま
た、特攻ボートに乗せられたときを除い
て、最も忠情に生きてきた多岐な、自分
置作家(一つも死ねぬ、死ぬるまでそ
ろろ。それどころか望遠鏡で星を見
る。オレはしばしば(ソーローのいうドレイ
でない)、こどもたちとつてハメリンの笛
吹きだ。その点で、オレは難法使いなので
ある。

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

「オレがニセ者だ」と
「だからさ、オレはホンモ入
んに對する敬意でもであるだろう
よ。セールスマンだつて、人の居宅を訪
問するときは、己を名乗るよ。ましてや
虚構の権力に比例拘束して、ブラスチ

たり、眼その目をしぼたいたたり、鼻の穴をデブヘンに向けていたりする。

それが刑務所だった。左側にこれはほんとうに貧乏くさい、どこか酷薄な皮肉をした男が、喋々と人を呑みおとめるサダメスナイフ、クヌギに官能を満足させながら、己を全能の座において、人が人の故に犯人の衆の、その針の先のような部分までも、汗牛充棟の法条文の中へ、取すしきもなからゆらゆら、こんなことをいってたりするだろう。被告の立ちションには、前夜のんだ腫眼別サリドサイドがまきまきでいて、故意にそれを花の根にかけ、花は花開いて少女を誘惑し、触れた少女の手はアザラシ様になった。よって本件は……

右側はジゲンケヨウゴを旗印とする弁護士様の開席だ。ナイシシだが、たいてい弁護士は三つの顔を持つ名うての役者だ。公、つまり法廷や対社会的に接するときの正義の紳士面と、あなたが事件を依頼するときの金を渡すまでの顔と——こんなとき、この幅広い教養を持つ紳士たちは、それが年々、九厘であればあるほど、短歌の同人誌を見せたりする。私はこんなものをやってみてね。

すらすら機能を持つこの形式と、「刑日」(法律術語としての)の儀式に傑然とするだろう。まさに、恐ろしい白昼夢を見たと思うだろう。そして、次のようにつぶやくだろう。

おそらくは貧しい家に育った青白い顔の立ちション青年の被告さん。あなたはたまたま手を汚したが、法条文に触れないというだけで、たまたま手を汚さないというだけで、あなたを殺しているこの祭司長たちより、あなたの方がよほど神に近いと、もし神があるならばだごと、そう思うと。

IV

オレはしてやられたのだ。もし——パブロフの犬

パブロフのオッサンってのは、長いヒゲをしている(ウソをついて?)。じや、おまえはヒゲを剃つたときしか知らぬのだ。ヒゲをしごきながら、オッサンは考えた。してやろう。犬は番生の身だ。生産を知らんから、エサに弱い。してやられた。今、パブロフの犬(ダマスキーという名だ)が悔むのは、ワシが彼の実験に参加を拒んでいたら、ワシの人格は崩壊せず、したがって、彼の「条件反射」の発見は成功しなかっただろうという点だ。パブロフさんは、うまいものを食わせてくれたから、彼の業は結構だが、何としてもワシがムザムザ参加し、人格を崩壊させたその屈辱感が、ワシのをたうたせる——

ら、オレは一切の参加を、もはや拒む。オレは特攻隊員のとて「死」を見た。それは具体的にそこにあつた。国家が命じて。だから、オレは翻転した。今、一歩でオレの人格を崩壊させようとした、そのカワクリに憤怒したのだ。オレはバカな人間だが、オレとパブロフの犬との差は、たった一つその点にある。

オレにとって重要なのは、オレが。強、だということだけだ。オレは一切の組織を信じない。一切の概念を信じない。オレはそれをあの参加への諸口だとする。二度とたくらみで人格の崩壊へ、死へ赴かせられるのはごめんなのだ。もとより、オレの、個、は国家を凌駕する。

V

最近おもしろいものを読んだ。「日本読書新聞」に「反風土の落後」という連載対談が載っている(二月七日号から)。

その第一回が神戸大学を退学された松下昇さんと、も一人若い人とのそれだ。二人は六甲の油こぶしとやういう岩に護かけて、足をぶらぶらさせながら、閉手なことをしゃべりはじめる。空は晴れている。松下さんが一発やつたが、風はやつぱりさわやかだ。後事が「くの字道十二個をかき黒板を損壊した」と起訴したという。くの字とは、カギ括弧のことだ。松下さんがペンキで黒板にかいたればだ(ね、前々節の法廷案内、ウソじやなかろ? 黒板に◇

かいて、起訴だつて。日本の大ドロボウも起訴せぬくせに。

読んでオレは(へエ)と思った。これはすさまじい。権力がおそれるのも無理はない。◇はエネルギーだ。無限の。触れれば同時に、爆発しかねない炭酸がある。そして、(……)は伏字の先取りなのだ。

治安維持法の嵐が吹荒れた一昔前、それは権力の民衆への無意味な任力の証だつたが、今こそ思想の運轉として、伏字が先取りされている。オレはグラグラ笑って、それでオレもやってみることにしたのだ。オレは点を五つにしてみよう(松下さんは六つ、まみは五〇だつてい

いぜ。昔の伏字はみんなそうだったのだから。(……)。さよう、まみにも何かが見える。何かが聞こえるだろう? もとより権力がこれを読むとき、己の狭隘な偏見にしたがって字をあてる。(……)。オレはやつぱり、グラグラ笑ってしまふ。ふざけちゃいけませんよ。それは(へ)「花チャンヨ」でもあるかも知れないし、(日スケベ)でももあるかも知れない。今が冬なら(ヤキイモ)でもあろうではないか。オレは久しぶりにグラグラ笑つたわけだつた。オレは一切を拒絶する。問われれば(……)もとめられれば(……)裏路は筆太に拒否だ。



松下勉分に於ける人事院審理への発言 菅谷規矩雄

I. 口頭審理の〈五日間〉はなにを意味するか
人事院公平命発行の「公平審理の手引」は、審理の効率化についてくりかえしのべている。すなわち7月19〜23日の〈五日間〉は人事院のたゆみなくすれば能率的なるものとして設定されていることとなる。

わたしたちはこの瞬間を、そつとくべつな本質に戻って、解体・再構成すべきである。

〈処分〉命令いらいの9ヶ月余を振り返り、能率云々は自己矛盾であり、それ以外のひとつの弾圧形態である。この9ヶ月余は、ひとりの失業せる生活者の実存と、わたしたちの闘争史を、不可逆的に刻印されているのだ。

それゆえこの〈五日間〉におけるわたしたちのゆいゆいの本質的なく事実は、わたしたちの闘争史の現存する1971年7月の〈五日間〉そのものである。どんな過去の事実でもない、また6日……9日へと連続する現在なのである。

II. 表現者は〈大学〉に存在しえないか

わたしたちが提唱すべきもひとつも根源的な主題は、これである。

かつて〈松下昇〉が神戸大学に採用されたのは、かれいしんの〈表現=論文〉をもとにしてであつた——それが免職されたのもまた、かれの〈表現=……〉をもとにしてである。この同一性と差異性とは意味するものはなにか。

わたしたちが、この主題の根源性を探しうるには、あらゆる天上的存在(学長、評議員、教養部長、公平委員 etc.)を

たてず地上へと降りてはなげなければならない——わたしたちいしんの奔放なる感性、ぬむりこむことなき憤怒、おそれをいらい想像力によつて、情急が論理を生むであらう。

天上的(叔力の本質は才三音的なることにある)公平ではなく、公平地上的対等な。

〈松下昇〉の全表現過程を〈大学〉から排除することと同様にわたしたちのは、同時に自己の固有の幻想=表現を〈大学=……〉から排除し抹殺するものである。

〈松下昇〉の全生活過程を〈大学〉から排除することと同様にわたしたちのは、同時に自己の固有の生活=実存を〈大学=……〉から排除し抹殺するものである。

そのまうにして存在する態体=叔力...暴力×表現...〈他〉...

III. 表現者——大学闘争——

〈代理人〉たるわたしたち(わたしたち)は〈松下昇〉を介してなかに表現しようとするのか——〈松下昇〉をなかに〈代理人〉たうらめうるか。失脚の意味は、不可視の戦線をここに可視ならぬること、この戦線が〈管理〉を包圍すること。

IV. 〈六甲〉——〈三里塚〉

〈覚=四家〉の橋は断て、灯の塔は崩せ。いま穿ちすすむ窟に充ちる土、ふきあける地表は……

V. 表現の根拠はいかに到達するか

【理事長の挨拶】
 本年は、創立四十周年の節目である。この四十年間、南山大学は、社会の発展と共に歩み、教育の質を高め、学生生活を豊かにしてきた。今後も、社会に貢献する人材を育て、教育の発展に努める所である。

【学長の挨拶】
 本年は、創立四十周年の節目である。この四十年間、南山大学は、社会の発展と共に歩み、教育の質を高め、学生生活を豊かにしてきた。今後も、社会に貢献する人材を育て、教育の発展に努める所である。

【代議員会議長による】
 代議員会議長は、代議員の職務と責任を述べ、各代議員に期待を寄せた。また、学生生活の向上と学業の進歩を促すこと、社会貢献の意識を高めることなどを強調した。

【学長による挨拶】
 学長は、代議員の役割を述べ、各代議員に期待を寄せた。また、学生生活の向上と学業の進歩を促すこと、社会貢献の意識を高めることなどを強調した。

【代議員会議長による】
 代議員会議長は、代議員の職務と責任を述べ、各代議員に期待を寄せた。また、学生生活の向上と学業の進歩を促すこと、社会貢献の意識を高めることなどを強調した。

【学長による挨拶】
 学長は、代議員の役割を述べ、各代議員に期待を寄せた。また、学生生活の向上と学業の進歩を促すこと、社会貢献の意識を高めることなどを強調した。

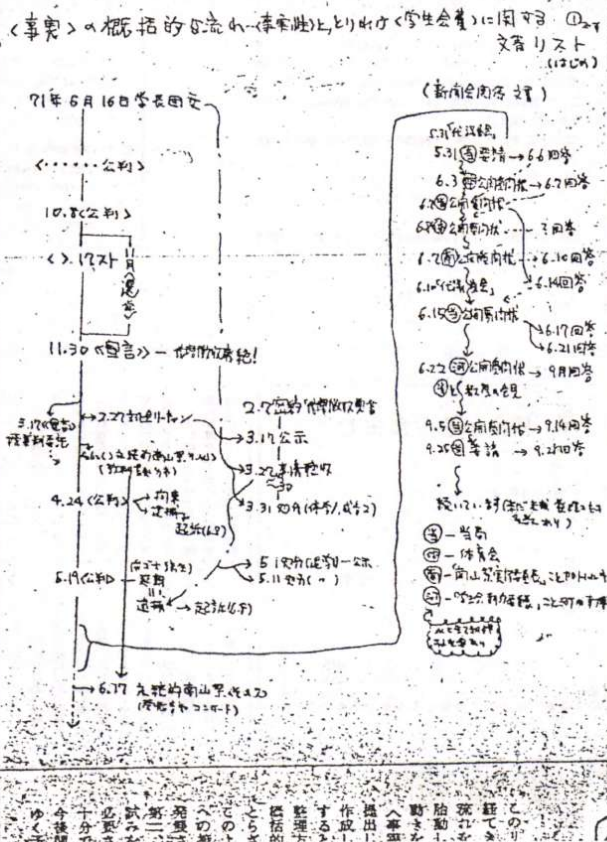
代議員会議長 小関広行君の公示、要請

1972年3月17日(金)はれ

私、**小関広行**は、
 <授業料>代理徴収、その廃絶に向けた過渡的表現として、**71年度授業料(教育費)**を、
 <被処分者><被告>(田)に(委託)する。
 <委託>の根拠は、**《宣言》**補充者として、**展**開する。

【宣言】
 1972年3月17日(金)はれ

私、**小関広行**は、
 <授業料>代理徴収、その廃絶に向けた過渡的表現として、**71年度授業料(教育費)**を、
 <被処分者><被告>(田)に(委託)する。
 <委託>の根拠は、**《宣言》**補充者として、**展**開する。



《宣言》

崩れ始めた「南山」はやっとな美しい<人間>の群れを生みます
崩されるければならぬものを感知し、それを
崩壊した<人間>の群れが、それ故に
追われてゆく、

そのことよ

<人間>の群れは

やっとな美しいことば、を生みます

<公衆> <対等> <直接> . . .

<教育>、その<直接>性地平の

<公衆>的創造、に賭ける——

権力による教育費(授業料=学生会費)

「代理徴収」、その産絶に向けて

教育とは何物?を

課外の側から追求し切ることをご自己の任務として設定されているが故の、
過去・現在・未来にわたる全緊張を込めて、1971年度「学生会」執行
委員会は、1971年度教育費 ⇔ 授業料 ⇔ 課外活動費 ⇔ 教育とは何物
か?研究費 ⇔ 学生会費が語るその本質を、最も高く現出し得たと思われ
る、教育とは何物?を<直接><公衆><対等>な関係の内容を追求しよう
として創出された、6・16<教授会>紛争 ⇔ 学長田村における学生の
怒怒的本質にぶつかるのが、唯一、誠実であるとの、「南山」その現時的情
況をふまえての見解であろう、ところから

次のことを、「宣言」する。

《 宣 言 》

1971年11月30日(火)はれ。

可憐的には、

クラス(=正課)の前提である自らの課外活動のその自然性を押し進めた
本筋に、「権力」により「処分」されていった・されてゆく学友を含む仮
被害(団)へ、

不可憐的には、

わたしたちの課外活動の前提である、自らのクラス(=正課)のその自然
性を押し進めようとした本筋に「権力」により「処分」されている。きよ
ろし かつ仮被害(松下昇)さんに、

1971年度教育費 ⇔ 授業料 ⇔ 課外活動費 ⇔ 教育とは何ぞ? 研究費
⇔ 学生会費の還元過程を、

権力による教育費「代理徴収」その麻痺に向けての過激的表現として、
委託する。

その意味を考えてゆくことと、教育とは何ぞ、の最も高い水準にゆきつ
いてしまった6・16(教授会)紛争 ⇔ 学長団体の質をやっと継承し得
るひとつの現実を提出し得る、と思われるからである。

教育という原初体である、きょうしと学生の緊密な関係に益に入り込むのが
くなくともであるか、はそれによってゆきとも、提出し得ると考える。

そしてそのこと(松下昇)さんへの委託)は、かつ「南山」に現存し

得たどの「学生会」共同体にも、とはや解決不能なひとつの現実を学生大
衆エネルギーの質が提示したことからの誠実な継承(あり)、それは、必然
的に、旧い「学生会」共同体の存続に異を唱えるものともある。

1971年度「学生会」執行委員会を「権力」は認めない、と言い続
けるなよ!

学生は、その語(口)の極限としてきょうしから6・16にもつた弁を
忘れるなよ!

「学生会」の諸機能は、今後一切6・16(教授会)紛争 ⇔ 学長団体の
質の継承としてのみ語られ得る。

「学生会」共同体は、6・16に噴出した学生大衆の非合法エネルギーの
質に、既に、呑み干されてしま現存し得ていないからである。

故に、ここに今後一切の「学生会」諸機能の停止 ⇔ 非合法エネルギーの
質の継承、の確認をするとともに、その意味を問い続けることと(19
72年度)捜索の端初として、「宣言」を提出する。

《宣言》によって運ばれる自らの不安の内容を卓検せよ!

*

かつて、「学生会費」の存在にさえ気が持てなかつたもの、から
授業料を「南山」に投じることの矛盾を感情したか故に「処分」を申し渡

される、とゆり教育に背理なもひとつの現実を自向し続けるもの、に至る
全ての、今6・16〈教授会〉粉碎 ↔ 学長団交における思想的被害の、
身動引受人諸君。▶

————— その非合法エネルギーの噴出過程に賭けて……………

かつて存在したいかなる「学生会」のあり方といえども、それは、学生会
運動が正課を前提せざるを得ないものとして設定されているが故の、学生
毎人のクラス(=正課)に賭ける、自らが失望(=幻想の確証)の程度
に見合って、規定されてきた。

そして、1971年6月16日、クラス(=正課=きょうしと学生の関係
)のあり方は極限を明示し、それ故の課外活動も、その極限を唱った。

教育とは何であるか？は

その教育が指す「正課」の側から見ることも可能であると同時に、「正課
」と補完関係に今のところ設定されざるを得ない、わたしたちの教育内容
または追求の端である課外の側からも当然探り得る。

そして、課外の側からの教育とは何であるか？追求を在りものとして「学
生会」はあり得た。

またそれは、きょうしと学生の関係を追求し叩くことも可能なテーマと
あろう。

学生の向い、にきょうしはどこまで応え得るか!!

きょうしの向い、に学生はどこまで応え得るか!!

教育とは何であるか？を課外の側から追求するものとして存した「学生会
」諸共能を、

その自然性の極限であった1971年6・15 - 17全学ストライキに
おける非合法エネルギー存在の意味に賭けるべく、

ここに、それまで至る全ての「学生会」諸共能の極限が生み出した6・
16という新しい現実の継承をこめて、旧い「学生会」共同体に対して、
その幻想を捨てるべきときもある、
ことの確認を、「宣言」する。

この「宣言」も運ぶ不安の内容を検証せよ!

上記「宣言」への前提

1. <1972年度>「学生会」執行委員長、南山祭実行委員
長選挙は未だ不成立 ↔ 成立不可能であり、選挙によってく
選ばれた」と自称・他称のいかなる執行委員長も実行委員
長も存在しない、ことを「宣言」する。
2. 1.との内的協定において、1971年12月1日以降、所
謂「学生会」室、南山祭実行委員会室(=代議員会室)の
2室を、〈投票者は全て立候補者である〉ことに基く全学
〈執行委員長〉〈実行委員長〉総体に向けてく → 室と
して解放する、ことを「宣言」する。

腿断から炎 夜夜脱獄から昼間刑

魯矢楽山

— おい、なんだいこりゃあ、ポルノ映画の耻名みたいの。さるやもそたちからちゅうちゅうこうえんって。トウ
リマから手カンの変身ものだし(1)でもあるんかな？

— いや、くさるやたいだんからひるちゅうこうえん<って羨ましい(2)んじゃあねえやとうざい。電が矢
みたいに東西を走ったっていつから、アルシメテスカツェノンの臭みだし(3)はなしさ。このひとなんでも、そのと
き— っていうのは、まさりもない犯罪のあったときのことらしいが、西川にいたけど東川にも同時、という
のは電が自転車にのったみたいに這ってすばやく、いたということ、かつこの首鑑夫(4)に、不在の(5)終身刑
をうけて、森山あたりのヨミに追加されたらしい。そんなに(6)くはした(7)で這っていったなはしろないが、
そのために夜になるとももがたちきれ、半身不随となり(8)着(9)肛門の穴のあたりからもえてるらしいんだ。

いや、そうじゃあなくて、ももがたちきれ、はしれな(10)た(11)尻に火がついてもえたようになって(12)は、
そういうのがいいかもしれない。

— ても、オカヤマとヒルゼンっていえば、中川地方(13)の南北っていう位置だね。

— そうだよ。岸北の磁針に地震をキャッチする(14)が死があるってことだよ。森山っていえば《高野聖》のヒル
のしたる森だったね。あれを思い出さな、なでもこのあたりにイザナギがイザナミをわっかけていて、逃
にわいらわれた、っていつ(15)りにげてきたとう、いわゆる《脱獄神話》の場にちかく想定されるってん
で、いや無理にでもそう想定しておいて、な逃走りゃあなくて、な依って(16)いうことらしい、それを
東西っていえばずいぶん散々になるが、な電が矢みたいに這うって(17)いうのは、幻想の極限(18)証から微積分の両証ど
して(19)おいて、なでないのなら神話(20)にやる行為(21)って(22)いうところ(23)に(24)した(25)らしい。このひと、いぜん、行為の神話に
十字架(26)にバツテンをうって、な前の股がどんなちがう甲組織(27)を(28)できている(29)ところ(30)が(31)ある(32)らしい、
それが(33)銃標(34)にもなっているんだ。電の甲(35)の(36)う(37)な(38)く、>に(39)米(40)って(41)して(42)みた(43)う(44)わ(45)る(46)さ(47)中(48)記(49)号(50)
の(51)風(52)刺(53)る(54)て(55)き(56)な(57)う(58)な(59)ら(60)う(61)た(62)ら(63)い(64)な(65)ら(66)い(67)な(68)ら(69)い(70)な(71)ら(72)い(73)な(74)ら(75)い(76)な(77)ら(78)い(79)な(80)ら(81)い(82)な(83)ら(84)い(85)な(86)ら(87)い(88)な(89)ら(90)い(91)な(92)ら(93)い(94)な(95)ら(96)い(97)な(98)ら(99)い(100)な(101)ら(102)い(103)な(104)ら(105)い(106)な(107)ら(108)い(109)な(110)ら(111)い(112)な(113)ら(114)い(115)な(116)ら(117)い(118)な(119)ら(120)い(121)な(122)ら(123)い(124)な(125)ら(126)い(127)な(128)ら(129)い(130)な(131)ら(132)い(133)な(134)ら(135)い(136)な(137)ら(138)い(139)な(140)ら(141)い(142)な(143)ら(144)い(145)な(146)ら(147)い(148)な(149)ら(150)い(151)な(152)ら(153)い(154)な(155)ら(156)い(157)な(158)ら(159)い(160)な(161)ら(162)い(163)な(164)ら(165)い(166)な(167)ら(168)い(169)な(170)ら(171)い(172)な(173)ら(174)い(175)な(176)ら(177)い(178)な(179)ら(180)い(181)な(182)ら(183)い(184)な(185)ら(186)い(187)な(188)ら(189)い(190)な(191)ら(192)い(193)な(194)ら(195)い(196)な(197)ら(198)い(199)な(200)ら(201)い(202)な(203)ら(204)い(205)な(206)ら(207)い(208)な(209)ら(210)い(211)な(212)ら(213)い(214)な(215)ら(216)い(217)な(218)ら(219)い(220)な(221)ら(222)い(223)な(224)ら(225)い(226)な(227)ら(228)い(229)な(230)ら(231)い(232)な(233)ら(234)い(235)な(236)ら(237)い(238)な(239)ら(240)い(241)な(242)ら(243)い(244)な(245)ら(246)い(247)な(248)ら(249)い(250)な(251)ら(252)い(253)な(254)ら(255)い(256)な(257)ら(258)い(259)な(260)ら(261)い(262)な(263)ら(264)い(265)な(266)ら(267)い(268)な(269)ら(270)い(271)な(272)ら(273)い(274)な(275)ら(276)い(277)な(278)ら(279)い(280)な(281)ら(282)い(283)な(284)ら(285)い(286)な(287)ら(288)い(289)な(290)ら(291)い(292)な(293)ら(294)い(295)な(296)ら(297)い(298)な(299)ら(300)い(301)な(302)ら(303)い(304)な(305)ら(306)い(307)な(308)ら(309)い(310)な(311)ら(312)い(313)な(314)ら(315)い(316)な(317)ら(318)い(319)な(320)ら(321)い(322)な(323)ら(324)い(325)な(326)ら(327)い(328)な(329)ら(330)い(331)な(332)ら(333)い(334)な(335)ら(336)い(337)な(338)ら(339)い(340)な(341)ら(342)い(343)な(344)ら(345)い(346)な(347)ら(348)い(349)な(350)ら(351)い(352)な(353)ら(354)い(355)な(356)ら(357)い(358)な(359)ら(360)い(361)な(362)ら(363)い(364)な(365)ら(366)い(367)な(368)ら(369)い(370)な(371)ら(372)い(373)な(374)ら(375)い(376)な(377)ら(378)い(379)な(380)ら(381)い(382)な(383)ら(384)い(385)な(386)ら(387)い(388)な(389)ら(390)い(391)な(392)ら(393)い(394)な(395)ら(396)い(397)な(398)ら(399)い(400)な(401)ら(402)い(403)な(404)ら(405)い(406)な(407)ら(408)い(409)な(410)ら(411)い(412)な(413)ら(414)い(415)な(416)ら(417)い(418)な(419)ら(420)い(421)な(422)ら(423)い(424)な(425)ら(426)い(427)な(428)ら(429)い(430)な(431)ら(432)い(433)な(434)ら(435)い(436)な(437)ら(438)い(439)な(440)ら(441)い(442)な(443)ら(444)い(445)な(446)ら(447)い(448)な(449)ら(450)い(451)な(452)ら(453)い(454)な(455)ら(456)い(457)な(458)ら(459)い(460)な(461)ら(462)い(463)な(464)ら(465)い(466)な(467)ら(468)い(469)な(470)ら(471)い(472)な(473)ら(474)い(475)な(476)ら(477)い(478)な(479)ら(480)い(481)な(482)ら(483)い(484)な(485)ら(486)い(487)な(488)ら(489)い(490)な(491)ら(492)い(493)な(494)ら(495)い(496)な(497)ら(498)い(499)な(500)ら(501)い(502)な(503)ら(504)い(505)な(506)ら(507)い(508)な(509)ら(510)い(511)な(512)ら(513)い(514)な(515)ら(516)い(517)な(518)ら(519)い(520)な(521)ら(522)い(523)な(524)ら(525)い(526)な(527)ら(528)い(529)な(530)ら(531)い(532)な(533)ら(534)い(535)な(536)ら(537)い(538)な(539)ら(540)い(541)な(542)ら(543)い(544)な(545)ら(546)い(547)な(548)ら(549)い(550)な(551)ら(552)い(553)な(554)ら(555)い(556)な(557)ら(558)い(559)な(560)ら(561)い(562)な(563)ら(564)い(565)な(566)ら(567)い(568)な(569)ら(570)い(571)な(572)ら(573)い(574)な(575)ら(576)い(577)な(578)ら(579)い(580)な(581)ら(582)い(583)な(584)ら(585)い(586)な(587)ら(588)い(589)な(590)ら(591)い(592)な(593)ら(594)い(595)な(596)ら(597)い(598)な(599)ら(600)い(601)な(602)ら(603)い(604)な(605)ら(606)い(607)な(608)ら(609)い(610)な(611)ら(612)い(613)な(614)ら(615)い(616)な(617)ら(618)い(619)な(620)ら(621)い(622)な(623)ら(624)い(625)な(626)ら(627)い(628)な(629)ら(630)い(631)な(632)ら(633)い(634)な(635)ら(636)い(637)な(638)ら(639)い(640)な(641)ら(642)い(643)な(644)ら(645)い(646)な(647)ら(648)い(649)な(650)ら(651)い(652)な(653)ら(654)い(655)な(656)ら(657)い(658)な(659)ら(660)い(661)な(662)ら(663)い(664)な(665)ら(666)い(667)な(668)ら(669)い(670)な(671)ら(672)い(673)な(674)ら(675)い(676)な(677)ら(678)い(679)な(680)ら(681)い(682)な(683)ら(684)い(685)な(686)ら(687)い(688)な(689)ら(690)い(691)な(692)ら(693)い(694)な(695)ら(696)い(697)な(698)ら(699)い(700)な(701)ら(702)い(703)な(704)ら(705)い(706)な(707)ら(708)い(709)な(710)ら(711)い(712)な(713)ら(714)い(715)な(716)ら(717)い(718)な(719)ら(720)い(721)な(722)ら(723)い(724)な(725)ら(726)い(727)な(728)ら(729)い(730)な(731)ら(732)い(733)な(734)ら(735)い(736)な(737)ら(738)い(739)な(740)ら(741)い(742)な(743)ら(744)い(745)な(746)ら(747)い(748)な(749)ら(750)い(751)な(752)ら(753)い(754)な(755)ら(756)い(757)な(758)ら(759)い(760)な(761)ら(762)い(763)な(764)ら(765)い(766)な(767)ら(768)い(769)な(770)ら(771)い(772)な(773)ら(774)い(775)な(776)ら(777)い(778)な(779)ら(780)い(781)な(782)ら(783)い(784)な(785)ら(786)い(787)な(788)ら(789)い(790)な(791)ら(792)い(793)な(794)ら(795)い(796)な(797)ら(798)い(799)な(800)ら(801)い(802)な(803)ら(804)い(805)な(806)ら(807)い(808)な(809)ら(810)い(811)な(812)ら(813)い(814)な(815)ら(816)い(817)な(818)ら(819)い(820)な(821)ら(822)い(823)な(824)ら(825)い(826)な(827)ら(828)い(829)な(830)ら(831)い(832)な(833)ら(834)い(835)な(836)ら(837)い(838)な(839)ら(840)い(841)な(842)ら(843)い(844)な(845)ら(846)い(847)な(848)ら(849)い(850)な(851)ら(852)い(853)な(854)ら(855)い(856)な(857)ら(858)い(859)な(860)ら(861)い(862)な(863)ら(864)い(865)な(866)ら(867)い(868)な(869)ら(870)い(871)な(872)ら(873)い(874)な(875)ら(876)い(877)な(878)ら(879)い(880)な(881)ら(882)い(883)な(884)ら(885)い(886)な(887)ら(888)い(889)な(890)ら(891)い(892)な(893)ら(894)い(895)な(896)ら(897)い(898)な(899)ら(900)い(901)な(902)ら(903)い(904)な(905)ら(906)い(907)な(908)ら(909)い(910)な(911)ら(912)い(913)な(914)ら(915)い(916)な(917)ら(918)い(919)な(920)ら(921)い(922)な(923)ら(924)い(925)な(926)ら(927)い(928)な(929)ら(930)い(931)な(932)ら(933)い(934)な(935)ら(936)い(937)な(938)ら(939)い(940)な(941)ら(942)い(943)な(944)ら(945)い(946)な(947)ら(948)い(949)な(950)ら(951)い(952)な(953)ら(954)い(955)な(956)ら(957)い(958)な(959)ら(960)い(961)な(962)ら(963)い(964)な(965)ら(966)い(967)な(968)ら(969)い(970)な(971)ら(972)い(973)な(974)ら(975)い(976)な(977)ら(978)い(979)な(980)ら(981)い(982)な(983)ら(984)い(985)な(986)ら(987)い(988)な(989)ら(990)い(991)な(992)ら(993)い(994)な(995)ら(996)い(997)な(998)ら(999)い(1000)な(1001)ら(1002)い(1003)な(1004)ら(1005)い(1006)な(1007)ら(1008)い(1009)な(1010)ら(1011)い(1012)な(1013)ら(1014)い(1015)な(1016)ら(1017)い(1018)な(1019)ら(1020)い(1021)な(1022)ら(1023)い(1024)な(1025)ら(1026)い(1027)な(1028)ら(1029)い(1030)な(1031)ら(1032)い(1033)な(1034)ら(1035)い(1036)な(1037)ら(1038)い(1039)な(1040)ら(1041)い(1042)な(1043)ら(1044)い(1045)な(1046)ら(1047)い(1048)な(1049)ら(1050)い(1051)な(1052)ら(1053)い(1054)な(1055)ら(1056)い(1057)な(1058)ら(1059)い(1060)な(1061)ら(1062)い(1063)な(1064)ら(1065)い(1066)な(1067)ら(1068)い(1069)な(1070)ら(1071)い(1072)な(1073)ら(1074)い(1075)な(1076)ら(1077)い(1078)な(1079)ら(1080)い(1081)な(1082)ら(1083)い(1084)な(1085)ら(1086)い(1087)な(1088)ら(1089)い(1090)な(1091)ら(1092)い(1093)な(1094)ら(1095)い(1096)な(1097)ら(1098)い(1099)な(1100)ら(1101)い(1102)な(1103)ら(1104)い(1105)な(1106)ら(1107)い(1108)な(1109)ら(1110)い(1111)な(1112)ら(1113)い(1114)な(1115)ら(1116)い(1117)な(1118)ら(1119)い(1120)な(1121)ら(1122)い(1123)な(1124)ら(1125)い(1126)な(1127)ら(1128)い(1129)な(1130)ら(1131)い(1132)な(1133)ら(1134)い(1135)な(1136)ら(1137)い(1138)な(1139)ら(1140)い(1141)な(1142)ら(1143)い(1144)な(1145)ら(1146)い(1147)な(1148)ら(1149)い(1150)な(1151)ら(1152)い(1153)な(1154)ら(1155)い(1156)な(1157)ら(1158)い(1159)な(1160)ら(1161)い(1162)な(1163)ら(1164)い(1165)な(1166)ら(1167)い(1168)な(1169)ら(1170)い(1171)な(1172)ら(1173)い(1174)な(1175)ら(1176)い(1177)な(1178)ら(1179)い(1180)な(1181)ら(1182)い(1183)な(1184)ら(1185)い(1186)な(1187)ら(1188)い(1189)な(1190)ら(1191)い(1192)な(1193)ら(1194)い(1195)な(1196)ら(1197)い(1198)な(1199)ら(1200)い(1201)な(1202)ら(1203)い(1204)な(1205)ら(1206)い(1207)な(1208)ら(1209)い(1210)な(1211)ら(1212)い(1213)な(1214)ら(1215)い(1216)な(1217)ら(1218)い(1219)な(1220)ら(1221)い(1222)な(1223)ら(1224)い(1225)な(1226)ら(1227)い(1228)な(1229)ら(1230)い(1231)な(1232)ら(1233)い(1234)な(1235)ら(1236)い(1237)な(1238)ら(1239)い(1240)な(1241)ら(1242)い(1243)な(1244)ら(1245)い(1246)な(1247)ら(1248)い(1249)な(1250)ら(1251)い(1252)な(1253)ら(1254)い(1255)な(1256)ら(1257)い(1258)な(1259)ら(1260)い(1261)な(1262)ら(1263)い(1264)な(1265)ら(1266)い(1267)な(1268)ら(1269)い(1270)な(1271)ら(1272)い(1273)な(1274)ら(1275)い(1276)な(1277)ら(1278)い(1279)な(1280)ら(1281)い(1282)な(1283)ら(1284)い(1285)な(1286)ら(1287)い(1288)な(1289)ら(1290)い(1291)な(1292)ら(1293)い(1294)な(1295)ら(1296)い(1297)な(1298)ら(1299)い(1300)な(1301)ら(1302)い(1303)な(1304)ら(1305)い(1306)な(1307)ら(1308)い(1309)な(1310)ら(1311)い(1312)な(1313)ら(1314)い(1315)な(1316)ら(1317)い(1318)な(1319)ら(1320)い(1321)な(1322)ら(1323)い(1324)な(1325)ら(1326)い(1327)な(1328)ら(1329)い(1330)な(1331)ら(1332)い(1333)な(1334)ら(1335)い(1336)な(1337)ら(1338)い(1339)な(1340)ら(1341)い(1342)な(1343)ら(1344)い(1345)な(1346)ら(1347)い(1348)な(1349)ら(1350)い(1351)な(1352)ら(1353)い(1354)な(1355)ら(1356)い(1357)な(1358)ら(1359)い(1360)な(1361)ら(1362)い(1363)な(1364)ら(1365)い(1366)な(1367)ら(1368)い(1369)な(1370)ら(1371)い(1372)な(1373)ら(1374)い(1375)な(1376)ら(1377)い(1378)な(1379)ら(1380)い(1381)な(1382)ら(1383)い(1384)な(1385)ら(1386)い(1387)な(1388)ら(1389)い(1390)な(1391)ら(1392)い(1393)な(1394)ら(1395)い(1396)な(1397)ら(1398)い(1399)な(1400)ら(1401)い(1402)な(1403)ら(1404)い(1405)な(1406)ら(1407)い(1408)な(1409)ら(1410)い(1411)な(1412)ら(1413)い(1414)な(1415)ら(1416)い(1417)な(1418)ら(1419)い(1420)な(1421)ら(1422)い(1423)な(1424)ら(1425)い(1426)な(1427)ら(1428)い(1429)な(1430)ら(1431)い(1432)な(1433)ら(1434)い(1435)な(1436)ら(1437)い(1438)な(1439)ら(1440)い(1441)な(1442)ら(1443)い(1444)な(1445)ら(1446)い(1447)な(1448)ら(1449)い(1450)な(1451)ら(1452)い(1453)な(1454)ら(1455)い(1456)な(1457)ら(1458)い(1459)な(1460)ら(1461)い(1462)な(1463)ら(1464)い(1465)な(1466)ら(1467)い(1468)な(1469)ら(1470)い(1471)な(1472)ら(1473)い(1474)な(1475)ら(1476)い(1477)な(1478)ら(1479)い(1480)な(1481)ら(1482)い(1483)な(1484)ら(1485)い(1486)な(1487)ら(1488)い(1489)な(1490)ら(1491)い(1492)な(1493)ら(1494)い(1495)な(1496)ら(1497)い(1498)な(1499)ら(1500)い(1501)な(1502)ら(1503)い(1504)な(1505)ら(1506)い(1507)な(1508)ら(1509)い(1510)な(1511)ら(1512)い(1513)な(1514)ら(1515)い(1516)な(1517)ら(1518)い(1519)な(1520)ら(1521)い(1522)な(1523)ら(1524)い(1525)な(1526)ら(1527)い(1528)な(1529)ら(1530)い(1531)な(1532)ら(1533)い(1534)な(1535)ら(1536)い(1537)な(1538)ら(1539)い(1540)な(1541)ら(1542)い(1543)な(1544)ら(1545)い(1546)な(1547)ら(1548)い(1549)な(1550)ら(1551)い(1552)な(1553)ら(1554)い(1555)な(1556)ら(1557)い(1558)な(1559)ら(1560)い(1561)な(1562)ら(1563)い(1564)な(1565)ら(1566)い(1567)な(1568)ら(1569)い(1570)な(1571)ら(1572)い(1573)な(1574)ら(1575)い(1576)な(1577)ら(1578)い(1579)な(1580)ら(1581)い(1582)な(1583)ら(1584)い(1585)な(1586)ら(1587)い(1588)な(1589)ら(1590)い(1591)な(1592)ら(1593)い(1594)な(1595)ら(1596)い(1597)な(1598)ら(1599)い(1600)な(1601)ら(1602)い(1603)な(1604)ら(1605)い(1606)な(1607)ら(1608)い(1609)な(1610)ら(1611)い(1612)な(1613)ら(1614)い(1615)な(1616)ら(1617)い(1618)な(1619)ら(1620)い(1621)な(1622)ら(1623)い(1624)な(1625)ら(1626)い(1627)な(1628)ら(1629)い(1630)な(1631)ら(1632)い(1633)な(1634)ら(1635)い(1636)な(1637)ら(1638)い(1639)な(1640)ら(1641)い(1642)な(1643)ら(1644)い(1645)な(1646)ら(1647)い(1648)な(1649)ら(1650)い(1651)な(1652)ら(1653)い(1654)な(1655)ら(1656)い(1657)な(1658)ら(1659)い(1660)な(1661)ら(1662)い(1663)な(1664)ら(1665)い(1666)な(1667)ら(1668)い(1669)な(1670)ら(1671)い(1672)な(1673)ら(1674)い(1675)な(1676)ら(1677)い(1678)な(1679)ら(1680)い(1681)な(1682)ら(1683)い(1684)な(1685)ら(1686)い(1687)な(1688)ら(1689)い(1690)な(1691)ら(1692)い(1693)な(1694)ら(1695)い(1696)な(1697)ら(1698)い(1699)な(1700)ら(1701)い(1702)な(1703)ら(1704)い(1705)な(1706)ら(1707)い(1708)な(1709)ら(1710)い(1711)な(1712)ら(1713)い(1714)な(1715)ら(1716)い(1717)な(1718)ら(1719)い(1720)な(1721)ら(1722)い(1723)な(1724)ら(1725)い(1726)な(1727)ら(1728)い(1729)な(1730)ら(1731)い(1732)な(1733)ら(1734)い(1735)な(1736)ら(1737)い(1738)な(1739)ら(1740)い(1741)な(1742)ら(1743)い(1744)な(1745)ら(1746)い(1747)な(1748)ら(1749)い(1750)な(1751)ら(1752)い(1753)な(1754)ら(1755)い(1756)な(1757)ら(1758)い(1759)な(1760)ら(1761)い(1762)な(1763)ら(1764)い(1765)な(1766)ら(1767)い(1768)な(1769)ら(1770)い(1771)な(1772)ら(1773)い(1774)な(1775)ら(1776)い(1777)な(1778)ら(1779)い(1780)な(1781)ら(1782)い(1783)な(1784)ら(1785)い(1786)な(1787)ら(1788)い(1789)な(1790)ら(1791)い(1792)な(1793)ら(1794)い(1795)な(1796)ら(1797)い(1798)な(1799)ら(1800)い(1801)な(1802)ら(1803)い(1804)な(1805)ら(1806)い(1807)な(1808)ら(1809)い(1810)な(

- そんなお伽ばなしみたいな話ってあるない。
- あるかないか選相の裏裏物語、それしかこれからはほじまらないうっていったことまでだよ。
- でも、選相なんて仏教用語だし、いくらうらになつくりかえったってうらんでみたって、うらしきものなたりはうらしきものなたりだな。なにな子供になえて、老人になっちゃう。ずいぶん、なつかしいニッポンじんの的なはなしだよ。
- それは、そうで、そうではないんだ。壱宮なんてその当時、実際的な奴らにはシラギあたりであったかもしれないし、もっと無時間的^にな奴のぼって、そこへと転位していた海上の道をさぐったって、あんまりたしになることではない。現在そのところからかえるところ、それはアルファベットの通用しているところどこでも、からっていうことはいえるんだ。それ以外はあんまりしらない。勿論、シラギでも、カンでも、カンでもかぬばいいさ。この島にうちよせてきたヤシの葉でもなんでも、それがこの島のおもてをなたちつくてきたとして、じつはこの島にはなんにもなつたにして、それをひっくり返し、そのうらをつたわっていきうっていつわけさ。

— それでは、せ口をせ口で割ってせ口になる。なんてバカげたお伽ばなしにならないかい。壱宮やわとひめさまをひっくりかえしてどうなるんだい。ささねエッチなお伽ばなしにあちるんじやないだろうな。それはのせもところだとしてさ。

— どうなるか、それがおたのしみ。せ口が世の中になつたらどうなるか、いささらせ口の発見からへたな壱宮ものなたりをくつつけようなんて思わないが、これを、そら、ソラってみてるんだ。空は空をしか割ってわけないじやないか。それで宇宙がでてくるか、わからないが空に空をなけていったところにトウゴク^の悲劇があるんだ。逆ユートピアなんていうやまっばいしるものではないぜ。さしあたり、まあ、Kの城みたいなものさっていっておこう。それであって、選豆箱をあけてみたら、みんな子供になつてしまう、っていうのがこのものなたりの一応の結論さ。

— なんだ、それだけの話か。バカらしい。カザマースフの方をもうとあもしろいや。ちねごろ、くだらないお伽ばなしがくだらない流通ルートをとってはいってくるが、そんなまがいもの一種じやないかい。あけてびっくり、夜店を走っているにせの聖石っていうんじやあ、なさけないよ。

— そういえば、似而非物語っていう、ニセにもなりきれないものもあつたな。あれなんか、まだましなほうだ。君きヘーグル、君きマルクス、君き……ルカー手を研究していたら、あんなうっちゃった、ていうのは、似而非、じやなけりやあマンガかなんかのさみきぎさ、多少出血って

いうところだな。まもまちがっている、あんまりおもしろくもない。ゴカイ
ものあたりっていうところだな。ロッキイまでのぼるところをゴカイどまり
までしねしていないってというのは、嵐が台風あたりにあてられたんだろ。5の
オスセッションなんて、いかにセッションペンキョウトあたりのはなしだよ。最終
に、く松下昇はパンをいかに喰ったかを、っていうのがのついているが、この題名
が題名でくだらないのはいいとしても、あのれや、それに身合っている連中、特に
オリハラなにばしなんなの顔面名詞を、チャカしていきうっていつのはいいが、なん
じんの松下昇は、くくがつかさきり、なんなその中の御本舞みたいになてまつて
手つねずにおさめてしまっているところだわね。当然、松下昇は、パンどころない
つもガムやあめ玉をくいしゃぶって、おきりにコーラあたりものぞるだろうね。松の
下のほうにのはるっていうんだから、ひっくりかえった養みたいなの、カメはパンをいかに
食うべきか、っていい方ぐらいまではしたほうがよくなったよ。

— いや、なにものだい。そのマツタノホルってというのは、どこかのホテルカデパートでエ
レベーターボーイでもしてるヒト?

— エレベーターボーイ、せりゃあいい。幻想の昇降機の押ボタンを、まさかへそあたりじゃ
ないだろうが、しかし、かくしもっている、たぐいさねなひとだよ。でもそんないい方はやめ
ておいた方がいい。あのれと世界のすべてを、比喩にしてみなくちゃああさりのきねないひと
だら。すぐエレベーターボーイかなんかになって複製されるから。それより、カメよ、サルよ
っていつていた方がまだねえいい。しかし、かわいからって安心していちゃあいいかない。バクイ
ユガスルトンにクソを、さあどうやったかきでは知らないが、排便方式かなんかで、送ったって
いうが、そんなのはまだ朝めしめるにたすことだから、どうなってもほしょうできなくなるから。

— そんなにすごいんない。

— さあ、ミロクボウツのさうなスモいえぬ微笑していて、北田のなかのななしじゃあない。ヒロ
シシがさっきのさうになるのし、わからないばなしではなないんだ。エレベーターの軽やかな重た
さ、少年の軽さに、老人のどうしようもない重さ、その人生のエレベーターにのって、幻の登山行
その内みは、深森、平澤、結真、技僧、それを世界の幻想の重さをはかろうとしている人だから
まさに、その男、まるなついたらためだよ。じゃあできないことさ。エレベーターボーイってい
え、《失踪者》のカール・ロスマンがわらわらになって、日本に失踪してきて向かいあっている
という感じだな。

— さにカフカかい。カフカ、カフカじゃあ趣にもなれない、夜もあけないじゃあないね。カフカ
は比喩を拒否した文体だなんていわれているが、その残照があるとして、たしかにスレヒトあたり
にはそんなぶしがある。霧徹の森からは、それこそひるあたりがあっちろてくるかもしれないが
空の松の木からはくくがあちてきたのな。でもアメリカはカフカのさくひんのななじゃあ、
あんまりたいしたことのない。メロ・ロマンみたいだぜ。おれはきらいだ。

— ばないえ、きらいなきはあはたもえくほ、アメリカと失踪者はちがうよ。書かれざる部分を
へて、どうして、オクラホマの野外劇場まで、いざれば、その仮装の舞台にまでいくかか
れていれば、城に對極する世界が、だからさっきもいった、裏島物語までとどいてくる光線
がみせてもらったのに、まったくあしいことだよ。残念ながらネガティブな色彩の光が、
城から影の法廷あたりにまできていて、いついつにじまっているんだ。

— ああ、そのひとの文学という弱い立場っていう講演集を読んだが、そういえば、カフカはこうえんはやっていないんだろうな。

— さあ、手紙や対話まで残って発表されているが、それにひとの講演会にはしばしば行っているようだし、しきたりみたいに自作の朗読はやっているらしいが、こうえんそのものはやっていないんじゃないかな。

— カフカのゴウエン、カフカのアジテーション、そういっただけでぞくぞくくるものがあるな。

— 日本の講演集っていうたぐいじゃあ、ヨシモトぐらいしかまともにハナシはしていないな、このひと、もうカモクを拒否しているところがすごいんで、どうも、詩人のゴウエン、文学者のゴウエンっていう感じじゃないかな。

— ああ、このあいだも、戦争が露出してきた、なんていっていたひとかい。

— そう、しかし、あれは太い問題だな。★一場所が場所だ、てめえが以前、執筆拒否の声名をなんかせたところの、何十周年かをいおうっていう場のことだから、その弁明ぐらいはその時しておいた方がよさそうなものなのに、なんにもなくて、そう言った場をカッコよく、<>じゃあカッコワルイからな、以前われは日本の大家を絶対に敵としないという思想を込められた可といっている、その大家のほんのささやかな発言のなれみを批判している、発言しているモチーフはわからないわけじゃないんだ、しかしこのひとはそういっただうしようもないことを、われわれの中の大家構造にむきあってきて耐えてきたひとなんだ、それをああいった場をいっちゃんなんてなんだい。

— いや、別のところで、同じことを書いてるな。

— それはそうだろう、しかしまたそこで今度はてめえが理解したとなりぐらいの場所の批判をやっているんだ、だれか、いいかげんにしてくれっていついたぞ、まあ、畢竟としてわからないことがあるとして、このひとは名まえどわり、えしという倫理のものを肉辞として降りていって明らかにしたようなひとだから、そういっただうしないがしろにすべきじゃない人じゃないんだ。

— そんなことにいちいちつきあいかわっていったらどうしようもないな。

— それはそうだ、だから、想定されるカフカのアジテーションってことで、ごく日常での話し言葉をくり返して、わくことな問題なんだ、それを背中から腰をつたわって、こうもんのあたりでもえてみるんだ、タルホじゃあホタルぐらいのともしびでしがまわりとんでこないから、あんまりひえてるな。

— タルホのAで、サインはVよりAっていうのは、あんまりさえないな、でもAが燃えたらどうなるんだい。

— どうなるな、とにかくAよりとれたタルホ的宇宙もえることは確かなんだ、果たしてどこまでもえつまるな、とにかく、Aより簡単に甲^アまでいってしまうところに、このひとの無時間的な構造的な欠けりがあるんだ。

— たしかに、戦争の時間的契機っていうのが全然ない、そのところが、かえってこの人のすごいところじゃないかい、又この人がゴウエンやったらそれこそどうなるなみものだが、残念ながらそんなゴウエンなんてみたことないな。

— それをまあ講演でいっあたりところはわかったが、それよりこの対談をどうやってしめくくるな、~~ち~~っとしまりなつかないようになったな、ゼンキョウトウ……、これはこれだけならべてみたっていうお話では、どこにもあるくじらない陣列になってしまうからな。

— いや、俺はゼンキョウトウ……について語ろうとしてないな、そんなことしゃべれるな、多少とも交差するところをしゃべって見たわけだ、又こんなことをそれと関係なくやっているし、しゃべれることさ。

— それではなめやとうざいっていうのはどうなるんだい。

— まあそこにはいろいろ思想がこめてあるんだ、ヨツマカイゲンってすごいからな、幼見をだきかえした幽霊^{ウツ}でもえうだが、昔なこみずでも、動いていくっていうんだから、うらもんだけでせむじまはるけしているものさ、そういって思ひななつたり、どうしてこんなことするかい。

— その、いえね、思想をどどまりってことな。

ことを考みて、意図的に七〇年十一月の(南山)祭における(松下昇)の(講演)を(共同表現)としてとりくみました。

近況をお伝えしますと、実は、25日(昨日)地裁民事第三部に出廷してきました。自分が何のために出廷するのかは、自分の内部の欲求と(共同表現(証言))としての文差の関係でははっきりしていませんが、(裁判)自体の連続性と自分の問題意識との関係が明らかではありませんでした。

しかし、(六甲空間)で松下さんと対話しているうちに(研究室裁判)における見えざる真の(被告)を仮装しているものとして「松下昇表現集」の像がせりあがってきたのです。そして、それについての(証言)をしよう人間として編集発行主体の(北川透)が関わることになったのです。(法廷)ではこの(裁判)の債務者である(松下昇)より証人申請が行われました。この申請は直ちに却下されましたが、しかし傍聴席より(北川透)は(証言事項)を直接に口頭で述べたために、見えざる(仮装被告)の「松下昇表現集」の像が一瞬(法廷)に直立することになったのです。

まだ民事第六部において、同様に(北川透)を(証人)として(申請)する行為は続行されますが、ここにおいて却下されたとしても、わたしたちには権力が決して(仮構)しえない幻想の(法廷)があります。もし、現実的に(証言)不可能だとしてもその幻想の法廷において不可能性の(証言)が全面的に展開されるでしょう。いまその不連続性を連続性の女神が(わたし)に激突んでいます。

は、この「松下昇表現集」の編集・発行主体であります(わたし)の(証言)が是非とも必要であろうと考えます。

第二点・(松下研究室)が逆封鎖されていた一九七一年五月二十八日に、(わたし)は(松下昇)との詩と思想の分野における広義の意味での(共同研究)の一端をになうために、当研究室をはじめ訪れ、ノックしたにもかかわらず国家の沈黙しかかえってませんでした。(仮処分)は、この研究室の(共同使用)について、(わたし)に対しても重大な(不利益)を与えています。以上の二点を(わたし)の(証言)の根拠といたします。

一九七二年十月二十五日 神戸地裁民事第三部 二十八号法廷にて

第(六)番目の証人を仮装する者あるいは北川透

〈証言〉の根拠

——十一・十五 神戸地裁

当法廷で(わたし)が何を(証言)しようとするのか二点にわたって述べます。

第一点・当事件裁判において、裁判所へ一冊と国家へ一冊と計二冊の「松下昇表現集」が(被告)つまり(松下昇)側の主張を立証する(書証)として提出され、受理されております。この(表現集)に収められている(作品)を含んだ(思想表現)のほとんどすべては、実は(妨害排除の訴状)の対象となっている神戸大学の(松下昇研究室)で生み出されたものです。しかも、(松下昇)は、十月

あかきろゆ No. 32 (22, 11)

〈証言〉の根拠(要旨・口頭)

——十一・十五 神戸地裁

ただいま(松下昇)さんより文書で(証人)として申請されました(北川透)は(わたし)であります。何を(証言)しようとするのか二点にわたって述べます。

第一点・当事件裁判において、裁判所へ一冊と国家へ一冊と計二冊の「松下昇表現集」が債務者つまり(松下昇)側の主張を立証する(書証)として提出され、受理されております。この(表現集)に収められている(作品)を含んだ(思想表現)のほとんどすべては、実は(仮処分)の対象となっている神戸大学の(松下研究室)で生み出されたものです。しかも、松下さんは、先ほどの(赤木証言)でも述べられたように、学生のバリケード期間中も、機動隊によるその解除の時も、神戸大学の教官の中では唯一人この(研究室)に在室され、(研究)を継続されておりました。つまり、(松下研究室)は国家権力の排除も及ぶことのできない幻想のバリケード空間として実在しつづけていたのです。そして、まさに幻想のバリケードの内実、思想的源泉こそはこの「松下昇表現集」にあるといえます。従って、(松下昇研究室)の仮処分という仮装をとりながら、法・国家が何を処分しようとしているのかを明らかにし、そして、それに対して債務者(松下昇側)の主張を立証していくために

二五日の(仮処分公判)における(赤木証言)でも述べられたように、学生のバリケード期間中も、機動隊によるその解除の時点においても、神戸大学の(教官)の中では唯一人この(研究室)に在室され、(研究)を継続されておりました。つまり、(松下研究室)は国家権力の排除も及ぶことのできない幻想のバリケード空間の拠点として実在しつづけていたのです。そして、まさに幻想のバリケードの内実、思想的源泉こそは、この「松下昇表現集」にあるといえます。従って、(松下昇研究室)の(妨害排除)という仮装をとりながら、法・国家が何を排除しようとしているのかを明らかにし、それに対して(被告(松下昇側))の主張を立証していくためには、この「松下昇表現集」の編集・発行主体であります(わたし)の(証言)が不可欠であると考えます。

第二点・(松下昇研究室)が逆封鎖されていた一九七一年五月二十八日(松下昇)を(立候補者)とする生協総代選挙の投票日でもあったに、(わたし)は(松下昇)との詩と思想の分野における広義の意味での(共同研究)の一端をになうために、当研究室をはじめ訪れ、(不滅の(バリケード))という文字のある扉をノックしたにもかかわらず、いや、ノックしたからこそ、国家の沈黙しかかえってきませんでした。原告側の妨害排除の訴えは、この研究室の(共同使用)について、(わたし)に対しても重大な(不利益)を与えています。少くとも以上の二点を(わたし)の(証言)の根拠といたします。

一九七二年十一月十五日 神戸地裁民事第六部 二十一号法廷にて

第(六)番目の(証人)を仮装する者あるいは(北川透)

多少の展望をつけ加えておく。右の吉本氏の「近代国家」と「社会」の区別であるが、その区別の前提となる認識は、国家は社会が生み出したものだ、ということである。

近代資本制社会が近代民主主義国家を生み出す。だから、「国家」がその共同性を確立するためにはや「宗教」を必要としないから、「宗教」を「社会」へともどすのだ、と言っても、その宗教を必要としている社会が同時にその国家を生み出す基盤なのだ。相変わらず宗教を必要としている社会であるからこそ、このような国家をつくり出しているのである。その全体の関連がとらえられなければならない。近代政治国家は直接的には宗教を必要としない場合でも、間接的には相補的につながっているのである。たとえば、個人の内的な問題が（あるいは個的実存の、あるいは個的実存の根底の問題が）、個人がばらばらに孤立せしめられ対立せしめられる資本制社会の特質に応じ、独自の分野として切り離される時に、その分野を専門的に担当しようとする宗教が必要とされるのである。宗教がおそろしく抽象的な個人を相手とし、その結果またおそろしく抽象的な普遍性を主張する理由がそこにある。そして宗教が個的実存の問題を担当するから（本当はもっとも本気になって担当してはいないのだが）、近代国家は安心して国家の共同性だけを問題にしていられる。しかし実際のところは、どちらも個人を個々ばらばらな個人として切離し、そうすることによって、逆にまた、普通の人格を設定する、という点では共通している。したがってまた、特定の国家が、世界中の国家ではなくそのなかの二、三の国家が、他国家との競争のはざままで成立の根拠を探り直す必要がある時には、近代国家といえども容易に宗教的国家にならう

「情況」 73、8

支配者の「総括」を超えるものを

●〈竹本処分〉が暴露したものの 2

資料編集 池田 浩士

はじめに

一九七一年夏の〈朝霞自衛官殺害事件〉を徹底的に利用して展開されてきた反〈過激派〉キャンペーンは、すでにこれまでの九二年間、かなりの成果をあげた、と言えなくはない。〈警視總監公舎爆破未遂事件〉なる幻の事件をでっちあげて多数の人々を百年も昔の「爆発物取締罰則」違反でひっつかまえ、〈土田邸爆弾送付事件〉では何が何やらわからぬうちに、犯人（たち）をつくりあげてしまった。公開捜査という美名のもとで「億総スパイ化・密告体制は着々と〈国民〉の生活に根をおろし、〈過激派〉を見張る自警団は潜在的には全国いたるところの地域や職場に組織されている。あの黄色い枠の写真入り手配書は、イデオロギー的に効果をあげたばかりでなく、実質的にも恐ろしい成果をおさめた。「この顔にピンときたら「一〇番！」のポスター発足以来は一年を隔た今年二月、警備当局はこの手配書をいっせいに模様替えし、いわゆる〈過激派〉（オレンジ色）とそれ以

るのである。近代日本における国家神道の役割がそうであるし、戦後のドイツがまさに「キリスト教」民主同盟の強力な支配下にあった理由もそこにある（このあたりの問題については、桑原さんの「指」七二年八月号の文参照）。

だから必要なことは、宗教の社会における位置を反覆して問い直すことである。それは決して、「社会派」の牧師が早合点するように、宗教の社会的側面とか、社会的役割とかを問うことではない。むしろ、社会的側面ではないと思われているところの宗教の内在的な構造（本質とか根柢とか根柢とか呼ばれるもの、その他）が社会全体のなかでどのような位置をしめるのかが問われねばならない。宗教の本質を批判することは、その宗教を存在せしめている社会を問うことであり、それを問うことは社会全体を問うことによつてはじめて可能になるものである。

以上、昨年吉本集会からちょうど一年たつが、私がこの文をまとめるのに何ほどか怠慢であったとしても、他方また、これは打ち上げ花火的な集会ではなく、我々の持続する問題意識の一環である故に、この集会の報告を長く連載する意味があったと思ふ。

（自叙傳は連載する）第二四、二六、二七、三二号より転載

外の犯罪の容疑者（黄色）とを分けて、キャッチフレーズも「一一〇番！ あなたの隣にいませんか」に安えた。ところが、この模様替えからわずか二カ月ほどのあいだに、後者のうちの突に入部（！）が華やかな市民の通報のおかげで逮捕されてしまったのである。「一一〇番！」は、いまや、こゝまで、人びとを驚かしているのだ。そしてこの騒動は、さらにさまざまなフレーム・アップの基盤となり養分となる。これに依拠してあらゆるファシズム的要素が急激に現実化されている。

松下長元（神戸大学講師が竹本信弘（滝田修）氏を「隠匿」しているという想定のもとに六月二十日から二十九日にかけて全四十九カ所でおこなわれた一斉捜索・差押えは、こうした過程のなかでの新たな一段階の始まりを意味する。警備・治安当局は、またもや弾圧の範囲を拡大したのである。赤軍、黒ヘル・グループなどと竹本助手とを無理矢理むすびつけ、往きがけの駄賃に主として東京の〈知識人グループ〉に手を出してきた彼らが、今度は〈被処分教官グループ〉なるも

28

ところが、山本氏が不在だったことには理由があった。竹本氏にわかって処分審査過程での陳述を申し出ていた山本氏は、京大評議会から「六月二十日までに京都大学評議会あて」竹本氏の委任状を提出するようにとの連絡を受けて、京都に向かいつつあったのだ。同日夕刻京大に着いた山本氏は、提出先の評議会もその議長である京大総長も不在であることを知らされた。評議会事務を担当する馬越頼一・庶務課長は、自分に提出して備れと要求した。山本氏(および同行の二名)は、「評議会あて」提出せよという指示にあくまで従うことを主張し、東京(と思われる)に出張中の総長に電話連絡するよう求め、総長との電話での話でもこの趣旨を述べた。しかし、総長は、評議会事務は庶務課長が行っているので、同課長に手渡して帰るよう、くりかえすのみだった。山本氏は、提出物の性質上、事務を介してではなく評議会に直接提出しないと危険であることを訴え、以前にも評議会の書類が「盗難」に遭っている京大事務局、この危険の可能性がないと保障できる根拠があるのか、と詰問した。総長は激昂して電話を切り、庶務課長は、「じつはあれは「盗難」ではなかったことが確認されている」と答えた(この「盗難」云々というのは、竹本処分に反対する学生が三月に事務局長印交を行ったさい、ロッカーから評議会関係の書類が持ち出され、翌日廊下に置かれていた事件で、当時の同学会「全学自治会」の委員長が「窃盗」容疑で逮捕・起訴された)。会談は結局ものわかれ終わったが、この会談のうちにまたもや大学が警察と共演するさいの素材として用いられることになるのである(後出)。

山本氏は、帰宅して留守中の捜索を知り、六月二十二日付で次のような二つの文章に「押収品目録交付書」を添えて評議会に提出した。

「天下の京大」「大民主大学の榮譽ある伝統を傷つけることのないよう貴院の誠実な職務遂行を切望する次第です。以上」
 (資料2b)
 京都大学評議会
 神戸市港区赤松町一丁目一番地
 松下昇 山本 光代
 一九七三年六月二十二日

第一、(一)貴評議会のいう「委任状」提出期限(昭和四十八年六月二〇日)(以下aと時す)に私が、私の提出可能な原(本)(以下bと時す)を提出出来なかったことは私の責めにすぎないこと。
 (二)従って貴評議会文書(六月九日付)(以下cと時す)のいうように「竹本信弘」氏の免職処分をめぐる陳述(以下dと時す)請求権は現在もあること。
 (三)私が一日も早く為されるべく処分者評議会は最善の努力を尽す責任があること。
 (四)そのために左記の(私)の求釈明に対して至急回答されるようお願いします。
 第二、(一)アに従い月を提出するべく準備しておりましたところ、早朝崎玉、愛知、兵庫、徳島各県警職員が貴評議会に対してをめぐって何らかの関係をもちものに対して加えた全国的な竹本信弘氏遊説事件に対する家宅捜査の一環として私は私の住居において多数の重要な(私)有財産を押収されました。(添付資料 参照)(資料2c)
 (二)私に対する被疑の証拠はこの間私が貴評議会に対しての請求を行ったことによるものであり、私が「竹本」氏と連絡可能であることを私の意志に反して貴評議会が崎玉県警に通報されたことは、まことに遺憾であります。
 第三、従って私は左記のような求釈明に対して貴評議員各位はどのよ

評議員全員の数分だけ用意されたこれらの文書は、京大の有志教育の一部に托されて庶務課長を経て提出された。

(資料2a)
 京都大学評議員
 一九七三・六・二二

さる六月二〇日、(私)は、京都大学評議会事務担当局長京都大学庶務部庶務課馬越頼一氏を通していただいた招待状(昭和四十八年六月九日付)により、京都大学評議会を訪れました。しかし全く意外なことには(私)を招待された評議会は開催されておらず、評議員の方は前田議長をはじめどなたもおられません。更に問題なのは、馬越氏ら事務官三名の方と二時間余りの談合のうえ、やっと電話連絡のとれた前田議長から、これまで京都大学経済学部助手(竹本信弘)氏の分限免職処分に関して(私)が京都大学評議会へ提出した文書(資料2d)が各評議員の方々の目に触れておらず、又、京都大学評議会から(私)あてに下さったはずのお手紙三通(資料2e)が京都大学評議会の決定において発信されたものでなく、前田議長の独り芝居(馬越氏がこれを補佐)であるらしい旨、判明したことであります。従って今後「竹本」氏の処分審査における(私)の(陳述)が、前田議長によって闇に葬り去られることのないよう、且、6月26日、別紙求釈明事項に対して回答を出されるよう、ここに京都大学評議会宛今回(私)が提出するところの文書(私)を同封しますので、来る六月二六日の評議会で、同文書の内容を必ずとりあげて審議検討をさ

神戸市港区赤松町一丁目一番地
 松下昇 山本 光代

りに回答されるか、確認がない限り私の提出は不可能であるという緊急事態におかれたわけであり、その責任は通報を行った貴評議会にあります。

求釈明

一、「委任状」の原(本)を請求する貴評議会のハテはa、bのうち何ですか。
 a、(私)を(犯人)隠匿その他の罪におとし入れる。b、イモブル式に(竹本)氏を捕縛する。
 二、前田議長は電話で原(本)は郵送すべきものあるいは馬越氏に手交すべきもので、直接だすようなものではないと言っておられましたが、その程度の重要さのものなら、何かで代行出来るのではないかと。
 三、前田議長は又「証拠が欲しいのだ」と言われましたが、「証拠」なら押収目録がまさにそうではありませんか。以上
 (補註) 後出の(資料6a)の(1)参照。
 本来なら、評議会あてのこれらの文章はここに公表するような性質のものではない、という意見もあるいはあるかも知れない。しかし、のちに述べるように、この文書そのものも、また、これを庶務課長に手渡したときの「評議会議長に渡す」むねの確認書も、さらにはこのときの「受取状況」記載「メモ」なるものも、他の資料とともに、ここに大きく警察当局の手に渡ってしまったこととなつては、むしろ問題の全容をできるだけ明らかにするためにも、ここで公けにしておく方がよいと考えたのである。

2 六月二十八日～二十九日 全国十二カ所

六月二十日に第一波の捜索・押収を行った警察当局は、その結果にもついで、六月二十五日付で再度令状をとり、二十八日から二十九日にかけて第二波の攻撃を全国五都府県十二カ所で行くひらげた。いずれも「被疑者松下昇」に対する「犯人隠避被疑事件」の裏付け捜索の各目で、令状請求人、発行人とも同一である。令状の要旨を、京都「居宅」の場合を例にとり記しておく。

(資料3) 捜索差押許可状

被疑者氏名 松下昇(三七年)
右の者に対する犯人隠避被疑事件について。
有効期間 昭和四八年七月二日まで
昭和四八年六月二日

浦和地方裁判所 裁判官 菊池光雄

請求者 別紙一の一のとおり
捜索すべき場所、身体又は物 別紙一・二のとおり
差し押さえるべき物 別紙二のとおり

別紙一 一 請求者の官職氏名
埼玉県警察署補助 埼玉県警察本部警備第二課 司法警察員 警視 高橋幸人
別紙一・二 捜索すべき場所、身体又は物

(資料4b) 押収品目録交付書
別紙三六号(別紙三二二号、第一〇〇号)
別紙三六号(別紙三二二号、第一〇〇号)

押収品目録交付書

被疑者松下昇に対する犯人隠避被疑事件につき、
本隊は、昭和四八年六月二十八日、京都市左京区吉田一本松町 京都大学教養部A号館四一五号室
において、左記目録の物を押収したので、この目録を交付する。
昭和四八年六月二十八日 京都府警察本部警備部警備課 司法警察員 警部補 中野 隆彦

品名	数量	品名	数量
茶色封筒	一	茶色封筒	一
(在中) 京大本守徳彦宛書状(不正)		(在中) 京大本守徳彦宛書状(不正)	
紙封筒	一	紙封筒	一
(在中) 京大本守徳彦宛書状(不正)		(在中) 京大本守徳彦宛書状(不正)	

東 横 慎 之 介 殿

支配者の「説話」を超えるものを
「居宅」および「研究室」が捜索されたとき、わたしは、その日の捜索・押収があればと瓜蒞にわたるものなどということなど、まだ知らなかった。夕刊を見てはじめて、事態がどうなっているかを、知ったのである。(それでもなお、ひとつのことはいつに知りえぬままだった。このひとつのことが明るみに出るとは、なお一週間を要したのだ)。捜索は、まず「居宅」について「研究室」で行われた。「研究室」の捜索を終えて引きあげようとした十名の私服たちは、部屋から一歩出

池田浩士居宅付属建物及び同居人使用の郵便受箱
別紙二 差し押さえるべき物
本件に關係ある

- 一、名簿、機内紙(誌)、雑誌、本、ピラ、地図等印刷物
- 一、メモ、ノート、手帳、原簿、住所録、日記等
- 一、金銭出納簿、伝票、名刺、領収証、郵便物、封書、電報文
- 一、写真、フィルム、ネガ等

つぎに、捜索の結果なら差し押さえるべき物が発見されなかった池田の「居宅」の場合と、とるに足らぬものを二点もって帰った同じく「研究室」の場合との交付書類を、それぞれ記録しておく。

(資料4a) 捜索証明書
別紙三九号(別紙三二二号、第一一九号)

被疑者松下昇に対する犯人隠避被疑事件につき、昭和四十八年六月二十八日京都市左京区吉田五ヶ庄宮有地京都大学教員宿舍三三三号池田浩士居宅付属建物および同居人使用の郵便受箱において行なった本隊の捜索については、証拠又は没収すべきものがなかったことを証明する。
昭和四十八年六月二十八日 京都府庁警察署 司法警察員 警部 長谷 義邦彦

池田 浩士 殿

て顔色を変えた。四階の廊下のいちばん奥にあるわたし(たち)の「研究室」の戸口からさき、抗議につめかけた学生や職員たち(差別の雇用に抗議して開いている全臨闘全学臨闘争委員会を中心とした)で、一歩もすすめない状態になっていたのである。指導者・中野隆彦がトランシーバーで機動隊を呼び、彼らは罵声や窓や扉のゴミを頭から浴びながら指と棍棒にまもられて一階までようやくくことで階段を降りた。乱入した機動隊は、圧倒的に多数の学生に追われて、構外に退散した。

これらの学生諸君や職員諸氏、そしてともに(竹本処分)反対の運動をすすめている全学教官有志の人びとにとりあえずの報告を行い、同時に評議会が(処分審査)の自律性を喪失したことに抗議するため、わたしは大意をいくつかのピラをつくった。時間的余裕のなかつたことや、事態の全貌がまだつかめていなかったため、これらのピラの出来は決してよくない。しかし、いつわかる資料として、ともかくここに再録しておくことにする。

(資料5a) 抗議と要求

一九七三年六月二十八日午後 教養部 池田 浩士

今回のわたしの「研究室」および「居宅」にたいする強制捜索は、まったく何ひとつ正当な根拠をもたぬ不当・不法なものである。両方あわせて数十人の私服と二個小隊の機動隊を動員・投入し、合計四時間をついやしておこなわれた捜索の結果が、「居宅」の場合には押収品目録、「研究室」では被疑事件とのつながりがきわめて疑わしい文書コピー二通にすぎなかったという事実が、この不当性・不法性を如

突に物騒っている。竹本助手処分に見るとなると人間にたいするこのよりなりよりかまわぬ強圧は、日々じわじわとわれわれ国民の生活に土足でよみいってきているファシズムの姿を、あらためてわれわれの目のまえにあきらかにした。

竹本助手処分について自由な意見表明が、このようなかたちでただちに国家権力・警察暴力の介入をまねくとすれば、もはや評議会による処分審査が大学の自律性にもとづく公正なものでありうるという保障は、なにひとつ存しなくなった、といわねばならない。

わたしは、今回の捜索の不当であることに強く抗議するとともに、自律性を侵犯された京都大学評議会が、京都府警、埼玉県警にたいして厳重に抗議し、もはや公正におこなわれえない竹本処分審査をただちに中止するよう、強く要求する。

〔資料5b〕

昨日の強制捜索について とりあえず 報告する

73年6月29日

教養部 池田 浩士

六月二十八日午前六時十五分、京都府宇治警察署司法警察員・警部長谷我郎に指揮された京都府警および宇治署の私服警官八名（松か数名が外で待機）が、埼玉県警捜査補助埼玉県警本部警備第二課・司法警察員・警視・高橋孝人の請求にかかる浦和地裁裁判官菊池光枝名「捜索差押許可状」なる紙片をもって、宇治市五ヶ庄京都大学職員宿舎内のわたしの「居室付属建物」及び同人使用の郵便受箱にやってきた。

職員宿舎に関しては時計台管理課が管理していることを、かねてからさまざまな文書回覧板などを通じて知っていたので、警察官たちには「通じてある」との答えであった。そこで、入口鉄扉の鎖錠をかけたま

ま、小山田重和警尉隊長の居室（在京区田中町京大職員宿舎）に電話を私に、事情説明と責任者の立会いを求めたところ、「直接の管理責任は私にあるが、捜索については何もきいていないし、上町にはかたうてない」と何とも言えない」という無責任な答えをくりかえすのみだった。五分近くも小山田警尉隊長と電話で話しているあいだに、私服たちは、外から勝手に鎖錠をあけて、「居室」内に乱入した。「少なくとも大学の責任者から連絡があるまで待つよう」というわたしの要求は、教をたのんで押入った彼らのまえでは無力だった。やむなく捜索命令の提示をもとめ、拒否と妨害にまかされて何とかその要旨を押し取ることができた。松下昇一氏による「犯人隠避」事件に關した捜索であるという。捜索は、わたしが仕事部屋兼寮室として使っている四畳半（田地サイズで実質は三畳半程度）を中心におこなわれた。仕事にさしかえるから、という再三の強い要求で、一冊一冊ページをめくられた本も書類も、ほぼ原状に復された。それどころか、急に必要があつて前の晩に家ちゅうをひっくりかえしてさがしたが見つからなかった品物が、彼らによって発見されるというオマケまでついていた。

教養部のわたし（たも）の研究室も同時に捜索されることになっていった。これについては、私服たちがやってくる五分ほどまえ、同室の同僚から電話で知らされた。しかし、大学当局者からは、この研究室の捜索について、電話による連絡さえもなかった。午前九時十五分ごろ、八人の私服たちは捜索の終了を宣言した。「五長」と呼ばれる男が、わたしの要請に応じて「捜索証明書」（差押物件が何もなかったという証明書）を書きはじめた。ところがそのあとになってひとりの私服が、別室でこそとカバンをあけているのを見つけたのである。強く抗議すると、その男は顔色をかえてすぐにその行為を中止した。何だかんだと八人で言いわけ空弁しようとしたが、その不

法行為には弁解の余地はなく、ようやく「そうだ、郵便受箱をまだ見ていなかった」と涙りに舟の口裏に思ひあたった彼らは、逃げるように「居室付属建物」から退散した。明らかに不法なこの行為は、三時間におよびこの捜索で、たまたまゴミ収集日にあたっていたため外へ出そうとしていたゴミのポリ袋の汚物のなかまでかきまわしたにもかかわらず「証拠物は没収すべきもの」がなほひとつ発見された物だったという事実とともに、この捜索そのものの不当性不法性をよく物語っている。なんだからだと言葉をもうけて引きのばされたうえ、よく聞いてあったわたしの腕時計は、どうしたわけか正確に八時二十五分をさして、うかつなことに大学に到着するまでわたしが一時間遅れでモノポトを考えていたのである。妻の時計も同じだったことが、改めてわかってきた。

研究室の捜索は東教養部長や同僚たちの筋道立った対応によって、わたしが大学に到着するまで開始されていなかった。わたしは、大学の管理責任者たる前田学長の立会いを求めたが、この当然の要請は大西一正事務局長の人をひととも思わぬ横柄で傲慢で一方的な態度によってしりぞけられた。金持の貧乏人にたいするごとき、小ブルジョアの被差別人民にたいするごとき、この大西事務局長の管理者的対応を、わたしは強く糾弾する。なぜなら、この捜索は、竹本助手処分審査と直接かかわっている問題であり、まさに大学評議会の自律的な処分審査の可能性そのものが問われているにもかかわらず、大西事務局長は、官憲の介入に一片の抗議姿勢さえ示さないのみか、不当な捜索を二度にわたってうけつつあるわたしを、ドナリつけ、恐喝したのである。十一時五十分ごろから十名の捜査官によつてほぼ一時間におわたつておこなわれた研究室の捜索には、東部長、同室の野村修さん、そ

して慣例によつて同学会の八島委員長が立会った。押収品物は、「本件」との関連性がきわめて疑わしい文書のコピー二通およびその封筒だけだった。私服たちは、学生諸君の怒りにあわてふためき、機動隊に救出されて帰った。この問題については、これから、いつまでも執拗に、その不当性を追及しつづけねばならない。ここでは、さしあたり、いくつかの問題点だけ確認するにとどめよう。

まず第一に、今回の捜索は、押収品の点からみても、捜索のやりかたからみても、あきらかに不当・不法なものであり、絶対にゆるされない（わたしが研究室捜索の「立会人」かどうか、については、京都府警中野警備部長と川端署警備隊長のあいだで最後まで対立・内訌があった）。竹本処分であれ何であれ、現体制の方針に少しでも異となえる人間（ここでは松下昇一氏）を、徹底的に弾圧し、それに連帯する人間を市民社会から分離し、抹殺していきこうとするファシズムの手段である。大学闘争の貴重な体験をつうじて知りたわし（たち）を切りはなし、わたしたちの口と行動を封じようとする手段である。筑波大学法に口で反対するのはたやすい。しかし、処分審査に証人・被告人として登場する意志があることを評議会に申し出るやいなや官憲によつて「犯人隠避」で踏みこまれるということ、竹本問題が単なる手続の問題ではないことを、今回の事態はなによりもよく物語っている。

こうした官憲の介入のもとでしかたない（処分審査）が公正でありうるはずはない。京大評議会がいまなされるならぬこと、それは、この審査を即期中止することである。そして、われわれが、着々とすたならねばならぬことは、法案が成立しよるがすがすがしく、強められている筑波大学体制に対するわれわれの闘いの態勢をいっそう強固にうちかため、竹本処分を不当性と、この処分をとりまくあらゆるファシズム的状况を、ますます鋭くあばきつづけることである。

3 京大当局と警察の関係

この一連の捜索・押収の実態を把握しようとするため、いわれわれも、じつは、ひとつのことをまったく知らぬままだったのである。そのひとつのことは、六月二十八日に、京都大学評議会の（竹本勉分審査）関係の書類のうちから、松下氏、山本氏、坂本氏など（処分審査）に竹本助手の代理人ないし参考人として参加する意志があることを評議会に申し出た人びとと評議会との間にかわされた文書のすべてと、それに付随する評議会原簿書やメモが、ことごとく警察によって押収されていた、という事実だった。七月には、いって、ある部局の教授会でこのことが簡単に報告され、七月五日に学生たちが庶務部長・庶務課長を団交で追及した結果、ひたかくしにされてきたその事実がはじめて明るみに出たのである。それによれば、京大関係の捜索が行われた前日の六月二十七日夕方に、処分反対運動を避けて学外電話をつづけている前田総長から、評議会事務担当の馬越庶務課長に電話がかかり、市内のホテルにおもむいた同課長は、総長から、「警察がこれこれの書類を押収しているから、そろそろ提出するように。なお、大学内では具合が悪いから、明朝八時に清風荘（京大の近くにある付属施設）へ持っていくて渡すべし」との命令を受けたのだという。もちろん、四十三名の評議員には、提出に先立って何の相談もなかった。すべては総長と事務局レベルで決められ、抵抗のマネージメントさえ抜きで、唯々話々と公文書・私文書をさしだしてしまっただけ。しかも、「差押許可状」（令状）の内容たるや驚くべきものであった。これを見れば、あらかじめ警察当局と京大当局との間に密接な連

絡と情報交換（少なくとも京大当局から警察への情報提供）が行われていたということ、そしてこの情報にもとづいて警察は最初から押収品にビタリとわらわらをつけて来ていたということが、誤解の余地なく明らかなのである。庶務部長・庶務課長によって団交の席で明らかにされ、かつ秘書室の係官によってコピーされたその写しを、ここに再録しておく（なお、この「差押許可状」は、誰かによって筆写されたものであるが、筆跡から判断して、差押えにやってきた指揮官・京都府警警部補・新尾博司がみずから令状を写しとして馬越庶務課長に渡したものであると思われる。）

氏名	松下 昇	三七年	請求者の官公職氏名 明憲警察署助勤 埼玉県警察本部警備二課 司法警察員 警視 高橋幸人
状	右の者に対する犯人隠避嫌疑事件について、下記の物件を差し押えることを許可する	有効期間	昭和四十八年七月二日まで
許	右の期間経過後はこの令状により差押えを断行することができない。この場合には、これを前記判所に差渡しなければならない。	押	昭和四十八年六月二三日
差	浦和 地方裁判所 裁判官 菊池 光雄		

別紙一
（差押えすべき場所）

この意味は後に述べる）物品のリストを一覽すれば、ただちに明らかとなる。

（資料6c）
別紙三（号）（別紙九六条、第二〇条）
別紙三（号）（別紙九六条、第二〇条）

押収品目録交付書

按兵者松下丹に対する犯人隠避嫌疑事件につき、
本簿は、昭和四十八年六月二十五日付、浦和地方法院所収資料官菊池光雄が提出した
差押許可状にもとづき京都市左京区田中田町官署地清風荘
において右記品目録の物を押収したのでこの目録を交付する。
昭和四十八年六月二十八日
京都府警察本部警備部警備課
司法警察員 新尾 博司 命

品名	数量	品目	数量
馬越 頭一級			
井上 頭一級			

別紙 押収品目録

- ① 封筒 竹本信弘から京大評議会宛 一枚
- ② 封筒 一九七三・二・二十二付 松下丹から京大評議会宛（四封） 二枚
- ③ 京都大学原簿書 四十八・四・二十二起案文付 一枚
- ④ 四十八・四・二十四付京大評議会から松下丹宛発信文付（四封） 一枚
- ⑤ 京都大学原簿書 四十八・五・七起案（供問） 一枚
- ⑥ 封筒 松下丹から京大評議会宛 一枚

「別紙二」の各項は、処分審査をめぐってどんな文書がかわされ、どんなやりとりがあったかを、警察当局があらかじめ詳細に知っていた（というよりむしろ知られていた）ことを物語っている。第三項にいたっては、驚くよりもただ呆れるしかない。ここで言われていることは、とりもなおさず、前述の六月二十日の山本光代氏ほか二名と馬越庶務課長との「面接」のことであり、それ以外のものではありえないのだ。しかも、ただだんにこうした「面接」が行われたことを警察は知っていたばかりでなく、そこでどんなやりとりがなされたか、さらにはその「面接」に関してどんな記録のちに作成されたかというところまで、ちゃんと承知していたのである。この事実が、六月二十八日に押収された（ないしは京大当局が大学に押収してもらった）

- ⑦ 文書 四十八・五・三付 松下舟から京大評議会宛 (編註3) 一枚
- ⑧ 京大大学原議書 四十八・六・六付起案 (供附) 一枚
- ⑨ 封筒 松下舟から京大評議会宛 一枚
- ⑩ 封書 一九七三・五・二七付 谷川正彦 一枚
- ⑪ 封書 一九七三・五・二七付 坂本守信 一枚
- ⑫ 封書 一九七三・五・二七付 宮本哲 一枚
- ⑬ 文書 四十八・六・三付 松下舟から京大評議会宛 (編註4) 一枚
- ⑭ 封筒 山本光代から京大評議会宛 一枚
- ⑮ 陳述請求についてと題する文書、四十八・二・二十四付 山本光代から京大評議会宛 (編註5) 一枚
- ⑯ 京大大学原議書 四十八・四・二十三付起案文付 一枚
- ⑰ 京大大学原議書 四十八・四・二十四付 京大評議会から山本光代宛 一枚
- ⑱ 封筒 山本光代から京大評議会宛 一枚
- ⑲ 文書 山本光代から京大評議会宛 (編註6) 一枚
- ⑳ 京大大学原議書 四十八・五・七付 (供附) 一枚
- ㉑ 京大大学原議書 四十八・五・二十四付起案文付 一枚
- ㉒ 発信文控 四十八・五・二十四付 京大評議会から山本光代宛 (編註7) 一枚
- ㉓ 封筒 山本光代から京大評議会宛 一枚
- ㉔ 文書 四八・六・三付 山本光代から評議会宛 (編註8) 一枚
- ㉕ 京大大学原議書 四十八・六・六付 (供附) 一枚
- ㉖ 京大大学原議書 四十八・六・九起案文付 一枚
- ㉗ 発信文控 四十八・六・九付 京大評議会から山本光代宛 (編註9) 一枚
- ㉘ 封筒 山本光代から京大評議会宛 一枚
- ㉙ 文書 山本光代から京大評議会宛 取付品目録交付書付 (編註10) 二枚

- ㉚ 京大大学原議書 四十八・六・二十六付 (供附) 一枚
- ㉛ 封筒および文書 宮本哲から京大評議会宛 一枚
- ㉜ メモ (厚し) 山本光代外二名との接見記録 (要旨) (編註11) 三枚
- ㉝ 文書 一九七三・六・二二付 山本光代から京大評議会宛 (編註12) 一枚
- ㉞ 受領証 (厚し) 一九七三・六・二十六付 馬越頼一から山本光代宛 (編註13) 一枚
- ㉟ メモ (受領状況記載) (編註13) 一枚
- (編註)
- 1 資料7 a.
- 2 同 c.
- 3 同 d.
- 4 同 h.
- 5 同 b.
- 6 同 e.
- 7 同 f.
- 8 同 g.
- 9 同 i.
- 10 資料2 b.
- 11 六日二十日に山本光代氏が馬越頼一議長と会見した際の模様を、メモとして残されていたのである。(資料6 a)の「別紙二」第三項を見よ。
- 12 資料2 a.
- 13 山本氏からの六月二十二日付評議会あての文書(資料2 a, 2 b)を庶務課長に渡したさいの受領書、およびそのさいの「状況」を記したメモである。

この「差押え」は、何度も述べるように、〈竹本勉分審査〉への参加を申し出た人びとと大学当局との通信を知った警察当局によってな

支配者の「総括」を超えるものを

された。この事実を、ただちにふたつのことを明らかにする。ひとつは、すでに指摘したとおり、大学当局が警察と密接に連絡をとっていた(ないしは密告を行っていた)ことが、あらためて暴露されたことであり、もうひとつは、〈処分〉申請者の京大経済学部が「竹本助手は無断欠勤を続けずに学部当局に連絡をとるべきであるのにそれを怠った」との理由で竹本助手を処分しようとし、また、審査をおこなう評議会が、官報への公示によって処分審査開始を竹本助手に伝えたとみなして、この手続きをふんだ以上、もしも同助手から何の連絡もなければ陳述の権利を放棄したものとすると、この方針でのぞんでいることは、いずれもきわめて現実化はなれした不当なやりかたであることが、案の定はつきりと示された、という点である。われわれが当初からくりかえし強調しているように、竹本助手がみずから(あるいは第三者を介して)大学当局と連絡をとろうとするならば、必ず官憲の強圧をまわくのだ。京大評議会の形式的要求は、それゆえ、まったく形式主義的な理不尽なものにすぎず、〈処分審査〉の公正さなど、そもそもはじめから存在しえなかつたのである。いま、この事実を、多くの人びとのうに伸びた警察当局の不当な(もちろん、「不当だ」「不当だ」と言い立てるだけでは、何にもならない。しかし、やはり「不当だ」という点を見すこすわけにはいかないし、くりかえしの言葉をも発しつづける必要があるだろう)、不当な捜査の手によって、まったく明らかとなつたのである。すでに正式に警察当局の手に渡つて一連の文書を、われわれもまたここで公けにしておかねばならない。

(資料7 a)

申入書

〈私〉は、〈竹本信致〉氏と連絡をとることができ、〈処分〉過程に因する行動の全てを委託されています。その趣旨をより詳細に示している〈資料〉を入れてある未開封の封筒も手許にあります。従って、貴評議会が〈処分〉の審査をおこなう以前に、〈私〉を媒介する必要な措置をとること(例 前記の事情について〈私〉に陳述する機会を与えること)が、法的にも不可欠でしょう。

一九七三年二月二十二日

徳島市南蔵本町二丁目九の五
山本光代 気付

松下 昇

京大大学評議会 御中

陳述請求について
昭和四十八年一月二十六日付官報等を見て、私が連絡可能な〈竹本信致〉氏が教特法第九条二項の規定により陳述を希望し、請求しますから至急関係資料を御送り下さい。
なお参考人質問を希望していますが、名簿作成中ですから追ってお知らせ致します。

三 急ノ

昭和四十八年二月二十四日
神戸市灘区高羽橋丘10 松下舟 気付
山本 光代
京都市左京区吉田本町京大大学本部内
京大大学評議会 殿

(資料7 c)
黄殿からの二月二十二日付けの京大大学評議会あて申し入れ書の題

マス・コミのデマゴギー、フレーム・アップとともに、こうした民主的、大学のハレンチなキャンペーンが、どれほどファシズム的状況の深化に貢献しているか、後世ははっきりと見るにちがいない。

5 こんなことは許さないゾ

六月二十日から二十九日にかけての一斉捜査・押収にはじまる新たな動きのなかでもまた、こうしたキャンペーンはけたたましく飛びかっている。だが一方、少しづつ、ほんの少しづつではあれ、それとは逆の方向の捜査もまた続けられ、始められている。竹本助手にたいする(処分)策動(ことわっておくが、竹本信弘氏は現京大助手である。同助手にことさらに「元」をつけるやりくちの点で、マス・コミも(民主的の大学人)もまったく同じ路線を歩んでいる)は、竹本氏が何らかの意味で大物(たとえば(教授)(黒幕)等々)だから反対しなればならないのでももちろんなれば、同氏が(大学教員)(知識人)等々であるがゆえに同氏をまもらねばならないのではない。言うまでもないことである。われわれが(竹本処分)に反対し、これととりまくさまざまな動きにできるかぎり主体的にかかわっていかうとするのは、この(処分)がたんなる「大学の問題でもなければ大学入りの知識人だの問題でもなく、まさに現代のファシズムの問題であり抑圧支配機構そのもの問題でもあるからだ。

ともあれ、報告者としての、また資料編集担当者としての責を果たすため、残り少ない紙面をフルに活用して、六月二十九日以降のさまざまな動きを、できるかぎり多く収録しておくことに努めよう。

(資料8a)

京都大学評議会への要請

京都大学評議会による、経済学部竹本信弘氏の「分限危険」処分案にかんしての審議は、処分を反対するひとびとへの警察権力の不当な圧力を、つきつきと抱いている。最近では、竹本氏の「代理人」ないし「参考人」として評議会での意見陳述の意志を表明した神戸の松下丹氏、徳島の山本光代氏らが竹本氏を「隠避」しているとの名目のもとで、家宅捜索をこらわっている。

京都大学評議会は、これらの重大な人権侵害にたいする、自身の責任を自覚しなければならぬ。多数の検査員と検動隊を動員しておこなわれたこれらの不当な捜査は、評議会にたいする松下氏と山本氏の意志表示が警察に伝わったことに端を発している、と思われるからである。

竹本氏の処分にかんする評議会審議は、このような状況のもとで、公正になされるものだろうか。処分案に反対する者が警察権力による圧迫にさらされるとすれば、処分審査過程での被処分者と処分者との対等性は、保障されようがない。

このばあい評議会は、代理人ないし参考人に迷惑の及ぶことを避けるために秘密審査をおこなうという方法をとることはできない。なぜなら、処分の公正を保障するものは、前記の対等性とならんで、審査過程の公開性だからである。

京都大学評議会は、現状では明らかに、その公正を保障すべき要件を欠いている。したがって評議会は、少なくとも警察権力の介入のおそれが明白になるまで、竹本氏の処分審査を中止しなくてはならない。

経済学部は、処分案をとりさげるべきである。

経済学部パンフ「竹本助手の処分問題について」疑問に答えるを批判する公開討論集会

(主催 全学教育有志)

われわれは、六月二十六日以後の新たな事態の進行のなかで、右の六二六集会の決議した「要請」を再確認し、京都大学評議会が、六月二十八日に教養部の研究室にたいしてなされた官廳の不当な捜査、および機動隊の学内乱入にたいする抗議の意志をよくめて、処分審査を即時中止することを要請する。

一九七三年六月三〇日

不当捜査に抗議する緊急全学集会
(主催 全学教育有志・職員有志)

京都大学評議会 御中
京都大学評議会議長 前田敏男様

抗議と要請

六月二十八日、京都府警が埼玉縣警とともにおこなった京都大学教養部池田研究室ならびに池田教員の居室の不当な強制捜査にたいして、私ども京大全学教育・職員・学生有志は、強く抗議する。

この家宅捜査は、「指名手配」中の京大経済学部竹本教員の「逃走」を神戸大学「元」教員の松下氏が助けており、その松下氏と池田教員とは「連絡」があるので、松下氏の「犯人隠避」の「証拠物件」の存在が予想される、という名目をもってなされた。しかしこの名目は三重に不当であって、およそ正当な捜査理由とはならない。かれ第一に、竹本教員にたいする「手配」そのものが不当である。かれは「強盗干渉」の「共同正犯」の容疑者とされているが、その容疑なるものの根拠は、警察検察の手中に隔離されている一人人物の「供述」

だけではないか。竹本教員の公開された論文が押収されるという無罪な事例をもあわせ考えるとき、警察による恣意的な容疑者づくりのしかたは、まさに思想弾圧であり、警察法にすら違反するといわざるを得ない。

第二に、この竹本教員を隠避したとの疑いで捜査を受けた松下氏のばあい、その疑いは、京大評議会にたいして竹本教員の「代理人」ないし「参考人」としての意見陳述を、松下氏が申しでたことに発していると思われる。松下氏への疑いは、竹本教員への疑いがすでに不当である以上まったく不当であるが、警察の行為はさらに、大学評議会の審議過程への介入という点でもゆるされえないものである。

第三に、松下氏の「容疑」を裏づけると称して、警察は、かれの友人たちに捜査の手を伸ばしている。これは、根拠のない「容疑」を、マスコミをとおして一般のひとびとに、さもあろうことこのように印象づけ、かれを「悪人」に、そしてかれとの交際を「悪事」に仕立てようと意図するものである。池田教員の研究室ならびに居室の強制捜査は、その一端であった。

このように三重の不当性をもつ今回の捜査事件は、「刑事」にかかわるものというよそおいをこらしているものの、その実際の狙いは、思想・表現の自由を圧迫し、大学の意志決定に介入するところにある。と私たちはいねばならない。私たちは今回の警察の行為を、教育・研究の存立基盤を侵す行為として、きびしく弾劾する。

さらに、この「捜査」の裏面にあたっては、機動隊の学内乱入に加えて、重大な不正が犯されている。警察は、池田教員の居室において、本件と関係のない図畫・ノート類を、また研究室において、同室の別の教員の書架までを、写真撮影した。この行為は、警備警察の不正な情報収集・思想調査活動の幾多の前歴を、想起させる。現場での両教員の抗議によって、この行為は制約されたけれども、それにもかかわ

らず警察は、撮影したフィルムを両教官に引き渡していない。警察のやりかたは、「押収」という形態をとらぬために準抗告の道をとざしている点で、二重に不当である。私たちは、これらのフィルムおよび写真の全部を、警察が即時両教官に引き渡すことを要求する。

一九七三年六月三〇日

不当捜査に抗議する緊急全学集会
(京大全学教官・職員・学生有志)

【資料9a】
京都市警察本部長 殿
準抗告申立書

岡山地方裁判所 御中

岡山府和野5-26
申立人 岡山教援連絡センター
代表者 坂本 守信

司法警察員竹原秀輔が昭和四八年六月二八日に、岡山市平和野5-26岡山教援連絡センターでなした、別紙目録記載の押収処分を取消すとの裁判を求める。

- 理由
- 一、申立人は、昭和四八年六月二八日、平和野岡山教援連絡センター事務所において岡山東警察署巡查部長竹原秀輔から被〈居〉者〈松下丹〉に対する犯人隠避被疑〈事〉件について別紙目録記載の物件に対し、押収するとの処分を受けた。
 - 二、しかしながら、右押収物件は、被〈疑〉事〈実〉とは、およそ無関係のものであって、証拠物となるようなものではないものばかりじゃないですか……どうしてこれよう？
 - 三、もしも、かりに〈松下丹〉の名が出ていたと、〈竹〉の字が出

ているというのが、根拠となるのであれば、それは〈日本〉中の〈本〉屋と印刷所の后字箱の中身をひっかきまわした方がはるかに〈隠〉があるのではないかと考えられるのだが、その点はいかが？

四、むしろ今度の〈捜査〉は、一方的にデッチアゲた〈事件〉に名を借りて、一度は行きたい教援センター」というのが〈本番〉であったというのではないのだろうか。そしてそのついでに「チェイと〈忘れ物〉」を盗聴器としてこまやなどというコンタンがありありのイタチゴロなのだ！！

五、以上のような点からみても、今回の押収処分なるものはまったくもって、アトラック・フカシギ(？)メチャクチャ・スケール……(一切合切)これ非法法というウルトラロースター大サーカスである。こんな〈事〉が通れば世の中マツコロケのケじゃないですか……今でもまっくらだけどネ！！

よって、〈裁判所〉の〈ありそななそな(良識)〉なるものにイチルの望みを託して、右、押収処分の取消を求めるものである。

昭和四八年七月一日

岡山市平和野5-26
別紙「教援通信」二七・二八
パンフ(司法界の危機的状況)
パンフ(お詫び、補正ならびにお礼)
機関紙「教援通信」一三三号
パンフ(日付付ない七一年十一月二八日をめぐって)
パンフ(五月三日の会通信8)
パンフ(処分紛争を通じて、大学紛争 坂本版)

- 準抗告申立書
- 申立人 ウナギキヌに〈定期校診〉をされる事
- 各一部
 - 一部
 - 一部
 - 一部
 - 一部

支配者の「説話」を繕えるものを

昭和四八年六月九日
埼玉 玉置真樹

(申立の趣旨)

一、「松の下を昇る」という人に対する犯人隠避被疑事件なるものにつき、埼玉府警署警察助教授岩田行夫が、昭和四八年六月二十日、「命の居室」と記載されるへく空間において行なった押し込み強盗につき、この行為を反省してワビ。

二、命の居室に交付した「押収品目録」の中、とりあえず、「ナンヂ欲シクナツタノカ？」理由不明、品目の特定性の不明な二品目は、刑事訴訟法のアノ条に基づいて明らかとし、たまたま返す。とのお救きをして下さい。

(申立の原因)

- 第一、(一)この「差押処分」は日本国憲法第三十五条一項に明示する「正当な理由」が見当たらない単なる空果狙いであり、且〈紙〉と交換である。(何と何が交換されたのかすら判らない)
- (二)押し込み強盗をしたくなった理由がはっきりしない。
- (三)「目録」によれば〈本件〉との関わりが不明のものばかり並られている。
- 第二、〈本件〉自体が何を指すのかが不明である。
- (一)申立人と「松の下を昇る」という人と〈犯人〉〈たち〉の間、どのようなアヤシイ関係があると思っているのか、そこ、どこが全く不明である。
- (二)埼玉及び徳島県警さんに入る先を間違えとるんではないか。「目録」中に京大新聞が多数含まれているところからみると〈本件〉は京大に〈深い〉関係があるらしいと考えられるから、京大総長にして京大評議会総長である前田啓男の〈居室〉をこそ空果狙いすべきである。

第三、この押し込み強盗は、徳大当局側捜査権力(或は警察権力)御用徳大当局)が申立人に加えた強盗である。

(一)申立人は徳大当局によって〈構内〉での〈存在〉のみならず〈構外〉においてもその〈存在〉を脅かされ続けている。

昭和四十八年二月十五日、徳島県警による申立人の〈居室〉であるへく空間の「捜査」

同年二月二十一日、西署留置場における「差押処分」

同年二月二十二日、徳大医学部栄養化学教室第三研究室をめぐるへく空間での「差押処分」

同年四月十三日、赤提灯大炊分市、古本売り場での「差押処分」

が、いずれも正当な理由のないまま行われて来た。これらの前史から判るとおり、今回の「捜査」は警察権力の申立人に対する〈定期校診〉であり、徳大当局が申立人の〈健康〉状況を知りたがることにとつている。さらに意味深いのは、六月二十日、〈京大〉評議会が〈竹本処分〉審査における〈陳述〉を、〈陳述〉の〈代行〉を〈委託〉されている〈山本〉に対して「委託」されたという証拠を出さおは打ち切るゾ。」と一方的に宣言していた日であった事である。〈委託〉がホンモノならば警察権力によって〈山本〉もろとも〈竹本〉の〈陳述〉権を奪り、ニセモノならば「おいた」を罰すればよし、いずれにしても絶対に〈陳述〉権はこれを行便不可能にしてみたく、〈竹本〉に「声もあげさせず」以を消す」という前田京大総長の壮大なる総長トバクに、両引たちが公然と狂鳴し始めたことを、大岡様はどう思われるんでしょうか。

(資料10a)

権力と「赤室」 池田一派の仕組まれた空審劇



— 筑波法家院本会臨時本日の通過の露払い

昨日、早朝より待期していた機動隊が昼休み時間、C（編註・教務部のこと）校内に入ろうとし、「Cスト突」一派らと、小ぜり合いを演じた。

昨日の機動隊の捜査は、6月20日捜査された神戸大元講師松下宅から、C教官油田と竹本との関連を示すメモが発見されたことにより、松下と油田との関連を明らかにするために行なわれたものであり、全国3府県9ヶ所にまたがる捜査の一環です。（立入の直接の理由は、油田のいる独居教官室の捜査）

〈事実経過〉

8時30分以前、機動隊が装甲車3台で東一条に登場

この間、全学の暴力分子がCに結集、文字看やピラが出る。11時40分、私服警官が独居教官室捜査。「Cスト突」一派がおし

け、私服が機動隊に応援を求め、12時すぎ、C正門より機動隊が入構しようとし、全学の暴力集団と投

石などの小ぜりあい。C正門封鎖される。同時にSでは、全学連に結集する活動家が「通水」される。1時30分、油田をはじめとし、ヘルメット、ノンヘルム〇〇名ぐらい

で集会。

この事実からも明らかのように、警察立入りの原因は、「Cスト突」一派らが擁護してやまない竹本を口実として行なわれたものであり、一切の責任は彼らにあります。しかも私達は、昨日の立入りに関して、次のような疑念を感ぜずにはおけません。第一は、通常「混乱をさけるため」午前8時頃までに校内捜査を終える警察が、昨日に限り早朝にあらわれたにもかかわらず昼すぎまで「待期」していた問題です。捜査の理由が「証拠固め」にあるのなら

S（編註・理学部のこと）において「S共闘」を名のる暴力分子が昨日の暴行を口実にして、全学連に結集する学生への選挙妨害を行なっていることと、「赤軍」一派のデマ上げ「6・28C自治委員会」で「権力」と闘うこと、さらに、規約を破り50数名で「同学生会役員」をデマ上げていること、さらには、一回生連合デモで昨日の事態を口実とし、デモが終ったあと岡山で介入しようとし、一回生を分断しようとしたことにあるとされています。

〈校内からの自治破壊を許さず暴力を一掃し、全構成員自治をうたてよう〉

昨日の星の「集会」で、某教官は、「この事態は評議会のさしがおである」と発言し、露骨に評議会攻撃の意図を示しています。すなわち、今年初めと同様に、選挙問題を口実とし、評議会をはじめとする学内機関に攻撃を加え、京大に「混乱」をつくり出すことを狙っているのです。この「混乱」こそ、反動層への権限集中を生み出し、11月総長選で、反動総長を生み出す基盤づくりであり、「筑波適用」の露払いとなるのは明らかです。すべての学友のみならず、昨日の事態は、竹本をはじめとし、大学の自治を校内から破壊する者が存在していることも、反動勢力の介入の口実となることをあらためて証明しています。いまこそ校内から暴力を一掃し、全構成員による民主的な自治をうちたてようではありませんか。

〈資料10b〉

「権力」と「赤軍」油田一派の仕組まれた茶會劇云々と題する「全学連連絡会議」のピラに関して公開の説明・討論を要求する。

一九七三年六月三十日 教務部 油田 浩士
六月二十九日、校内で「権力」と「赤軍」油田一派の仕組まれた茶

ば、何故証拠を隠すのに十分な時間において捜査を開始したのでしょうか。しかもその間に全学の暴力分子は数回に集合し、ピラや文字看の宣伝準備までしているのです。

第二は、独居教官室に、昼休み前の最も学生の目にもつきやすい時間、私服警官だけのこみ、当然起るべくして集合した暴力分子と小ぜりあいをおこし、機動隊に、C校内に入るマネをさせている点です。

〈これが事態の本質だ〉

この捜査が全国3府県9ヶ所（京大、神戸大、岡山大etc）にまたがって行なわれており、しかもその理由が松下と竹本という「分限」された「教官」の捜査であり、この問題を口実にして暴力分子が運動をくりかえしている大学が狙われていることです。周知のように、本日本政府自民党が衆議院本会議で強行しようとしている「筑波法案」は「現行大学には自治能力がない」ことを、法案提出の最大の理由にあげています。まさに、昨日の捜査は、この「国民的合意」づくりの重要な環をなしており、新聞をはじめ、T・V、ラジオが「着にキャンペーンを開始しており、校内の暴力分子こそ、筑波の露払いであることは明白です。しかも、この反動層とジャーナリズム、暴力分子との二層は、同学生会書記長が事態の解明のため京大記者クラブへ電話すると、某新聞記者が、何を間違えたか「同学生会なら、八島君がずうっと現場にいたから彼に聞け。または吉村君（学生部に集く暴力分子）に聞けばよい」と答えたことからも明らかです。

さらに、現在京大では筑波法案に反対し、暴力を一掃し、民主的な自治会を確立する闘いが大きく盛り上がっています。昨日の警察官立入りは、暴力分子にそれを口実にして「暴力をふるう」免許符を与え、この学生の闘いを圧殺し、暴力分子の自治会分裂を助けることに第二の本質があります。そのことは、現在自治会選が闘われている

審判— 筑波法家院本会臨時本日の通過の露払いと題する「全学連連絡」名のピラが配布された。内容から判断すると、「赤軍」油田一派の「油田」というのは、わたしのことであるとか考えられぬ。結合いので、このピラに書かれている内容からとりあえず左記の箇所について責任の説明・回答を「全学連連絡会議」の諸君に要求し、あわせてこれら諸点をめぐる諸君とわたしの討論を公開でおこなうことを提案する。

〈質問〉

一、（昨日の機動隊の捜査は、6月20日捜査された神戸大元講師松下宅から、C教官油田と竹本との関連を示すメモが発見されたことにより、松下と油田との関連を明らかにするために行なわれたものであり、全国3府県9ヶ所にまたがる捜査の一環です。）とピラは述べている。しかしわたし自身は捜査の理由をこのようにには聞かされていない。諸君は、どこからこの「理由」を知ったのか？ また、（C教官油田と竹本との関連を示すメモ）とは何か？

二、（12時すぎ、C正門より機動隊が入構しようとし全学の暴力集団と投石などの小ぜりあい）とあるが、わたし（たち）の「研究室」および「居宅」にたいする強制捜査に抗議して集まった数百名の学生諸君を（暴力集団）と呼ぶ根拠は何か？

三、（この事実からも明らかのように、警察立入りの原因は、「Cスト突」一派らが擁護してやまない竹本を口実として行なわれたものである。）と一切の責任は彼らにあります。）とピラは述べているが、（彼ら）とは誰か？ また、警察当局や捜査を許した大学当局にはいささか責任がないとする理由を示されたか？

四、（第一は、通常「混乱をさけるため」午前8時頃までに校内捜査を終える警察が、昨日に限り早朝にあらわれたにもかかわらず昼すぎまで「待期」していた問題です。捜査の理由が「証拠固め」にあるのなら

ならば、何故監視を施すに十分な時間をおいて捜査を開始したのしょうか」という点について——まず第一に、当日は早朝六時十五分から三時間にわたってわたしの「居宅」が不当捜査され、わたしはここに立ち会っていた。教養部長は、「研究室」の使用であるわたしが登校するまでは警察官を「研究室」内に立ち入れさせないという、当然の主張をつらぬいた。「全学連連絡会」の諸君は、わたし「研究室」捜査に立ち会おうという当然の権利をも否定するののか？ また、「監視固め」云々については、わたしは登校するまでのあいだ、「研究室」は評議員・事務長らによって厳重に看守されていた。しかもわたし自身が「居宅」で捜査に立ち会わされているというのに（監視を「属す」ということを云々している根拠を明らかにせよ）。

五、（昼休み前の最も学生の目につきやすい時間に私服警官だけでのりこみ）云々とあるが、学生の目につきやすい時間にはなく、こっそりと秘密裡に捜査がなされるべきであったというのか？ また、「私服警官だけで」のりこむのではなく、はじめから機動隊が乱入すべきであったというのか？

六、この捜査が全国3府県9ヶ所（京大、神戸大、岡山大）にわたって行なわれており」とあるが、わたしは知りえたかぎりでは、当日の捜査は4都府県9ヶ所でおこなわれ、このなかには神戸大は含まれていなかったはずである。諸君は捜査箇所にかんする情報をごとから入手しどのように確認してこれを書いたのか？

七、「松下と竹本という「分限処分」された「教官」（原文ママ）とあるが、《竹本》が竹本信弘助手のことであるとすれば、いつ同助手は「処分」されたのか？ また、「松下」が松下昇氏であるとすれば、一度神戸大学を懲戒免職されたはずの同氏がいつ分限処分を受けたのか？

八、「昨日の星の「集會」で某教官は、「この事態は評議会のまじが

わである」と発言し、露骨に評議会攻撃の意図を示しています」と述べられているが、この某教官の氏名を明らかにせよ。わたし自身は、この「集會」にかき及ばず、いろいろなかところで、「京大評議会」と松下氏本人しか知らないはずの文書が根拠になって松下氏にたいする捜査がなされたことを明言している。

九、この混乱こそ、反動層への権限集中を生み出し、11月総長退任、反動総長を生み出す基盤づくりであり、「筑波適用」の露払いとなるのは明らかです」と諸君は述べているが、わたしの考えでは、諸君のビラのような発想と思想こそが、学内反対派を弾圧して「新構想大学」へと統合をはかる筑波法の精神そのものである。東大における学内反対派の反対派弾圧の突進を見るがよい。これについて諸君の見解をはっきりと表明せよ。

十、（いまこそ学内から暴力を一掃し、全構成員による民主的な自治をもちたてようではありませんか）と諸君は最後に呼びかけている。だが、わたしはこのような諸君でたらめなビラ、このようなデマ・ギーにみちたフレームアップこそはひとつの（暴力）にはかならないことを、いま身をもってひしひしと感じさせられている。同僚が毛色の変わった同僚を国家権力に売りわたし、市民が少数派の市民を市民生活から排除し、《過激派》キャンペーンにおどらされて「この原にビンときたら110番！」体制を支え、デマと中傷によって反対派を弾殺し、国家権力の暴力を支援する行為こそは、ファシズムの土台であり、ファシズムそのものである。このことについて諸君の見解を直接書きなさい。

十一、最後に、ビラにある《赤軍》《池田一派》の具体的な意味を説明せよ。とりわけ、「赤軍」《池田》一派なのか、「赤軍」《池田》一派なのか？ また、「一派」とは誰と誰……なのか？ さらに、ここで言われている「赤軍」とは何をさすのか？ 共産主義革命

支配者の「総括」を超えるものを

「全学連連絡会」報

「こんなことは許さないゾの集會」

——警察に大きな顔させないための報告と討論の午後

物備萬、光化学スモッグ、魚汚染、等々、社会不安が高まるなかで、支配者たちは、われわれ国民をますますおさえつけ、ふみにじり、肉体的にも精神的にもいっそう貧しくいっそうみじめな状態におとしつけつつあります。そして、これらさまざまな理不尽にたいして異となえるものたちを、《過激派》と名づけて社会から追い出し、不平不満の声をおし殺し、あまつさえ、アパート・ローラー、特別指名手配（この原にビンときたら110番）、110番、あなたの隣にいますか？）などによって国民相互のあいだに不信と恐怖をうえつけ、スパイや密告を強要しています。このやうかに反対すれば、さげすまされておあげにやられたらどうですか（犯人）や《容疑者》にしたてあげられ、警察に土足でふみこまれるのです。

六月二十日から二十九日にかけて、兵庫・徳島・東京・愛知・京都

岡山・福井などで一斉におこなわれた「職員日薪投資事件」に關する強制捜査、《元》大学教授、《現》大学教授、知識人たちがよび京都大学の研究室にたいする不当不法な家宅捜索と検束は、その根拠のなき、でたらめさといひまわって、ファシズムがますます深く、急速に、われわれ国民の生活のなかにふみこんでいることを、はっきりと示しました。これをだまされて見送すなら、官憲の横暴は爆発的に拡大し、国民は戦前・戦中にもましてますます暗いみじめな日々を強いられることになるでしょう。

友人を友人から切りはなし、隣人と隣人をいがみあわせる。これが支配者たちのやりかたです。

だからこそ

友人のみなさん、隣人のみなさん！！

一堂に会して、目をこらし

耳をかたむけ、そして声を発しよう！！

最近の一連の弾圧にかんする報告と討論のための集會、「こんなことは許さないゾの集會」に参加してください。支配者たちによってワタをはめられふみにじられる生活から、われわれ自身の生活へ、少なくともその小さな第一歩をふみだすために！

警察に大きな顔させないための報告と討論の午後

時 7月11日（水）午後3時より

所 同志社大学学館401

（報告と問題提起）

松下 丹（元）神戸大学講師 山本光代（元）徳島大学助手

坂本守信（元）岡山大学講師 池田浩士 京都大学助教 その他

主催 どんなささいな弾圧も見逃さない会

連絡先 京都部（E）二三一一 内線五八二

天沢このみのB級西部劇、性愛映画、歌謡曲等々において、かれはなにを〈行為〉しようとして
いるか——秘教的なるものとはまた土俗的なるものである、とわたしはひとつのテーゼをかか
ておきたい。かれの〈行為〉は、土俗的なるものじたいの聖化である。そこにおいて聖化が〈知識〉の
先験性をむしろ破壊するものとしてなされるならば、たとえばハイデガーがみずからは決してな
えない冒険——加工された自然じたいを、農耕的自然にかわる土着性としてたしかめることが可能
であるかもしれない。そのときすくなくとも〈作品〉は秘教性からときはなされた、べつの時空を
みいだすであろうと、わたしは期待するのである。

この小論は、ひたすら問いを連続させることによってなりたっている——もちろんわたしじしん
でそれらの問いにかならずこたえるための、ひとつの覚悟がきである。

たとえば言語は神的起源か人間の自由発露するかといった問いは、情況のなかでは規範としての
言語と表現としての言語というふうに関わりをおされ、かつ規範としての言語なるものは言語存在論
の美学として、はじめて情況のなかでの問いのまえに姿をあらわすなにかである。

また地上性としての詩は、言語表現における自由とはなにかにおいて論じられるものであるし、
あえていうならば詩における〈論理〉とはなにかを、戦後詩のただなかであらためて問題にするこ
とである。(なお右に記した言語存在論への批判は、『あんかるわ』26号から連載される『国家—自然』のなか
で展開されるので、参照していただければ幸いです。)

詩的 60年(1) (74年9月) イサヲ書房

(三) 天沢退二郎=序説 (ま・き・ふ・し) 井筒谷規矩雄

〈インスピレーションとは同時にインスピレーションの欠如であり、詩のことはと語るべき
ものが何もないとき語りだすものであるとすれば、ほくらがいつでも「どんな一行からでも」
詩を書き出すことができるのは、まさしくオートマティスムが与えてくれる最大の保証なので
ある。〉 (シュルレアリスムの継承)

一九六三年に発表された文章のこの一節は、詩集『朝の河』によって天沢退二郎が確定しえた詩
の方法と論理、かれのさいしよの文学的自覚の様相をよく語っているとおもう。わたしたちはそこ
に三つのケンツァイヒェンをまず指摘することができる——

- 1、基礎論理。
- 2、発語の方法。
- 3、同時代性。

重要なことは宮沢賢治をほとんどゆいいつの規範とする少年期の孤独な詩作経験が、シュルレア
リスムによって文学的な同時代性(さらには世界性?)への保証をあたえられたところにある。そ
れによって天沢は影響から脱しきる契機をうるとともに、宮沢賢治の存在を批評の対象としうる根
拠、すなわちみずからのアドレセンスを〈体験〉へとみちびく基点をえたことになる。のちに〈読

(41)

むことの夜明け)において語られるこの(体験)の根拠の成立には、しかし影響からの脱出が同時に対象のいかなる純化でなければならなかったかという、ひとつの方法的な自同循環の論理がかくされているのである。

(インスピレーションとは同時にインスピレーションの欠如であり……)とか、(詩のことばとは語るべき何ものもないとき語りだすものである)といった逆説のロジックは、あたかもはじめから完結した思想のように提示されており、対象と表出、現実認識と言語主体の分裂にきわどいつなわたりをこころみる仮構の背後で、しかし(世界)にたいする天沢の態度を最終的に決定してしまっているようにおもわれる。おそらくそれは宮沢賢治に没入すればするほど、そこにおいては疎隔や異和をみいださざるをえなかったであろう現実存在としての賢治の根源あるいは究極を、どのように捨棄すれば、文学のトータルティを二元論からすくいだせるか、というふかい自問の掃結を暗示している。暗示されている内実が、天沢じしんの論理的な態度としての現実意識であることは言うまでもなからう。言いかえれば、宮沢賢治を批評の対象としてみいださるべき地点にふみだすことができるためには、あらかじめ自己の現実的な根源が(賢治の存在にたいして)放棄されなければならない——それがほぼ一九六〇年までの天沢退二郎における内的な思想のたまたかの実体であった。六〇年安保闘争の全学連ラディカリズムは、政治思想としての現実性をうしなつたのちにはじめて、観念のラディカリズムとして天沢の内心に共鳴する——そのときかれが確立していたいわば不败の論理が、じつはかれじしんの現実にたいする敗退を象徴するかもしれぬという不安は、先験的に文学のそとへと遮閉され、現実の根源に禁圧された。(「現実を匿し、匿されたものとしてそれを現出させる」(詩

はどのように可能か)というとき、現実、それじたいは詩(文学)いぜんの領域へ棄却される自明性であり、しかもそれは現実にたいしての無限了解と帰属を意味するいがいではないだろう——そこで思想は恣意にゆだねられた撰択である。

へいつでも「どんな一行からでも」詩を書きだすことができる——これは戦後詩に可能にされた最大限の自由を象徴しうるテーゼであるといつてよい。そしてそれは時間的というよりはむしろ空間的な保証である。わたしが(体験)の根拠というとき、それは文学の発生をさしている。個体の経験をどこまでさかのぼっても恣意や偶然をでるものではない契機を、(書くこと)の自覚的なはじまりという必然性へむすびつける(媒介する)には、いわば発生の本質が現存をつらぬくという普遍性を想定するいがいにない——そこにあらわれるのが仮構である。(読むことの夜明け——書くことのはじまり)という自同循環をみきわめたとき、それは天沢がみずからの文学的自覚を、それいじょうさかのぼってほかのなにものに還元することのできない発生に定着しえたことを意味しているが、この論理が完結するためには、わたしがことばを発するいぜんにことばは存在しているという超時間的なカテゴリイが、あらかじめ自明でなければならぬだろう。ではなぜ天沢ははじめにそのような論理の完結をかくとくしなければならなかったのか——。

わたしたちはここで一九五〇年代の後半、とりわけ五八年の警職法闘争から六〇年六月にいたる時期、戦後(デモクラシイ)が最大限の政治、現実を表象しえた時期に、その対極における優位を絶対的に証明することが、天沢にとっての思想的モチーフであった点を、あらためて留意しよう。いわばわたしが政治闘争に参加することによってこえようとしていた(意味・現実)のカテ

ゴリイ(すなわち戦後デモクラシイ)を、天沢はひたすら「言語・文学」のカテゴリイにおいてこえようとしていたことになるだろう。すくなくともかれはそこで、戦後「デモクラシイ」がカテゴリイとしておよびうるかぎりの意味対象にたいしては(その対象内で生活している現実的な自己をもよめて)、現実逃避の思想を表現することができた。

思想が言語において固有の表現領域をみいだしうるとすれば、それは「表出——指示——現実」という過程の根柢に、構造としての時間をかくとくしてゆく主体を想定してのことである。そしてこの仮構は現実にたいして内在的である。あらゆる現実逃避の態度は、それがラディカルであればあるほど、この内在性を局限においてこえることをもとめられる——その方法こそが思想の表現にほかならないが、そこで可能な論理、すなわち「体験」の根柢においてなされる撰択は究極のところふたとおりでしかない。カテゴリイを媒介するか超越するかである。

天沢がなぜ方法として超越の論理をえらんだか、わたしにもうまく説明できない。学生運動によってつきつけられる、それじたい論理の絶対性への志向にたいして、その根柢に表象される「政治・現実」をもよめて、トータルに回避しうる論理をみいだそうとすれば、超越はほとんど必然の撰択であった——まさしくそこにモーリス・ブランショがあらわれたのだ、といういがいがないようにおもわれる。

超越の論理が成立するためにみいだしうるカテゴリイは、現代においてはいうまでもなく神学ではなく存在論である——そしてブランショにしてもハイデガーにしても共通してしめしているのは、存在論のゆいいつの主題は「死」であるという必然性である。「死」は、いわば超越さるべき

カテゴリイの局限において、カテゴリイの存在じたいを象徴するさいこの内在性であるからだ。もちろん存在論が論理的にこえるのは、「死」が象徴する時間性の根源であり、それによって「体験」の根柢もまた、へかくされた「真実・秘密」へと超時間的に絶対化される——ここでは、「体験」の根柢とは「死」であるという、意味の逆立が完結するのだ。言いかえれば、時間性の根源が、彼岸へと仮構されることによって、逆に意味の禁庄は解かれ、全現実へとひらかれることになる。そのとき問われるのは、文学(の論理)によっては死なしめることができない現実の個体の生活・思想である。

いまのわたしには天沢退二の存在は、思想的にはみきわめのついでにしまったものとうつっている。それはいわば「死——性——生活」という遡航によって、あるがままの自己の現実をみいだすにいたる、ひとつの回帰の過程にほかならない。この倒錯した時間のなかでは、思想はどこまでも生活に還元されるいがないではないだろう——還元されえぬ剰余は、美意識という観念形態に定着することが不可避である。

かつて天沢の作品に、六〇年安保闘争期の全学連ラディカリズムの詩的表現をみた谷川雁は、はたして天沢がさいごまで生産阻害者でありうるか、という問いをなげかけていた——そして六九年秋か七〇年のはじめごろか、パリケード解除後の大学で授業拒否を撤回し正常化に帰属したとき、天沢はその問いへのさいごのこたえを、しかもみずからの撰択のおくにとざした沈黙として、しめしたことになる。大学闘争におけるかれの発言は思想としてはすべてをなくすに現実へと解消されるであろう——六九年夏から秋にかけてかれが内心において感じていたにちがいない恐怖は、決

して語られることはあるまい。

文学における〈匿された真実・秘密〉とはおのずから本質をことにするこの思想的沈黙は、表現のうえでいくつかのメルクマールをなしている——ゴダール映画の熱烈な讃美者であった天沢は、しかし明白に政治化したあとのゴダールについてはまったく論ずることをやめてしまっている。これは極端にいえば、天沢のいう〈言語の暴力性〉が、思想的には〈政治と文学〉の二元論をさえ、こえることがなかったことを示唆しかねない。さらに表現者としての天沢の不能をしめしているのは、かれの松下昇論である——この文章を書き、発表することによって天沢はまさに〈大学閉争〉いぜんへとみずからの表現を後退させたのだ。

宮沢賢治に傾倒して、野原をあるきまわりながら手帳になにかを書きつけていたという少年期の天沢が、体質的に貧血症であったかどうかわたしはしらない——ただかれの初期の詩をみると、たとえば貧血のための失神をたびたび経験していたのではないかと推測してみないことには了解しにくいところがある。のちにブランショを有力なささえとして確定される天沢の超越論理は、心的にみれば極度の稀薄さや空白感を、しかもきわめて強度の心的状態として受感するという〈体験〉を根拠にしているにちがいない——そうでなければ聖性とか神秘とかいう観念を、みずからの観念として確心することはきわめて困難であるとおもわれる。もちろん個体の生理的な体質がそれじたいとしてとくに意味をもつわけでもない。ただ自覚の契機としては、どんな生理からでも個体は至高

のメタフィジックをみちびくことができる、といっておきたいのである。

心的な稀薄さや喪失感が、ある瞬間にはげしく全身的に受感されることによって、超越的存在が啓示された——という〈体験〉をわたしたちは《道道》をふくむ天沢の初期詩篇をつらぬくモチーフとしてみとめることができる、それで充分である——。

どこまでもそんなそいつに

追われつつげなければならぬのか

それにいつかはそいつは一陣のつむじ風のように

ふいと跡形もなく消えてしまうのだと

そしてその時ぼくはいっそう透る希薄さ

のなかに佇まねばならないのだと

(道道)

そのときあの 水のようにふとあかるい樹木たちは

どうしてあんなに斉しく僕を向けたのだろう

風景はなぜあんなにシムメトリイに

僕をめぐって引き絞られたのだろう

(白い呪縛)

夜明けの街道を歩いていた男は

書評



池田浩士・好村富士彦・野村修次著
「ドイツ語の本」

三一書房 一、四〇〇円

「書評、又はあとがきの為の広告」
書評が書物に対してなされるといふ事は、
自明のことです。だからと言つて、その事の
意味も又自明であるという事にはなりません。
いわゆる書物から、拒否されている存在もあ
る訳で、盲人は点訳書があるにせよ大巾に制
限されますし、本を扱うにも金がないといふ
場合もあります。又、書くこと、書物になる
事を拒否する場合もある訳で、書物が表現し
得ていることが、いかに限られたものである
か思い知らなくてはなりません。いわゆる木
厚の高い書物も、逆にどんなに程度が悪かろ
うとも、たかが書物にすぎないといふ本質的
な意味で、その水準に隔たりはありません。

編集後記

音沢さんから毛色のか変わった
書評をいただきました。文中
「第四巻目の著者」とあるのは、
松下昇氏をあてればよいよう
です。こうした「先達」の場面で
「なにしろ相手は進歩的ですか
ら決して負ける心配はありません
ん」というようなセリふがスマ
と出てくるらしく、早速一、四
〇〇円送ってみることにします。

従つて、読書新聞などというものが、ある
書物の書評をするとして、読書二つの推奨
程度であることに、自覚的である必要はあり
ましょう。

さて、ここで書評する「ドイツ語の本」(ド
イツ語の初級程度教科書?)は、販売が
三社社ではなく三二書房である事に注意して
下さい。著者(「制作者」)は、池田・好村・
野村の進歩的よりもさらに進歩的な先生方で
す。この教科書をパラパラとめくりま
す。この「Introduction」の「おまへ」が、その他の
「Introduction」の「おまへ」が、その他の
「Introduction」に対して持つている、「断片」「落
差」は、第四巻目の著者の存在を感じさせま
す。いずれにせよ、「Introduction」の「おまへ」
は他の「Introduction」より、跳ませるもので
あり、他の「Introduction」および「まえがき」
「あとがき」の方は、書物的・文化的方向に
より傾いて行きます。

問題とも、「読者ユリアヌス」
とも重なっているようです。そ
れぞれの関心からひとつの焦点
を探りだしてゆくのは、これは
読心術の仕事といふことになる
のでしようが、批判などもお寄
せただいて編者の「つぶやき」
を励ますことができたいと思
います。

第四巻目の、消された著者と、三人の著
者・出版がなにもかであり得ると居直つて
いる出版社の間には疑いが残っているよう
です。一巻の書物が、こうした関係を引きつ
て出現せざるを得なかったという事は、(「教
科書」に死を!)などと書く敢言ではなく、

小林さんのは、呻時の教中に
原稿催促した負いめもあって、
重い気持ちで読みました。とい
うより教師で頑張っておられるこ
とへの多少のうしろめたさがあ
るせいかもしれません。民衆と
宗教、天皇制イデオロギーに關
する部分は、前号小田原さんの

例のない事であり、その疑いが書物にまで及
んでいることを感じさせます。書物が焼き烙
てられるとか、発熱処分になるとかの事はあ
りませんが、しよせんは書物文化の範疇にお
いてであり、「ドイツ語の本」をめぐる関係が
始めて、その彼方にまで突き抜けようとして
おります。

こう申し上げると、余計にお求めになりた
くなる。かも知れませんがこの「ドイツ語の
本」は買わないで下さい。他のいかなる書物
においてよりも、加担することにになりますか
ら、どうしてもおっしゃる方は、万引きす
るか。たとえ金がかかってもコピーするとか
金とヒマがあつて水準以上の教科書であると
野郎する方は海賊版を作つて売りまする事
で、進歩的出版社から、私文書偽造でうた
えられても、なにしろ相手は進歩的ですか
決して負ける心配はありません。

高野さんからしばらくぶり
で、本文の原稿をいただきました。
就職されてから、具体的な経験
をふまえて書いていられますが、
今回はまだ問題の入口というよ
うな感じがします。コンピュータ
ター社会相手の発言は大小さま
ざまな問題をいろいろにとらえ
て放ることが出来ると思いま
す。ひとつ各論の方もお願いし
ます。

田川さんの「ユリアヌス」の
結びと、読評問題を同時に載せ
ることができまして、編集上は
今月はやや遅でした。ユリアヌ
スの方は田川さんの読後のさわ
やかさが伝わってくるような文

原稿がとどきました。ちよつと
予定より小さいものになりまし
た。しかしお忙しい中からあ
りがとうございました。
(M)

指 308号 一冊 250円 平 250円
1977年6月 半年 送料共1,650円
一年 送料共3,300円
昭和52年5月20日印刷 昭和52年6月10日発行
印刷所 行やき印刷
発行所 東京都中央区向山3-1-10
高田町5番方 電話(03)7970-5243
「指」発行委員会 三雄彦
田宮 恒治
田宮 真
東京B-174216

わたしたちのテーマとして、それぞれの
ポイントから、(1) 法的被告人(性)をく
ぐることで開示される状況、現実の問題性
の共有と転換、(ii) イエスの死の意味は、
キリスト教の根拠づけ以上の、キリスト教
を粉砕する質のものではないか、(iii) 人間
の極限的局面で顕在化する根拠的関係性の
欠陥態にかろうじてさしかけられたゆき、
叫び・祈り、へ、(iv) イエスの男弟子
の恐怖と逃亡にみられる逆対象化過程の方
向転換、女性証人特有の悲嘆から心中願望
に至る関係存在性の対自化の課題を荷い
たいものです。」(大小17/名)

③ 同日 十一月対話(協議会)

〔永里書記録中心に抄〕 大小15/名
〔i〕 前回書記録要項(文江姉)。〔ii〕 ク
リスマス 二月九日(日) 委員(八
木橋姉・桐野姉・中村姉・福方姉) クリ
スマス集会反対(桐野姉)。〔iii〕 下期予算
附録(交通費補助)・予備費(基修理)繰
り込み(中村姉)。〔iv〕 礼拝予定表(年内)。
対話 記録は書記が簡単に書きとめる。
堀上兄司会 聖師がわからない人こそ対
話にそのむべき。問答無用という人もいる。
川田姉質問 反対者側としてでなく一人
人として。昨年3月の臨時総会は、逃げた
のでなく祖母の法事。へ、号を返り直して
大分理解できたし、共感する部分も発見
質問 (i) なぜ聖師が後任でなければなら

ないか (前) 牧師夫人をどうとらえてい
るか (ii) 礼拝は毎週を希望(川田) 月一
回(聖)かは自由では? 病人や老人の問
題は? (iii) イエスとユダの説教は納得で
きないし不信感を持った (iv) 聖師は信仰
者ではないのか (v) 繁天牧師の変化と矛
盾をどう思うか (vi) 聖師は思想家では?
聖 インテリでない位置からの質問とし
て重い。(へ)号の意味は、現在もいせん
としてある。牧師とは? 教会の働きとは?
の問題提起として、役員会と共同出版。い
まだに答えられていない。再提起 ① 月
一回の表現(表出)のリズムを、女性の
生理や公判へのリズムに対応するその根拠。
他者のための教会として謝儀中心経営から
へ(献金)や建屋案拡大過程との関連を、
② ことわりの論理粉砕、教会の法人性
と恣意幻想を身体性・関係の絶対性、へ信
仰へによって止場したい。③ 言葉は置か
れている位置によって意味を変えてしま
うことから、必然的にへ、が登壇。
奮原兄 骨肉の争いでなく父子それぞれ
に、完璧でないが大里教会の恵み、
聖 過渡的答えとして (i)について、わ
たし(たち)の必然性が、川田姉(たち)
から視えない、包括できない(現在の状況
の問題があり)、母(文江姉)のような真
実の求道も、世界を転倒しなければ信仰と
して成立しない。そこにへ(牧師)がある。
(ii)の後半については、重い問題だが、病人

や老人へに近隣した形が必ずしも、その問
題を荷うことにはなるまい。距離や場を転
換しつつ、関わり続けたい。(ii)と(v)は、再
構成・再表現する。(vi)と(v)の問いには、
本質的なキリスト者でありたい気持をこめ
て、仮託信仰者だと答えておく。
〔註〕 聖の発言は編集過程で再構成。
11月21日(日) 田中姉証し礼拝
〔教団信仰告白文の朗読唱和を求めてか
ら証しにはいる。聖へ……。〕
「じきに八五歳。ただ祈りと文藝伝道に専
心。神の命令に従ったら祝される。……教
わられて思われている。戦時中も、だれもが
死を恐れるが、死は恐くない。恐いのは神
の審きだけ。クリスチャンになったこと、
日々生かされていること、感謝。
切符を無くした時も、泥棒に入られても
神さまに守られてきた、神さまは生きてお
られる。……」(大小16/名出席)
〔工藤姉や奮原兄が、うなづきうなづき
耳を傾けておられたのが印象的だった。最
も危機に襲われている実存的戦線こそが、
また最も遠い迂回路を尋ねることしか到達
させないでいるなにもかとの非力と
に、いいしれぬ怒りをおさえることができ
ない。
礼拝後、有志6/名で、自由に懇談。〕

(2) 南山大学闘争 女性被告 上告過程

名古屋人権委員会と国選弁護人への働き
かけによって、南山学園当局から、第二次
回答とその修正文を引き出した。これを
媒介として国選・私選、の複製数名の弁
護人は、南山当局の回答(文)を包括しつ
つ、被告事件の上告趣意書を提出した。
仮装被告団が上京して提起した原案に基
いた石井芳光国選弁護人の上告趣意書は、
弁護士以上の質をもっており、最高裁への
反応が注目される。
へ、礼拝参加者と月報は、一貫して、
この被告事件に関心と可能な協力を示して
きた。ことに、五月十一日の控訴審判決以
来、最終段階の十月十一月に至るまで、
へ(牧師)に象徴されるような、積極的共闘
とテーマの追求を試みた。
今後、直接間接にその責めを荷ない続
けたい。法制度上の審理からはみ出すテ
ーマを包括へ、(献金や建屋案のテーマも拡
大、実現していきたい。
問題は、仮託性の本質・生活の根拠が、
情况的に問われていることにある。(二例
として10月8日付の朝日新聞の記事「裁判
を受ける権利 現状は(裁判所の扉は金
のカギでなければ開かない)」参照。)
わたしたちの関わりのある被告(事件)
だけでなく、この状況そのものを共有、転
換すべく、関心と共闘を求めます。

(3) 永続する大学闘争

① 11月2日(火) 神戸大

学内に配布した独文表現のへ翻訳
私たちの大学はどのようなものであり、
松下 昇とは何者か?
一九六八・一一・一九六九・八:
永続するスト(大学闘争)
神戸大学で、また世界の大学で
学生たちは大学の建物を占拠し、バリ
ケードを築いた。
松下 昇は連日、自主講座を聞き、単
位制に対するこの試みは今日まで革命
的諸運動を包括しつつ展開されている。
かれは一九七〇・五・一八にへ(非合法)
運動のために逮捕された。多くの学生
たちは(ハリストをよくめて)抗議し、
デモし逮捕された。
新聞の報じたところでは、この講師の
逮捕は大学当局と警察の政治的な共謀
によって準備されていたとのことであ
る。
かれの行為に関する裁判は現在まで続
いており、松下は、この裁判を極めて
印象深い自主講座として応用してくて
いる。
かれは、この社会のあらゆる領域でよ
い友人を発見し、(労働者、宗教学、

子ども、食食)、かれらと共に現代
の全てのテーマを実践的かつ根底的に
説明してきている。かれのA四三〇研
究室でも、
ありとあらゆる表現や資料が、この
永続的バリケードで、あなたの訪問を
待っている。
一九八二・一一
自主講座運動実行委員会

〔独文の回覧や共同講読も可能。この再
占拠闘争には、へ(牧師)も参加共闘。
月報へ(19)号の共同作成も行なわれた。〕
② 11月16日(火) 神戸大

拡大自主講座
82・11・16(火) 正午
神戸大学教養部A・B棟屋上
テーマ
・ '69年大学闘争における
教職員役割の批判
・ 処分・起訴の現段階の意味
・ 既成の概念と制度との格闘
・ A四三〇松下研究室の再占拠
・ 私たちは、どのような状況の中に
存在しているか

〔この自主講座には、神戸大生数名も共同参加し、鮮烈な横断幕「永続する大学闘争」・巨大な「(一)(一)(一)(一)(一)(一)」・ペーパーのテープ「六甲空間(からの)出立」「松下研究室」の共同表現や自主ゼミを展開した。

ことにこの日の光景をとどめたものをまとめて写真(群)も、方々で回覧されている。この闘争への参加は、十一月十六日と十八日の教団総会への本質的参加のための「不」参加という双極性を帯びたものである。わたしたちの闘いが可視的な参加者だけでなく「不」可視の参加者たちとともに展開されていることと合わせて、何重もの重層した関係構造としての運動性への象徴的比喩として書きとめておく。〕

③ 11月22日(月) / 23日(祭)
岡山大学祭 連続シンポジウム

テーマ群の基本的構造

α、大学闘争に関する無数の資料 / テーマを把握し、討論するための条件をどのように創出するか。
β、(占拠)空間の「年性」の変化を對象化し、空間性の質を深化させる方法は何か。
γ、仮装の根拠とは何か。仮装性に対する異和をどのように止揚するか。(戦後思想の視線がとどか

ない領域への巡礼)

岡山大(公務員宿舎)RB三〇二 / 京都大教養部A三六七(ヘドイッ語資料室) / 神戸大教養部A四三〇(松下研究室) /

すでに開始されている「連続シンポジウム」の時をくぐっているこれらの場において、参加者の一人が、パンフに掲載する最低限の基本的テーマとして提起した原案は、前記のα / β / γである。
各参加者がこれを再構成し、表現しきれないテーマをへ……としてとらえ、對象化し開示しつつ参加してはしい。

〔東は関東、西は九州からの参加者とともに、わたしたちの初参加もあり、深刻だが不可逆の討論を重ねた。個々の恣意性だけでなく、関係の絶対性に基いた公開性自身を聞くことは、かくもすさまじく(γ)かくも晴れやか(β)なことか、と今さらながら唖目する思いだった。〕

〔「質質」を、この世界に意識的にではなく生まれてきた自己と、いまこの世界に意識的に生まれ出ようとする自己との間に生じるさしみととらえる〕(永里)。
山本は、イエスとユダのテーマを思いめぐらしつつ参加、(大学での)単位につい

ての自分の経験を発言した。

現役大学生や生き方の根拠を求めてさまよっている元大学生への飛び入りにも合めて、貴重な体験であった。

闘争(者)と家族の問題性と共に「幼児が心地よく眠れる場が確保できさえすればそれ以外のことはを話せる大人はどこで泊ってもよい」と、幼児のことなど知ったこつちやない」という双方の観点をひすぶの手ごたえをつかむ必要「性、等。

裁判以前の殺処刑者、宗教に無縁な存在をどうとらえるか」に関連して、「むしろ処分さえ起訴にさえ至らない存在の苦痛が情況の核。この構造をとらえるなら、置かれたその位置からも情況総体のテーマをくぐっていくことは可能」なこと、等。

「地球に匹敵する重さの絶望を経た上での(自主ゼミ)」「栄光のイエスと受難の儀ユダという逆転現象。好きなテーマではないが……」等、ここに書きとめられたい必死の表現、重要な指摘に満ちていた。ところが、この連続シンポの参加過程の中に、神戸大当局は11・16闘争に恐怖して、逆封鎖(鉄格子と鉄板による窓の密接や扉の密閉、塗り込め)によって、A四三〇松下研究室へ弾圧。物理力にのみ抗りかかる抑圧者は、学生大衆の怒りに包囲されるだけでなく、パブリック空間性の永続化する本質による報復は避けられない。〕

あやとりと音階

たえず私たちが意図していることの基本は、自らの試みが、現情況の中で、どのような位置をもち、否定や肯定やのの評価軸の振幅自体をも対象化しうる場をどのように創出できるか、ということである。

これらの視点から、私たちは、自らの(裁判)闘争とも見えるものを展開しつつも、絶えず何かからの距離を計測しているし、国家

「あやとり」への註

野原燐

前頁の文章「あやとりと音階」は、私が著者にも発行者にも無断で、この紙面に転載した。著者ないし発行者からのクレームは、野原が個人の責任において受けるものである。

— 何ものかによって何ごとかをめぐる文章が書かれた場合、それが読者ととりかわすであるうありとあらゆる関係が、たえず可能態として開かれていくべきものでありながら、ともすれば閉ざされがちになる一つの要因として著者の「名前」というものが存在すると彼は考える。

— 「有名名人人間たちの表現と、無名のひとの表現」とを私の不確定な想像の中で均衡させた。また、この文章では、何故か一つも固有名詞を使用しなくないからである。

の共同幻想性に対して言語、行為を交差させていく時のテーマ群の追求を、法的有効性以上に追求している。その対極的演習として、△爆弾▽やコンピュータの操作、マルクス資本論の空間論としての変換、家族II対幻想論の再構築、河川敷の生存から超高層ビルへの眺望に至る生理の解析、中島みゆきを媒介する△歌▽の検討なども自在におこなってきている。(以上はごく一部の例)

その際、原初的感覚や疑問を卵のように大切にしているので、いくつかわかりづらさがある。各テーマを包括する論としてであるが、幼い子どもたちが、無心に指から指へ、あやとりの糸を置換するとき、微妙にかつ急激に形が変化していくが、その全過程を方程式ないし言葉として表現しなおすことができるか、と問いつつ、同時に、その困難さと△無▽関係な子どもたちの表情に救われてもいる位相。

楽器の弦や鍵——音階が、無限の音の流れの中の特定の整数軸をのみえらんでいる必然的構造をくぐって、△音▽総体をつくり出すにはどうするか、また、そうしたい自らの感性は何に由来するか、と問いつつ、整数軸から世界にそっと触れはじめると同時に、つぶやきが交差する。問いに反応する時間は無限に許容されてはいず、それは△敵▽を許容しない度合と関連するが、その構造をこそ探として問いに交差させ、応用したい、と。

そして、これら全てのイメージを基底で支えているのは、△六九△年の△ハバリケード▽からとらえた人間存在の様式から全てを感受し、変革に應用していきたいという情念である。

4

以上の二つの断片はいずれもカルト的にならざるもつ批評家表現者からの不正確な引用である。「あやとりと音階」は無署名で発表された文章である。署名とは表現の私有である。と、いつてみても、もともとこととは個人のものとしてクッションとして以外存在しないものであって、それは、署名の拒否は一時的な隠蔽にすぎず、それ自体として意味のある行為ではない。問題はどんな戦略としてそれが用意されているかだ。

5

つぶやきが交差する。わたしたちはひとつの文章、文体の主体にあり、名指されうるにたる表現者になるうとしていく。署名の拒否とはベクトルの向きが反対である。だがわたしたちは同じ方向に歩むというものを元手に、表現という高いをしようとしていくわけではない。巨大な挽白によって△私▽を絡々に巻き、その絡みから出さした、ともしるわたりは、わたしは騒がっているのではないか。あやとりと音階にはその巨大な白のかすかな響きがかきとれるように思ったので転載した。



おとうさん

ママが何をいってんだけど、また、おとうさんと
 としこめはれんた"ね、ね、おとさんと
 2人、古〜い方やしとしこめられて
 さあ、ない？セーター、カーリカ、おくるか
 らね、こんといかえってくるよ、おとうさん
 毛ってき、ね、こい、いた、から、うと、か、つて
 こは、か、い、かん、か、て、き、ね、
 と、き、り

1986.9.7

26.4.12 西友行へこいにおせよ



刊
行
集
註
—
86
、
3
、
24
大
段
高
裁
に
お
け
る
〈
監
査
員
(
松
下
)
連
挿
(
松
本
)
〉
に
関
連
。

⑫

刊行年の注一 同前。



1986. 4. 13

8/17 みな

5.9.14

うっあ... おもい...

ねもじの
にも?



刊行本の註 | 86. 2. 10 に大坂高我で生じた入自主管理の行務。
運動の止揚テーマに因連。

特集 ▼ 六〇年代詩をめぐって

アンケート 《今更なんで六〇年代詩なの?》

- ①六〇年代詩とあなたが最初に会ったのは、何年でしたか。その詩人、作品を覚えていただけますか。出会いを媒介したのは何だったのでしょうか。商業誌、同人誌、詩集いずれでも挙げて下さい。
- また、当時あなたは何歳ぐらいだったのですか、既に自分で詩を書かれていましたか。あるいは、何時頃から書き始めましたか。
- ②「六〇年代詩人」と言われて、まずイメージされる詩人は誰ですか。
- ③六〇年代詩を代表すると思われる詩集を三冊挙げて下さい。
- ④これまで、あなたが発表されたものの中に、六〇年代詩人論(あるいは作品論)がありましたら、誰(どれ)についてであったか挙げて下さい。数多くありましたら、代表的なもので結構です。
- ⑤今後、あなたが六〇年代詩(人)について批評(エッセイ)を書くとしたら、誰(あるいはどの詩集、作品)を取り上げたいと思いますか。
- ⑥最後に、六〇年代詩に限らず、あなたが最も強いインパクトを受けたのはどの詩人からだったか、挙げて下さい。

戦後生まれの詩人四九人が答える(拒む) 六〇年代詩との出会い方(すれ違い方)

* ()内には所属誌名と生年を記している

神山睦美 (一九四七生)

- ①七〇年頃
- ②鈴木志郎展、天沢退二郎、賞谷規矩雄
- ③「六月のオブセッション」、「時間錯感」、「複製同様又は臨界への逃走」
- ④「賞谷規矩雄——生活・他界——(二成熟の表情)収録)
- ⑤天沢退二郎(たぶん六〇年代詩人論は書かないと思います)
- ⑥石原吉郎

中森美方 (一九五一生)

「六〇年代詩」というような区分けで考えたことがないために、アンケートの項目、いずれもピンときませんでした。申しわけありません。知識、教養、の近代詩から離れ、最新線の詩人との出会いということになれば、やはり、現代詩文庫(民権社)の役割は、大きかったようです。ただ、あのシリーズに収められていない詩人への目配りが、かなり遅なりましたという反面もふくめてです。

現在の詩の傾向のものは、大体、あの「六〇年代」に出そろっているような気がしています。

田村のり子 (二イリスニ、一九五一年生)

(目下、頭がバアです。「六〇年代詩」って何? 既へたばよいのですが、気力・体力・知力ナシにつき、まのぬけた回答でよければ……)

①たぶん一九六五年頃(中学生志角川文庫の「現代詩人選集」だったか。当時テニスクラブで多忙でしたが、こっそり、に詩のようなものを書いていました。(マリーローランサンのまわ)

②「六〇年代詩人」かどうか、わかりませんが、中学生の私には言岡実の借侶だったか、「かわわかってるウ」と思いました。

③よくわかりません。(はじめて自分のおこづかいで買った詩集は、谷川俊太郎でした。)

④詩人論なんて、書いたことありません。スミマセン。

⑤そのうち、自分にとっての必要があれば、「六〇年代詩」(?)とキチンと交流する時があるかと思いますが、今はそれどころじゃありません。

⑥つきなみですが、宮沢賢治、金子光晴、馬淵美穂子、ローレアモン。

以上、一〇代にさかのぼっての答えです。でも二〇年たってからといって、アホはアホとゆーか、何にも進歩していないことに気付きます。八七年、中三の頃は、A・K・ルグエイの「一がド戦記」なんかの詩を扉裏に貼ったりしています。

(F 10.0)

(55)

福岡健二

(「オーバーフェンス」「鷲」、一九四九生)

①一九六七年。大学のクラス討論での同級生の発言の中に「現代詩手帖」という雑誌の名前が登場した。発言者の興奮ぶりや同級生たちのおどろきの様子など、その場面を鮮明におぼえている。それからまもなく、別な同級生が思潮社の現代詩大系をもってゐるのを発見した。そのへんを媒介として、本屋で「現代詩手帖」や「詩と批評」を立読みするようになり、当然、六〇年代の詩人たちにも出会ったが、具体的にどれの、どの作品が最初だったかは意識していない。私は大学一年生で一八歳だった。それまでも詩みたいなのは書いていたが、現代詩風のものを書くようになったのは、その次の年。

②天沢退二郎。アイウエオ順でもABC順でも、この名前がまっさきにくるのだ。

③「夜から朝まで」、「鑄製同棲又は陥穽への逃走」、「黄金詩編」、もうひとつあげてよければ、「少年」。

④ない。

⑤この号にのせた「告白的予告編」を書いて、今回は準備不足、すこし時間をおいて「六〇年代の詩を読む」という作業にとりかかろうと、自分を納得させた。そうしたあとで、このアンケートに回答を求められて、実はだいぶ困惑している。まあ、「予告編」に書いたとおりで、さしあたりそこで示した三冊について書くことになるわけだが、それとはべつに、「鈴木志郎廣論」もやりたいと思う。

⑥一九七〇ころ、詩人は清水純ひとりでいいと感じた時期があった。これは言っておきたいことだ。どれだけ強いインパクトを受けたのか、いまとなつては心もとないが、そんなふうにひとりの詩人を意識したことは、ほかにない。

加藤健次

(「オーバーフェンス」「防虫ダンス」、一九五四生)

①一九七一年。高校生だった。岡山に「コマンド」というジャズ喫茶があって、そこで会った髪が腰まである大学生らしき人(その人は大阪から流れてきたと言っていたが、どこに寝起きしているのか知らなかった)に影響を受けて、「現代詩手帖」を買った。今手もとにあるいちばん古い号は、六九年一月号だ。この号では「エロチズムから死へ」という特集が組まれていた。当時私はバタイユに心酔していたので、たぶん古本屋で買ったのだろう。この号に載っていた、清水純の「流刑の刻」という詩と福田菜師という人の「鉄砲」という詩には、ショックを受けた。あの髪の長い放浪者は、私には六〇年代そのもののような印象を残してどこかに消えていった。彼はいつもゲリー・ビーコックの「VOICES」というレコードをリクエストして、薄暗い喫茶店のすみで天沢退二郎を読んでいた。

②清水純

③自分にとって、という観点から言わせてもつと、清水純「長い」と、渡辺武信「首都の休暇」、鈴木志郎「鑄製」

同棲又は陥穽への逃走」。

④ありません。

⑤この号で清水純について書いたが、その冒頭でも述べているように、あまりきちんと詩人の全体像と時代とをとらえたいとは思わない。むしろ、現在に通じている表現を都合よくひきずりだしてきてやるほうに興味がある。そういうやり方

特集

《六〇年代詩をめぐる》のアンケートについて

由木しげる

私たちと同世代の戦後生まれの詩人たちが、すぐ先行する時代の詩六〇年代詩とどの様にして出会ったか、あるいは現在も関心の対象にあるのかどうか、各々の心中の披瀝に私たちに興味を抱いたと、言った方がよいか。私たちの目配りのきく範囲で、気になる仕事をしているおよそ六〇名ほどの人たちにアンケートを出してみた。その内、四七名から返答が来た。協力に深く感謝したい。

それにして、同人誌で特集を組むのは難しい。アンケートとなると尚更である。アンケートの内容は、一人よがりにならずに、相当数の人たちの関心を置く様な刺激的なテーマが必要だし(そうでなければ回答が期待できない)、また少しは欲ばって、現代詩の現在に対して何らかのインパクト

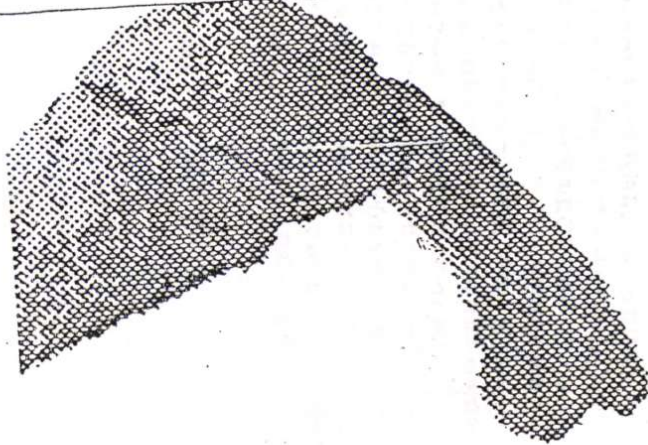
を与える様なものでもありたいし。かと言って、奇をてらうジャーナリスティックな売れ線狙いは自制したいし、と言ふふうにだ。

ところが、テーマのコンセプトがオーソドックスすぎると、商業誌の方が先んじてしまう。(六〇年代詩)というテーマも、「現代詩手帖」が九月号で、「凶区」を中心にやるみたいだし。私の参加している別の同人誌「第五子」三号の特集「野球」も、同じく「現代詩手帖」八月号でやられていた。「防虫ダンス」のように「早い、安い、多い」を標榜する詩誌ではなく、年一回刊がやつの超スロー・ペースの「オーバーフェンス」であってみれば、手に余る事が多すぎるといふわけなのである。

(中略)

アンケート 《今更ど、うして六〇年代詩なの？》
 藤田隆一 「六〇年代詩とナシヨナリズムの
 関係」 加藤健次 「懐疑的な論の行方―清水親をめぐって」
 藤田隆一 「六〇年代の詩」を語る・出口日
 予「出口日」 由木しげる 「佐々木耕三の詩」

【特集】六〇年代詩をめぐって



オーバードラマ

第11号 1987年10月

- 古井 一実
- 秋山 基夫
- 増田 耕三
- 水島 英己
- 石原 信幸
- 添田 啓
- 加藤 健次
- 福間 健二
- 由木 しげる



六〇年代詩——。声に出してみれば、懐かしい様な、照れ臭い様な響きだ。いろんな意味で、決着は持ち越されたままだ。六〇年代詩人の中でも飛び切り真摯な完全規矩者が、同時代としての六〇年代を括った「詩的60年代」を刊行したのは一九七四年秋であった。同書は一九六三年の松下昇に結ばれたエッセイから始まっている。《遠い夢》のように六〇年代の明け方から暮れ方までを見つめ、今なお、圧倒的な意識的無視と忌避の中で構事の嵐の様な元兇として記憶される松

を求めている。私たちと同世代の多くの詩人たちは、どんな態度、どんな姿勢で、その六〇年代詩を見つめていたのだろうか？ それ私たちに、このアンケートを提出させた理由である。問いの時宜をおそらくは一〇年ほどのスケールで、大幅に逸しているとの指摘は覚悟の上での、試みだったのである。それが、現代詩の現在の活性化につながるかどうかと問われれば、黙ってうつむいてしまおうかあるまい。

下昇が検算される事もなく放置されたままの《詩的六〇年代》とは、その全体像は今なおとても危ういのである。だから、六〇年代詩を語り始める時は、詩を書いている事について不安を覚えている時なのかもしれない。
 ともあれ、このアンケートがうまくいきます様にと願ったのだ。質問の立て方が私たちの思いから乖離して今一つサエないのは、私のセンス、力量の問題なのでその辺を了解して買った上で回答者に恕しを乞いたい。回答を寄せて下さった皆さん、本当に感謝です。有難う。
 なお、回答については、同人の加藤、福間、由木の三人を除いて葉書でお願いした。また、葉書の中には「回答への断り」という主旨のものもあるのだが、それもアンケートへのひとつの回答であり、その書記じたいが回答であると考えて載せて掲載させて戴いた。あわせて御理解をお願いしたい。また、掲載の順序は、葉書の到着順によっている。

をもたないってことでした。詩が空無としてあらわれることを透谷の場合だと、思想としてごく情熱的に考えようとしたわけですが、なぜ空無が課題になるかというと、そこには日本の近代の特殊の問題があります。後進国の近代化の問題といってもいいんですが、要するに前の時代の古い生活習俗とか習慣とか、天皇制をはじめとする宗教的な遺制と結びつくようなところで、日本の近代化は始まった、あるいは進んだと思うんです。ヨーロッパにおける近代で理念的な問題となった個人の自覚や恋愛や、平等の問題とか、あるいは労働者の権利の問題とか、そういったヨーロッパの近代の理念の自覚をすすめる、古い遺制と結びついている制度的な近代と衝突せざるをえないってことがあるわけです。日本の場合、古い習俗と結合することでしか近代化が進んでないことがありますから、また、ぼくはこの近代以前の生活習俗とか宗教的な遺制を、風土性というように考えてきたと思うんです。近代と衝突する位相というのは、かならずこの風土性みたいなものからも疎外されてしまう。そこに空白、空無というものが生まれるんですね。これは透谷の論理に従っていいますと、決して勝利しえない位相といえるでしょうし、基本的にわが国の近代の詩は、そこを成立する場所を見つけてきた、と思う。透谷以後の詩人でも、中原中也をはじめぼくが関心を抱いてきた対象は、みんな同じ問題を抱えているわけです。空無は中也の場合ですと感受性の病となって表れますし、萩原朔太郎ですと、神経症的な世界とか生理的な異常の世界として表れてきます。いずれにしても、近代と風土のからまりあった問題というのが見えていくわけです。鴎太郎の晩年はもう空白そのものといえますか、近代に幻想もてないし、かといって風土として現れてくる日本へも回復できない。「持たざるものは一切なり」といったどこへも行けない空白性それ自体のなかに宙吊りにされています。小林秀雄にしても中野重治にしても、石川啄木にして

し詩はなおかつ社会的にある意味をもって存在するという確信でいうんでしょうか、そういうのが北川さんの批評の射程の広がりを保証しているように思える。同時に、一時期、松下(昇)さんとの関係で表現運動における共闘といった問題も出てくるわけです。このことは「詩的メディアの感受性」という本のなかで、かなりふみこんで書いておられるんですが、つまり、詩が社会的に存在するという問題は、そういうところへ行ってしまう可能性をつねにはらんでいる。そういうことはもちろん入沢さんや天沢さんだとありえない問題ですね。北川さんのなかにはいまでも、自分をふかく時代性の中へ投げだしてしまおうような、詩の社会的な存在や有償性についての確信があるんじゃないかと思うんですが。北川 そうですね、それを有償性ということでは言っていないかどうかは別として、そういうものがあるとすると、ただすごくくねくねしたものでしてですね。そこに最初にも言った方法としての詩という問題がからんでいるかも知れません。日本の近代文学、あるいは明治以来の日本の精神史を考えると、方法としての詩ということでは対応してゆくわけです。たとえば中野重治や小林秀雄をとりあげるときに、ほかの文芸批評家や研究者と比べると極端にちがっているのは、詩の問題を通してみてゆくということだと思います。つまり詩を方法として近代をみると、ここに詩の有償性ということがからまっています。日本の近代における詩の位相というのが、いつも空白っていいですか、文学的にいえば空無っていうんでしょうか、そういったように表れることに、ぼくは最大の関心があるんですね。たとえば北村透谷のことばでいいですと、山路愛山との論争文「人生に相渉るとは何の謂ぞ」のなかで「空を察し虎を狙ひ、空の空なる事業をなして」戦いの中途に「いずこへか去って」いっちゃうものが詩人であるとかね。いまいわれた有償性とは逆に、要するに最初から、詩人が近代において強いられたのは、この世の中では場所

も、ぼくが引き寄せられてゆくところといえますか、焦点を合わせているところというのは、そういう空白の問題が表れているところですね。もちろん、具体的に論じるときにはさまざまなテーマが出てくるわけですが、しかし自分のなかでいちばん強いモチーフは、そういう問題を反復しているとは思いませんね。

けっきょく、わが国の近代において詩が空白にさらされるというのは、当然有償性ではなく、無償性としが表現できないということだけでも、ただそれは先験的な無償性としては考えないということでもあります。日本の近代以降の社会において、詩が成立する条件をたずねようとすると、そこはちょっと避けられない問題として空白、空無といった場所が見えてくるんですね。ぼくにあって詩の無償性の問題というのは、そうした社会的、状況的な緊張感のなかでしか考えられない。それを有償性をすくいだそうとしていると言え、それでもいいわけですが、その場合は、やはり、詩の有償性の問題がねじられて、いつかという言い方になる。その空白というものを根拠にしているのは、詩の自由の問題、あるいは制度的なものに対する侵犯や自由の問題が出てくるわけですから、これが瀬尾さんのいわれる詩の有償性ということかなと思いますけど。ぼくが危なっかしいところ、松下昇の表現闘争とかかわっちゃうというのは、たしかにこうしたぼくの考え方に根拠があるとは言えるかもしれませんが、松下さんとの問題は非常に難しく、まだあまり言いたくないところがあるんですけど、ただ、最初の出发点として、ぼくが彼に加担していいんじゃないかと思ったことがあるんです。それは、彼の単純なことばがきっかけになっているんです。どういふことかという、「今ぼくは状況の先端にいるようにみんなは言うけど、実はね、ただしんどいから昼寝していただけだ。昼寝していたらいつのまにか、状況の先端にぼくがい

ることになってしまった」と松下さんが言ったことがあるんですね。ぼくは、そういう彼の発想についても、のすこく共感するところがありました。彼が最初の頃もついていた問題は、後でいろいろと政治的に意味づけられたこととはちがって、やはり日本近代以来の空白性と接触する地点だったような気がするんです。松下さんが発見した「へ」というのは、あれはまさしく空白そのものなんです。彼がこの「へ」を発見する過程というのは「六甲」という小説のなかでなんですけど、彼はじつに何気なく、小石を拾うようなかたちで「へ」を見つけていくわけです。作品のなかで彼がおいている「へ」はそういう何気ないものとしてあるんです。それが運動として構築されていくなかで、ぼくなんか考えているのは全く別なところに展開していった。それに対してぼくは全く無力だったと、そういう問題としては残っているでしょうね。ただ出会いといえますか、最初に共有したモチーフは明らかに表現の問題であつたとは、言っておきたいことですね。

瀬尾 透谷の空の空、社会的な空白の部分、それは無償性でもあるんですが、それと、詩が社会的に有償であること、このどっちかをとるんだらとても簡単なわけですね。どっちかを選択すれば、とても堅固な世界がつかれるし、それは容易だと思えます。しかし、それをとてもねじくれたかたちではあるけれど、どうにかして接続しようとするところに、北川さんの問題があつたという気がします。でも、今から見ると、社会的な空白性を社会的な存在として救出するということが、あるいは詩が社会的な存在であるということか、詩がある力をもつことというのを、どうなんでしょう、もっと積極的にか、社会の側からみて、それを根拠づけたり、はかたりするというような視点が可能だったんじゃないかとも思うんですが。

修羅シニシニ、菅谷規矩雄との
——交遊史一面

北川透

菅谷規矩雄との交友も、すでに二十年を越えた。この間、彼はずいぶん険しい難路を走りつづけた。彼にくらべれば、わたしなどは平坦な道を、サイクリングしているようなものではなかったか、と思う。

それはともかく、いつもわたしは彼のことが、彼の声、彼のあえぎや無言さえも、いちばん近いもの、親しいものとして聞きつづけた。そればかりではない。わたしの同世代の詩人で、彼は本質的に、原理的に詩と批評を考えてきた例はない。しばしばわたしは関心や試行が交差した。彼のもつとも透徹した思考の在り方は、詩的リズム論に示されているが、それだけではない。彼の北村透谷論や中原中也論、萩原朔太郎論からも、「荒地」の詩人や吉本隆明に対する考察からも、詩の現在に

対する時評文からも、その本質へのまなざしから何度、電流に揺れたような啓示を受けたことか。同世代の詩や批評という点でみると、わたしはいちばん無意識のところまで菅谷さんから、もっとも多くの影響を受けているはずである。

とはいえ、ここは菅谷規矩雄の詩や思想について語る場所ではない。彼との個人的な交遊について、素描することが求められている。菅谷さんとは、これまで数えきれないほど会っている。その時々、場面とか光景については鮮明に覚えているが、どういうわけか、時間の感覚があいまいだ。しかし、彼と最初に会ったのがいつ頃かということは、数葉の写真に、わたしが偶然書きこんでおいた日付によって、思い出すことができる。もっともその写真に彼が写っているわけではない。

それは、一九六五年八月、神戸、六甲山中の有馬温泉において開かれた、「日本経済新聞」のある会合の時に撮ったスナップ写真である。その会は、たぶん、モニター会館とも呼ばれた。この新聞は、当時、モニターを

集めていて、その資格が何であったのか忘れてたが、課題に応じた文章を書き送ると、一年間の購読料がタダになるというものだったろう。わたしはおそらく、その条件をパスして、一年間モニターということだった。夏になって鎌倉から、有馬温泉でモニターの集まりをもちたい、ついでには宿泊費のすべてはこちらでもつから参加しないか、という案内がきたのだ。

その集まりで何が話されたのか覚えていないが、わたしには忘れられない出会いがあった。こちらの眼を見つめて、一語一語噛みしめるようにゆっくり話す不思議な人物。それは松下昇であった。彼は若い頃から、落ち着いた大人の風貌をしていて、わたしより一歳若いということが信じられなかった。わたしは彼がその当時、「試行」に発表していた小説を読み、ひそかに高く評価していたから、二人だけの話はずんだのだと思う。自分のいま教えている神戸大学に、菅谷規矩雄が助手だか講師で来ており、住まいも近くだ、と言った。

その当時、菅谷さんは、最初の詩集「六月のオブセッサ

ション」を、新芸術社というところから、すでに出していた。わたしはオブセクションなどということばを、こ

こではじめて知ったが、その暗い抒情の輝きのなかに、思想を纏めることのできている、彼の詩の世界は、十分に望に値した。また、前年に彼は天沢退二郎、渡辺武信、鈴木志郎康などと一緒に同人誌「凶区」を出していた。彼らがその前に出していた「暴走」や「パッチン」の時代から、わたしはこのグループに特別な関心をもっていたが、彼らのうち思想的な位相で、いちばんわたしに近いのは菅谷規矩雄だ、と勝手に思いこんでいたのである。

菅谷さんの方もまた、その頃、彼が担当していた「現代詩手帖」の「時評」で、わたしは彼の同人誌「あんかるわ」に発表していた批評文などを、共感をこめてとりあげてくれた。そんなことで、松下さんが、彼のところに案内しようと言ってくれたので、わたしは喜んで連れていってもらうことにした。

翌日、松下さんとわたしは、六甲の山中を歩いたり、ケーブルカーに乗りついでりしながら、菅谷さんのアパ

現代詩文庫 01 菅谷規矩雄

発行・一九八七年十一月三十日

著者・菅谷規矩雄

発行者・小田久郎

発行所・株式会社思潮社

東京都新宿区市谷妙土原町三十五

電話東京(二六七)八一四一(総機)八一五三(営業) 郵便東京八一八二二

印刷・凸版印刷株式会社

製本・岩佐製本所

ISBN 4-7837-0843-6 C0392

『行々』の註 18、19 批評集をめぐり

討論集の直前に入牛し、反批評への過渡的レジュメと文に急加答へ指示した。

トにまでたどりついた。昼過ぎだったと思うが、とても暑い日だった。それは本造の二階建のアパートのような記憶があるが、松下さんは部屋の前までくると、扉をたたいて大声で呼ばった。菅谷さんはお昼寝かなんかしていたのだと思う。松下さんからはくを連れてきたことを聞くと、部屋の中でガタゴト音がした。松下さんはそのまま帰ってしまったので、わたしは申し訳ないような気持ちで、そのガタゴトが終るまで、廊下で待っていた。これがまったく運命的な出会いであることも知らずに。

やがて片づけられた部屋に招き入れられて、わたしは菅谷さんとはじめて会ったが、彼はまったく偉ぶったところも、構えたところもない人で、わたしたちは長い間の知己のように話ができただけだった。彼は主として、「凶区」の詩人たちの話をし、わたしたちが地方で出していた「あんがるわ」という雑誌のことも聞いてくれたのだと思う。わたしは彼に会って、視野が急に明るくなったような気がした。別に彼が書いている以上の新しい

情況への切り口やら、情報やらを得たというわけではないだろう。しかし、わたしはそれまで詩を書く人としては、周辺の友しかもたなかった。菅谷さんが、明らかに述べていたのは、自分とか周辺とかを越えた全体への眼を持ってのことだと思ふ。そのような眼をもった同世代の詩人と、活字を通してではなく、直接に話をしたことは、ともかく新鮮な経験だった。

出会いというものは不思議だ。六甲の山の中で、思いがけず、松下さんと邂逅しなければ、そして、彼に案内されて、菅谷さんのアパートにまで出掛けなければ、大げさではなく、わたしの人生のいくらかは確実に変わっていた、と思ふ。どう突っついていってかを説明するのはむずかしい。ともかく、これを直振のきっかけとして、二人との間に単に書かれたものを読むという関係を越えた交渉が生まれた。この延長においてこそ、松下さんは大学闘争が起るや、「悟沢への発言」を出発点とするヒラを送ってきた。名古屋大学に移った菅谷さんは、バリケードのなかに、わたしを招いてくれた。彼らの熾烈なたたか

い。わたしは同人組織を解体し、わたしの個人編集の雑誌とした「あんがるわ」を、彼らの闘争の表現のレベルでの媒体にした。そして、「あんがるわ」別号として、『松下昇表現集』（一九七一年一月）を刊行し、さらに、『菅谷規矩雄（解体新書 第一冊）』（一九七四年一月）を刊行した。菅谷さんについては、その連続性において、『北東紀行』（一九七七年八月）、『神聖家族（詩片と寓話）』（一九八〇年七月）などの詩集を、やはり別号スタイルで出すことになる。

あのころの菅谷さんについて書くとすると、松下さんを含んだ奇妙な三角関係について話さないわけにはいかない。松下昇と菅谷規矩雄との間には、わたしにはよくわからない緊張関係があった。大学闘争について言えば、二人はそれぞれ別の拠点となるべき場所をもっていた。場所をもたないわたしは、大学闘争のレベルでは対応しない（できない）、表現にかかわるレベルでは対応しないと公言しつつも、具体的な場所では、明快な区別がつけられないことも多く、いいかげんにならざるをえなかつ

たし、いいかげんになることをむしろ積極的に肯定した。わたしへの対応で二人には、非常にはっきりした差異があった。松下さんは、わたしに対しても、次々と課題を提起し意欲を強いた。むろん、わたしが拒否すれば、決裂にいたった最後の局面以外では、彼の考えを押しつけられたことはない。それに対して、菅谷氏は大学闘争に闘じて、わたしに何かの選択を強いること自体がいちどもなかった。彼は、どんなに学生たちと共闘する集団を組んでも、わたしの見るところでは、いつも基本的に一人だった。

これを別の面から書くと、松下さんと会った時は、闘争の話題以外に、むろん、瑣末で取るに足りないような日常生活の話はいくらでもしたが、文学や思想状況の話はほとんどできなかった。彼は闘争の展開と孤立とともに、その面の関心やことをますます失ってゆくように思われた。逆に菅谷さんとは、彼が闘争のどんな困難な局面にある時でも、そんなことはまったく関係ないように文学や詩の話をしてきた。二人とも、いわゆる政治家

とは違わなければならない。菅谷さんは大学闘争のなかにいても、すくなくともわたしとの関係では、詩人であり、文学の批評者である姿を失ったことはなかった。わたしと松下さん、わたしと菅谷さんというように、別々にはずい分会っていても、三人が一堂に寄り集ったのは、たった一回しかない。これはわたしにとつて、いままも不可解な驚くべきことである。

このころこそそういうことがなくなったが、数年前までは、わたしは上京するたびに菅谷さんに連絡し、彼の住む日野市の百草園地のマンションに泊めてもらっていた。奥さんの手料理もおいしいが、彼自身がみことな院をふるってなしてくれたことも多い。菅谷さんとのつきあいで、たぶんわたしは沢山の不快を手えているだろうが、彼からそのような印象を受けたことはない。あれはいつだったか、やはり、彼のところで舌鼓をうたっていて、百草園地という地名と、北村透谷が「三日幻境」の中で訪れている「百草園」とは関係があるのだろうか、と聞いてみた。菅谷さんは、即座に「百草園」

なら、すぐ近くだから、焼りの電車で途中下車して寄ってみよう、と言ってくれた。こういう時の菅谷さんは、実に身軽で、腰の重いわたしなどはいつも驚かされるのだが、翌朝、彼の案内でそこを訪ねることになった。

その日は、朝から、驟雨性の雨が降ったり、やんだりして、あいにくの荒れ模様だったが、そこは樹木がうっ蒼とした小高い丘の、なかなか広い公園だった。そして、中の建物のどこかで、民謡教室のようなものが開かれているらしくて、三味線の音色にまじって、おばさんたちの謡う声が聞えてきた。そこで三味線の音色を聞いたことが、わたしにとっては意外だったので、なかば冗談に、ちよつとした明治の情緒があるねと言ったら、彼はつまらなさそうな顔をしていた。売店でわたしはジュースを飲み、彼はビールを飲んだが、また、雨が降ってきた。そんな悪行きになってきたので、わたしはそうそうに引きあげることにした。その時、彼は百草園はつまらなかつたから、こんどはいつか長権派時代の逐谷のゆかりの地・川口村へ行こう、と誘った。それから十年以

上過ぎていくのに、腰の重いわたしは、まだ彼の誘いに応えていない。

こんな風に、彼と会った時の楽しい思い出はいくらもあるが、もう一つ印象深い夜について書いておきたい。それはまだ新しくいまから四年ぐらい前になるが、新宿の紀伊田屋画廊で、わたしの知り合いの画家が展覧会を開いていた。他の仕事もかねて上京したわたしは、その画廊で彼と落ちあい、他の友人たちとも一緒に夕食をとったあと、新宿ゴールデン街の酒房トウトウへ行った。これは時人でもある安田有さんの経営する飲み屋だ。わたしは友人でもあると、その夜はちよつと近くで、福島泰樹の短歌総論コンサートがあったらしく、会がはねた後の歌人が何人も流れてきて、せまい場所は超濃密になった。佐佐木幸綱の大きな身体がわたしの隣りにあり、記憶に鮮明なれば、小池光や蓮浦母都子、樋口寛などの威勢のいい歌人たちと、すでに十分にアルコールの入っていたわたしとの間で、ちんぷんかんぷんの大騒ぎが起ってしまった。

そうこうしている間に、午前二時頃になったろうか。その頃になるとさすがに眠ってまた飲んでいたので、佐佐木さんと菅谷さんとわたし以外では数人だったが、だれも名前を知らないスラックス姿の若い女性が、一人椅子の上で横になり、昏々と眠っていた。菅谷さんが、その美しい寝顔と言ってよい女性を起そうとして、頻々べたをたたいたり、耳元で大声で呼んだりするのだが、彼女は正体もなく眠りこんでいて、いっこうに醒覚めない。このひとは安心しきって寝ちゃっているんだよ、と菅谷さんは嘆息したが、わたしもすっかりあきれてしまった。それにしても、もうおれたちは帰るから、この女の子を頼むよと、マスターの安田さんに声をかけている菅谷さんを見て、わたしは意外な美顔を見たように思った。

外へ出たら、たたきつけるような恐しい雨だった。むろん、もう電車は終っていた。ホテルに予約してあるからというばかりを、彼はむりやりタクシーに連れこむと、寮雨のなかを日野市の百草園地まで走らせた。そこまでは相当な距離がある。二人とも酔っぱらっているから、

車のなかで何をしゃべったのか覚えていない。しかし、雨と信号の明滅と大型トラックの轟音の中を、疾走するタクシーは、どこか七〇年代のわたしが生かしてきた運命を暗示していた。わたしはつぶやいた。

修羅シューシュー同行二人甲州街道

大学闘争以後、闘争参加者のそれぞれがそれぞれの経緯を経て、もはや△闘争▽と呼ぶには相応しからぬ現在を△生活▽しています。現在の△生活▽の根拠を他者から激しく問われることもなく、もしあったとしても、それなりに逃げ場があり、自分自身が問わなければ、どんどん風化してしまう状況の中で、多くの闘争参加者は△沈黙▽しているといつてよいでしょう。

ともすると、私もそれらの人と同様に、ある面では△沈黙▽の中にいます。しかし△沈黙▽へ至るつぶやきを比較検討すれば、「俺は、そうじゃないんだ。」と言いたくなるのが、よくありました。それは、かつての闘争参加者が△闘争▽と△生活▽を対極的に捉えて、話すときです。すなわち、△生活▽によって、△闘争▽の持続が困難になるといふ論理または非論理を展開するときです。

一方、現在も自分たちの活動を△闘争▽と自負している人たちもいます。立派な人もいますが、たいていは「よくやってるな〜」と呆れてしまします。

しかし、私の関心は、もっと別な方向にあります。ほんの一部の人にしか配布しなかった詞集「最後の言葉」（一九七九年）で表明した「革命の絶望」というテーマがそれです。かれこれ十年近く、そのテーマを追求し続けてきましたが、これから先も私の△生活▽の根拠であり続けるでしょう。その内容は、決して他人に積極的に言うようなものではないので、これまでも黙ってきましたし、これからも黙っていくつもりです。ただし、問う人があれば、いつでも応える姿勢は、持ち続けています。

最近、私自身のために、また△ある人▽のために、心の慰めとなるようなものができればと思い、詩作活動に精を出しています。

この文章が「松下昇批評集」作成の目的と、どこかで交差することを祈りつつ...

一九八八年二月一〇日

友田清司

狭くない共同性とはなにか？

1988.7.31 野原 瑛

γ系について、「狭い共同性内部の了解」が多くみられる、とい
っておられるところが面白かった。

共同性内部の了解=インテリのジャルゴン。書いた方とすれば、
たとえ難解とそしられようと、自分はいくまである普遍性といった
ものに対して、書いているつもりではありましように。難解さや、
インテリの存在様式への偏見を越えて、狭くない共同性とは何か？
と問うてみれば、これは大きな問題です。たとえば、外部という言葉
を書きつけるとき、その言葉はある流通の範囲を無意識に前提し
てしまっている。Aにたいして、<A>とは本来その範囲を越えよ
うとする志向性そのものを指すためのものだが、やはりひとつの記
号としてこそ了解されてしまう。このパラドックスをいかにせん！

三角形に対して、幻のもう一つの頂点を、最初の三つの点が指定
する平面の外側に、設定することができれば、

この三角錐により稜線と面と立体が生じ、このときの包括性のリ
ズムが各頂点を喰とする幻想性に〔生命〕を与えうる…… (註)

私たちが注意しなければならないことは、幻の頂点は、それ自体
としては、把握することも、指定することも、描写することも、決
してできない、ということだ。言葉の外側にある、イメージによ
ってたどりえない、そして祈りの対象とすることすら禁じらている。

幻の頂点について、私たちは言及することができない。

ただ、存在するとはいえないが、(一瞬のちには消え去るとはい
え)ある手触りとして、稜線と別の稜線との違いを、感じとること
があった、とあなたが言い、稜線という言葉は理解不能だが、面
については同じような感受がある、と私が言ったとき、そのふたりの
間の、言葉の不可能性を、あくまで厳密な数学的な繊細さによっ
て、<統一場の理論>として形成することができれば、そこに<幻の三
角錐>が(んやりと(ぼんやりと)姿を現わすであろう……

ただ、何度でも言うが、幻の頂点について、私たちは言及する
ことができない、この禁止の強さを、感受しない限り、きみは、地獄
に落ちるしかないのだ。

(註)「時の櫻への／からの通信」P.11

註

マスコミツ名(稜)の

刊

行

に

際

して

と

多

分

し

て

下

す。

(刊

行

年)

内容や刊行過程についての質問・提起、印刷が
よみにくい箇所や欠落ページの指摘などは左記
へご連絡下さい。

〒657 神戸市灘区赤松町一―一 松下気付

批評集刊行委員会

(TEL-078・821・4984)